

東北における外国人材の現状・ 課題等に関する調査報告書

令和3年3月

(2021年)

独立行政法人

国際協力機構 (JICA)

アイ・シー・ネット株式会社

略語

略語	英語	日本語
ABIC	Action for a Better International Community	特定非営利活動法人・国際社会貢献センター
AIA	Akita International Association	公益財団法人秋田県国際交流協会
ALT	Assistant Language Teacher	外国語指導助手
BPO	Business Process Outsourcing	業務プロセスアウトソーシング
CCY	Cherish Club Yamagata	外国出身の子どもたちや外国にルーツを持つ子どもたちのために教科学習サポートを行う学生ボランティア団体
CIR	Coordinator for International Relations	国際交流員
CLAIR	Council of Local Authorities for International Relations	一般財団法人自治体国際化協会
CSO	Civil Society Organizations	市民社会組織
DF/R	Draft Final Report	ドラフト・ファイナルレポート
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
ICN	IC Net Limited	アイ・シー・ネット株式会社
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
MIA	Miyagi International Association	公益財団法人宮城県国際化協会
NPO	Nonprofit Organization / Not-for-Profit Organization	非営利団体
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OTIT	Organization for Technical Intern Training	外国人技能実習機構
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
YIRA	Yonezawa City International Relations Association	米沢市国際交流協会

写真



漁具を整備する技能実習生（気仙沼港）



児童の絵画（日本財団の支援する電力供給設備付近・気仙沼港）



県内の多文化共生促進をねらって配付した防災手ぬぐい（秋田県庁）

目次

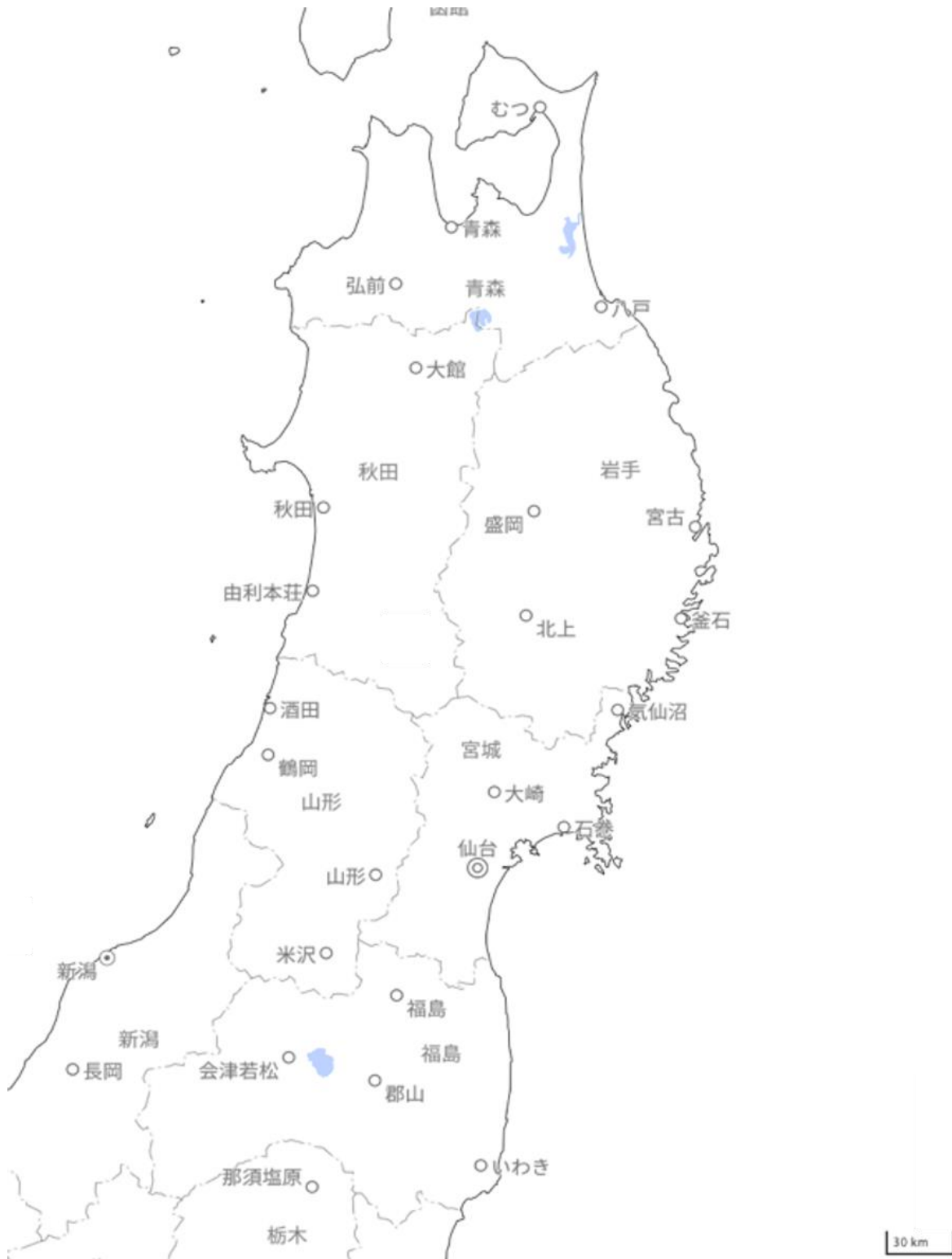
略語	i
写真	ii
目次	iii
調査対象地域位置図	v
第 1 章 はじめに	1
1.1 業務の背景	1
1.2 団員構成	1
1.3 調査項目と実施スケジュール	1
1.4 調査日程	3
1.5 業務実施方針	3
1.6 調査実施上の制約事項	6
第 2 章 東北地方の経済	9
2.1 経済・雇用情勢の概観	9
2.2 東北地方の外国人材	9
第 3 章 多文化共生推進に関する国の取り組み	11
3.1 外国人の在留・就労制度	11
第 4 章 東北各県の外国人材受け入れの現状と課題	17
4.1 青森県	17
4.2 岩手県	23
4.3 宮城県	30
4.4 秋田県	39
4.5 山形県	55
4.6 福島県	61
第 5 章 東北地方の外国人受け入れに関する課題	69
5.1 東北 6 県における外国人材受け入れの特徴	69
5.2 受入地方公共団体と企業等へのヒアリング結果（まとめ）	71
第 6 章 JICA 東北の取り組み	87
6.1 国内拠点設置の目的	87
6.2 JICA 東北の事業の特色	88
6.3 JICA 東北の事業概要	88
第 7 章 課題解決に向けた JICA の支援・貢献メニューの検討	101
7.1 JICA による支援・貢献メニュー	101
7.2 外国人材の来日前に実施すべき支援の内容	103
7.3 外国人材の日本滞在中に実施すべき支援	109

7.4	外国人材の帰国後に実施すべき支援.....	110
7.5	実施上の留意事項.....	112

添付資料 1 使用した統計資料

添付資料 2 質問票

添付資料 3 ヒアリング先リスト



出典：国土地理院 URL= <https://maps.gsi.go.jp/vector/#7/39.249271/140.438232/&ls=vpale&disp=1>

調査対象地域位置図

第1章 はじめに

1.1 業務の背景

東北6県（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）では、少子高齢化の影響を受けて地域の農業・漁業等の第一次産業、水産加工、食品製造、被服縫製や造船・建設等の第二次産業、介護・医療などのサービス業などの中小企業を中心に人材不足は深刻な状況にあり、これを補う有効な選択肢のひとつとして、外国人材の活用が注目されている。外国人材についてはこれまで、技能実習生を中心に制度、送出国、受入れ企業など様々な側面から課題が指摘されている中、2019年4月「改正出入国管理法」の施行により、人材確保が困難な14の特定産業分野において、在留資格「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となった。JICAは国内外の人的・組織的ネットワークを活かし、東北6県の関係機関と連携して外国人材の課題解決や活用への寄与を期待されているが、その現状と課題を十分に把握できていない。

以上のような背景から、本調査はJICA東北が外国人材に関する現状や将来発生しうる課題などを把握することを目的とした。また、今後JICAが外国人材の受入れや多文化共生の促進支援を行う際に連携先となりうる機関等を検討・特定するとともに、既存の制度にとらわれずJICAの支援・貢献メニューを検討することも目的として実施した。なお、本調査・検討結果については、本調査団がJICA東北と協議のうえ取りまとめたものであり、以下に述べられている事項は、JICAを代表した統一の見解や支援策ではないことを申し添える。

1.2 団員構成

本調査の団員構成は以下のとおり。

担当業務	氏名	所属
業務総括者	小野澤 雅人	アイ・シー・ネット（株）
外国人材受入・多文化共生調査分野1	江木 繁一郎	（株）ゲイン・ホールディング （アイ・シー・ネット補強）
外国人材受入・多文化共生調査分野2	水田 充彦	キャリアバンク株式会社 （アイ・シー・ネット補強）
国際協力企画1	北窓 時男	アイ・シー・ネット（株）
国際協力企画2	淵上 雄貴	アイ・シー・ネット（株）

1.3 調査項目と実施スケジュール

本調査は2020年11月から2021年3月までの期間に実施された。本調査の調査項目とその実施手順を以下に示す。

1.3.1 調査計画策定と実施準備

着手後速やかに、調査の実施方針と調査方法を整理した。また、調査対象とする市町村や訪問先、調査内容を特定し、質問票を作成した。さらに、JICA による支援・貢献メニュー検討に当たっての主な留意点等を取りまとめて、調査計画書を作成し、JICA 東北関係者と協議、合意のうえ計画に従って調査を行った。なお、調査計画は、実施済みの先行調査 4 件の既存資料などを活用して準備を行った。調査項目の選定にあたり、在留資格や国籍、産業分野、滞在地方公共団体別に分けて整理のうえ調査対象を検討した。この際、各県の在留外国人の在留資格と、従事する仕事の産業セクターから調査対象とする地方公共団体と関係機関を特定した。また、公的機関（地方公共団体、交流協会、これらに準ずる機関）と、外国人材を受け入れている企業で収集すべき情報を整理し明確化した。

表 1 参考とした先行調査とその成果

先行調査（JICA 案件）	所管部署	本調査に活用した主たる成果
東南アジア地域地方創生と ODA との連携の可能性に係る情報収集・確認調査	経済開発部	第一次産業（農業）での外国人材受け入れや活用、還流に関する知見、還流人材を活用した国内企業等の海外進出事例
北海道における外国人材の現状・課題等に関する調査	JICA 北海道	多文化共生に関する、地方公共団体や地域社会、関係団体等の多くが抱える課題、先進的取り組みの知見（ICT 産業等）
外国人材の現状・課題等に関する調査	JICA 九州	多文化共生に関する、地方公共団体や地域社会、関係団体等の多くが抱える課題、先進的取り組みの知見（農業・ICT 産業等）
中小企業・SDGs ビジネス支援事業等における外国人材受入・還流にかかる調査	民間連携事業部	アジア主要 6 カ国における送り出し、還流の現状・課題、還流人材を活用した海外進出の類型や有望セクター等の知見

1.3.2 情報収集と分析

上記で行った事前の情報整理に基づき、調査対象の地方公共団体および企業を特定し、訪問・オンライン会議などによるヒアリング、あるいは質問表への記載依頼を行った。外国人材の現状と課題を収集、既存の情報と突き合わせて確認のうえ、東北地方に在住する外国人材の情報をもとに、その現状を調査・分析した。JICA の民間連携事業に採択された企業に対しては、支援事業終了後の状況などを中心に聞き取りを行い、当該事業との関係も踏まえ、外国人材活用について情報を得た。

1.3.3 国内外での支援・貢献メニューの検討・提案

表 1 に挙げた先行調査上に述べられた、外国人材の受け入れに関する過去の成功事例や JICA による支援・貢献メニューへの提案を抽出し、JICA が現在実施している（あるいは検討している）国内外での支援・貢献メニューとの組み合わせや相互補完の可能性を検討しながら、東北地方の特有の状況に合う JICA による外国人材の受け入れに関する支援・貢献メニュー案を策定した。中間報告会（2021 年 2 月 4 日開催）を経て、ヒアリング対象先（地方公共団体、公的機関、および企業）と JICA 関係者から後に得たコメントをもとに再検討し、支援・貢献メニュー提案を完成した。

1.4 調査日程

ヒアリング先ごとの調査実施日程は添付資料（訪問先リスト）に示したとおりである。

なお、本調査の進捗状態の JICA 東北への報告は、コロナ禍であっても、電話やオンライン会議などの方法で維持され、密接に行われた。

表 2 JICA 調査関係者等へのコンサルテーション経緯

日時	内容
2020 年 11 月 23 日	業務計画の説明
2020 年 12 月～	聞き取り調査（現地訪問とオンライン会議の併用）
2020 年 12 月	聞き取り結果（中間報告）と取りまとめの方向性等の討議
2021 年 2 月 4 日	関係者へのドラフト（案）報告等

1.5 業務実施方針

1.5.1 優先分野の選定

東北各県の外国人材の受入れ状況は、国籍や在留資格の構成や受け入れに至る歴史的経緯、産業構造などの違いにより、その様相はかならずしも単一ではない。そのため、調査の重点対象とする特定の国籍や在留資格グループや受け入れ産業分野を東北全体で絞り込むことは困難である。よって、本調査では、県レベルに異なる、受入れ人数の多い国籍、在留資格、産業分野の状況に目を向け、分析し、今後の外国人材受け入れに関する提案を行う際の参考とした。例えば、各県の「技能実習職種別の受入人数」の中で全国平均を上回る産業分野は、各県が積極的に外国人材受け入れを進めている産業分野であると考えられるため、ヒアリング対象とする企業は、各県上位の「食品関係」、「建設関係」、「農業関係」、「漁業関係」、「繊維・衣服」、「機械・金属」から優先的に選択したが、広く異なる産業分野からの情報が得られるように下位産業分野からも選択しバランスをとった。加えて、今回の調査におけるアリング先企業の選定は、過去に JICA の民間連携事業を実施した東北 6 県の企業等と、外国人材の受入実績を有する企業（各県

2-4 社) を選定し、受け入れ状況についての情報収集をした。なお、個別企業に関する情報や回答内容が特定されないよう、報告書上配慮した。

1.5.2 調査対象の特徴を踏まえた提言

調査対象地域の外国人材の在留資格や産業分野などの特徴、また、外国人材の受け入れの各フェーズ(①来日前の送り出し段階、②日本滞中の定着の段階、③帰国後の段階)において異なる現状と顕在化する多種多様な課題を踏まえ、提言を準備した。本調査で判明した課題の中には、来日前の正確な情報の入手等、外国人材自身による解決が可能なものもあるが、来日後から定着期にある外国人材に対しては、共通して、受入れ企業・機関による生活開始準備支援、在留資格や在留に関する手続きや在留地域の法や制度の説明・オリエンテーション等の手厚い支援が必要である。その後、外国人材の日本定着後や、在留活動を終えた帰国後などステージが進むにつれ、課題は多様化、複雑化することは明らかである。本調査では、外国人材受け入れの3つのステージにまたがる障害や課題を可能なかぎり類型化・明確化したうえで、外国人材との共生を促進するうえで、支援メニュー通じて JICA が果たすべき役割を検討し、提示した。

1.5.3 調査対象地方公共団体の選定

本調査の対象となる地方公共団体等は、その地域に在留する外国人人口の在留資格と外国人材を受け入れている産業分野の特徴を参考に選定した。その際には、外国人人口の数の多さだけでなく、現時点での地域経済の状況や外国人材の雇用状況、地方公共団体等による在留外国人と地域住民との共生施策の実施状況なども考慮し、可能な限り多様で多彩な事例を有する地域も対象とした。

具体的には、まずは対象6県全ての県庁所在地と政令指定都市¹、さらに外国人受入実績の多い各県の中核都市²などから、各県3地方公共団体程度を選定した。続いて、規模の小さい地方公共団体であっても、それぞれの地域特性から、特色ある多文化共生に関する施策を展開していたり、JICA 民間連携事業案件採択により外国での事業展開や外国人材受け入れ実績のある企業の所在地であったりする地方公共団体をリスト化し、JICA 東北と協議のうえ調査対象地域に追加した。

¹ 政令指定都市は、地方自治法 252 条 19 に規定された、人口 50 万以上の都市のうち政令で指定された都市であり、現在全国で 20 市が指定されている。東北地方では仙台市のみである。事務所掌、首長の権限、財政、組織等に様々な特例がある(都道府県並みの権限を有する)。

² 本調査において取り上げる「中核都市」は地方自治法 252 条の 22 第 1 項に規定されている「中核市」を指すこととして検討した。中核市は、地方自治法第 252 条の 22 第 1 項に定める政令による指定を受けた市である。中核市は、同法の政令指定都市と並ぶ日本の大都市制度の一つで、現在の指定要件は、「法定人口が 20 万人以上」である。

表 3 主要調査対象地方公共団体とその選定理由

青森県	
青森市	青森県の県庁所在地（中核市）で、在留外国人数は第2位。
八戸市	中核市。総人口は県内で2番目だが、就労外国人数は第1位。（主に技能実習）
弘前市	弘前大学で外国人留学生を多く受け入れている。
岩手県	
盛岡市	岩手県の県庁所在地（中核市）であり、就労外国人数も県下第1位。
大船渡市	水産加工等、食品製造業種が多く、外国人受け入れも多い。震災後の人口減少がみられる。
陸前高田市	「語学指導等を行う外国青年招致事業」（JETプログラム）を活用した、国際交流員の受け入れが見られる。
北上市	JICA 民間連携事業案件採択企業がいずれも北上市。海外進出や外国人材活用の理解が深い地域である。
釜石市	2019年ラグビーワールドカップを開催するなど震災復興と国際交流を絡めた事業を推進している。
遠野市	2016年ごろから外国人観光客の誘致を推し進めている。
宮城県	
仙台市	東北地方で唯一の政令指定都市、就労外国人数も県下第1位。技能実習生より留学生が多く、多文化共生の取り組みが活発に行われている。
石巻市	漁業実習生対象の奨学金制度を創設するなど、漁業分野の実習生受け入れに積極的。一方、水産加工分野の監理団体は県外・市外が多く、実態把握が困難な側面がある。
気仙沼市	水産加工や建設業（JICA 民間連携事業案件採択企業・菅原工業等）等各業種での受け入れが進んでいる。人口の1%（約600人）が外国籍であり、そのうちの360人あまりが技能実習生。市内事業者により、インドネシア人向けモスクも建てられている。
秋田県	
秋田市	秋田県の県庁所在地（中核市）であり、就労外国人数も県下第1位。
大仙市	大仙市は地域に占める繊維工業の比重が高く、この傾向を顕著に示す地方公共団体と思われる。
にかほ市	“外国人材にとって「働きやすいまち」、「暮らしやすいまち」体現計画”を推進している。
山形県	
山形市	山形県の県庁所在地（中核市）であり、就労外国人数も県下第1位。山形市国際交流センターに「外国人相談窓口」を開設しており、また異文化交流等も行っている。
寒河江市	寒河江市は、ニット生産等、繊維産業が盛んで、外国人材活用の調査対象に適している。在留資格別では永住者と技能実習が大半を占めている。また、市内在留外国人向けに日本語教室を開いている。
鶴岡市	衣料製造業、建設業等で技能実習生受け入れが進んでいる。国際交流事業、国際理解事業、多文化共生事業を通して、在留外国人へのサポート体制の充実を図っている。
福島県	
福島市	福島県の県庁所在地（中核市）であり、就労外国人数も県下第2位。「多文化共生のまち福島推進指針」に基づいて、多文化共生社会を包括的に推進している。
郡山市	中核市。県下で最も就労外国人が多い地方公共団体であり、県内産業も多く集積している。市内に暮らす外国人に、様々な手続きや情報を提供する生活ガイドブック「こおりやまりビングガイド」のウェブサイト版を開設している。
いわき市	中核市。就労外国人数で県内第3位。「いわき市外国人財受入企業等相談窓口」を開設するなど、市内企業へのサポートを進めている。

1.5.4 コロナ禍での対応

全世界規模のコロナ禍の影響により東北地方の企業の景気見通しや雇用情勢に影響が生じている。外国人材の受け入れに関して言えば、日本側および送り出し国側の感染拡大防止のための

水際対策による入国制限や渡航制限によって、外国人材の受け入れ停止や帰国が困難な状況が生じ、その結果、外国人材の日本での生活困窮や帰国後の就職機会の減少や消失の発生、東北地方の企業の外国人材の雇用や海外進出計画の遅延や変更が生じている。本調査の目的は、長期的な外国人材受け入れのための提案を行うことであるため、特に民間企業の外国人材受け入れへの取り組みに関しては、コロナ禍前に行われた先行調査において収集・分析済みの情報を活用し、コロナ禍特有の影響も含まれる新規に収集した情報に関しては、調査目的と照らし合わせ取捨選択したうえで採用し報告書に反映させた。

表 4 ヒアリング先企業

業種区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
農業	(株) たから (採択企業・ 三戸郡田子町/ 農業)	(株) 西部開 発農産 (採択 企業・北上市/ 農業)	(有) うしち ゃんファーム (採択企業・ 石巻市/畜産 業)			
建設・運 輸		(株) アサヒ テクノ (採択 企業・北上市/ 建設)	(株) 菅原工 業 (採択企 業・気仙沼市/ 建設) ★	奥山ボーリング (株) (採択企 業・横手市/建設)		矢田工業 (株) (採 択企業・郡 山市/建設)
漁業			(株) ヤマナ カ (採択企 業・石巻市/ 養殖・水産物 輸出)			
縫製業/そ の他製造 業			さくら事業協 同組合 (仙台 市/クリーニ ング業) ※	三和精鋼 (株) (にかほ市/製造 業) ※、 のしろ日本語学習 会 (能代市/民間団 体) ※		
介護						(株) アルコッ プ (郡山 市) ※
その他	(株) 青南商 事 (採択企 業・弘前市/廃 棄物処理)	(株) サイバ ーコア (ソフ トウェア開 発) ※				(株) エージェ ンシー (郡 山市・人材 サービス 業) ※

※：JICA 民間連携事業未採択企業 ★：既存調査での面談

1.6 調査実施上の制約事項

1.6.1 調査実施期間

本調査は、年末年始の休止期間を挟み、実質3カ月弱で広大な東北6県の県庁や基礎自治体に対して聞き取り調査を実施する計画となった。このように、調査期間そのものに制約があることから、全ての情報を一から収集・調査する時間に限りがある。効率的な調査を実施するため、ある程度情報収集の対象や必要とする情報を絞って実施せざるを得なかった。例えば、調査内容の

うち比較的地域性の薄い制度上の課題などは、先行調査や入手済み文献資料などを活用して調査・分析を行った。これらは、先行調査4件や調査団の有する既存の調査などの成果を活用したため、十分な配慮をして取捨選択をしたとしても、縛られることとなった。

1.6.2 調査への協力取り付け

技能実習において東北地方は、他地域と異なる地域特性を有すると考えられる。産業別では、例えば食品、農業、繊維・衣料などで働く外国人材が多いことが、統計等から把握できた。しかし近年のマスコミ報道や、コロナ禍による雇い止めなど、様々な事案により外国人材受入制度全般に対するネガティブな報道が繰り返されていることを受け、採用側の企業や監理団体から本調査へ積極的に協力を得られる状況にならなかった。そのため、訪問先も数が限られることとなった。また、調査対象企業の多くは、JICAの民間連携事業の実施企業であり、いずれも企業規模、信用、法令遵守などのスクリーニングが終わっている優良企業であり、調査にも協力的であった。そのため、外国人材の活用についての、企業側の受入支援や経営上の課題に直面する企業等の意見を、十分に収集することができなかった。

1.6.3 重点セクターの選定

本提案書の準備段階では、先行調査の成果や収集済みの資料を活用し、分析・検討のうえ、東北地域の重点セクターの分析や人員配置を決定した。そのため、特に人材受入制度など他地域と共通する事項や、送り出し国側の事情などに関して新たな調査を行わなかった。一方、地域の特性など固有な事項から重要な分野・業種に集中して調査資源を投下した。このことは、可能な限り広範な対象の選択を心がけたが、一方で調査対象の選定には、統計的な観点からは偏りもあることから、必ずしも東北全体の特徴を俯瞰（ふかん）的に分析したものではなく、結果を一般化できない点に留意が必要と考えられる。

1.6.4 コロナ禍での対応

本調査で調査対象への聞き取りは、実際に訪問して対面によることを原則として計画した。しかしながら、全国の新型コロナウイルスの感染状況が上昇傾向にあることから、聞き取り相手の意向で訪問が最小限となった。このため、多くがオンライン会議を利用する遠隔での調査を実施することとなった。特に年初に首都圏で緊急事態宣言が発出されたことで、聞き取りのため1月に予定されていた複数の県庁などへの訪問を見送り、質問票による聞き取りに切り替えた。調査項目が複数部署にまたがるもので、質問票への記載内容と得られる情報量に濃淡が生じる結果となり、さらに記載内容の解釈と確認に時間を要した。

また、1月7日の緊急事態宣言によって、それ以降の全ての調査・業務を遠隔で実施することに変更した。

1.6.5 民間企業から収集した情報の取り扱い

本調査では、企業とのコミュニケーションには細心の注意をはらう必要がある。外国人材、特に技能実習生を受け入れている企業の多くは、外部調査に対する警戒心が強く、直接のインタビューの申し入れは困難があった。特に東北地方では、コロナ禍のもとでその傾向はさらに強いと考えられる。地方公共団体や関係機関、JICA などを経由する紹介や、調査に参画するキャリアバンク社の地元企業とのネットワークを活用するなど、企業調査を円滑に進めるように配慮した。また、取得した情報は、その入手先を適宜匿名とするなど、報告書での取り扱いに留意した。

第2章 東北地方の経済

2.1 経済・雇用情勢の概観

東北6県の経済は、2011年3月の東日本大震災後の約10年間、復興需要の下支えのもと、全体的には雇用の改善や設備投資の持ち直しが見られる状況が継続してきた。ここ数年、2020年3月以降の新型コロナウイルスの影響による経済活動の停滞も含め、やや厳しい景気判断が続いていたが、2020年9月の景気判断では、2年10カ月ぶりに「厳しい状態にあるが、持ち直しの動きが見られている」状況に引き上げられるなど、景況悪化は、底を打ち回復基調に戻りつつある³。東北地方の経済には下記のような特徴がみられる。

- ・ 首都圏への人口流出や少子高齢化による人口減少など、構造的な問題も抱えている地域である。現在コロナ禍の影響等により、一部の県で2019年5月以来有効求人倍率が1.0を下回っている地域があるなど、依然厳しい雇用情勢にある。
- ・ 生産年齢人口の減少による労働力不足や消費の縮小が地域の実態経済に対して強い影響を及ぼすことが懸念される地域である。
- ・ 東北地方の域内総生産は、全国に対する人口比7.0%に対し、6.1%を占める。同地域の農林水産業の域内総生産は、全国比で14.7%、建設業は全国比で9.6%を占める。
- ・ 近年は、半導体関係の大型工場が新たに立地するなど、幅広い産業分野で大きな効果が期待され、コロナ禍以前にはインバウンド需要の好調など、新産業の萌芽（ぼうが）もみられる。

2.2 東北地方の外国人材

東北6県の在留外国人は、65,377人で全国総数2,885,904人の約2.3%を占める。域内での分布は、宮城県が23,110人（35.4%）と最大で、福島県が15,411人（23.6%）、岩手県（8,071人、12.4%）、山形県（8,065人、12.3%）が続いている（表5）。

表5 在留外国人の数とその比率（対全国・対地域）（2020年6月）

（単位：人）	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北	全国
在留外国人数 （2020年6月）	6,314	8,071	23,110	4,366	8,065	15,411	65,377	2,885,904
（域内比率 %）	9.7%	12.4%	35.4%	6.7%	12.3%	23.6%	100.0%	
（全国比率 %）							2.3%	100.0%

出典：出入国管理庁発表データから作成

各地方公共団体は1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を地域ごとの国際化を柱に推進し、全ての外国人が生活・活動しやすいまちづくりを進めている。総務省は、各県や市区町村に対して「多文化共生の推進に係る指針・計画」を策定し、その計画的・総合的な推進を求め

³ 日本銀行仙台支店. 経済のうごき. 2020年9月18日 https://www3.boj.or.jp/sendai/_userdata/siryou/2020/bun2009.pdf

ている。2020年4月に同省が実施した同「指針・計画」の策定状況に関する調査では、全国1,788地方公共団体の49%が同指針・計画を策定済みで、全47都道府県と、全国の全政令都市(20市)は策定を終え実施中である⁴。

東北6県はそれぞれ地域経済の基盤となる産業構造の多様性ゆえに、2011年の東日本大震災の影響やその後復興の道筋も多様である。本調査においては、各地域個別の事情にも配慮しつつJICAの外国人材受け入れと共生に関する貢献メニューを検討・提案する必要がある。そのため、本調査ではJICAが将来、貢献メニューを実行するにあたって、主なパートナーとなる地方公共団体等からのヒアリングに重点をおいた。また、これら地方公共団体に対してはヒアリングの実施後、検討中の貢献メニュー案を提示し、意見を反映できる機会を設けるよう配慮した。

⁴ 総務省 多文化共生の推進 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/chiho/02gyosei05_03000060.html

第3章 多文化共生推進に関する国の取り組み

3.1 外国人の在留・就労制度

3.1.1 在留外国人の現状

法務省によると、2020年6月末現在、わが国に在留する外国人は過去最高の約288万人で、総人口に占める比率は約2%である（図1）。前年調査（2019年12月）と比べ14万人、7%の増加となり、5年前と比較すると32%増加した。国籍別割合は、2020年6月現在、中国（28%）、韓国（17%）、ベトナム（12%）の順に多い。

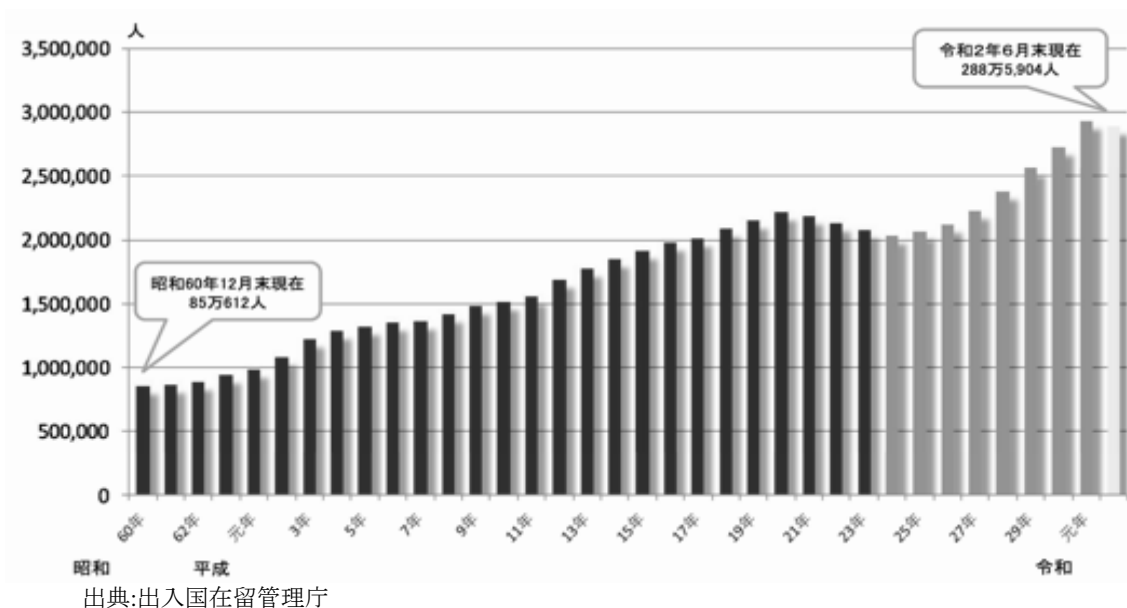


図1 在留外国人の推移（昭和60年（1985）～令和2年（2020））

3.1.2 「技能実習制度」と在留資格「定住者」の創設（1980年代初頭）

1980年代までの日本は、外国直接投資と外国人労働者に対して門戸を狭く保ちながらも、主要先進国の一角へと発展することが可能であった。日本政府は、1981年に出入国管理令を改正し「本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得しようとする者」の文言が追加され、外国人研修制度が創設された。

1982年に「難民の地位に関する条約」（難民条約）の発効にあたり、旧来の出入国管理令（1951年）を改正し「出入国管理及び難民認定法」（現行法）が成立した。この改正でも、外国人単純労働者の受入れは認められなかったが、1980年代のいわゆるバブル景気における労働力不足を解消する手段として、外国人単純労働者の受入を望む経済界の意向に対応するため、本邦で行う活動自体に制限のない新たな在留資格「定住者」が創設された。この新たな在留資格によって、主としてブラジル、ペルーなど中南米諸国の日系人（一部の例外を除き日系三世まで）の入国が容易になり、日系人の就労目的での来日数が増加した。

この時期はバブル景気前後の人手不足が深刻なところ、外国人労働者受入れの大原則である「単純労働を受け入れない」を守りながら、就労を目的としない技能実習や定住者に加えて、一定時間数までの資格外活動（アルバイト）が可能な留学生で、労働力不足を補ってきたと言える。

3.1.3 外国人登録制度の廃止など（2009年）

その後も「出入国管理及び難民認定法」には、ワールドカップなど様々な国際的イベントの開催や日本の国際化が進むにつれ、多くの改正が行われた。外国人材の受入れに関する重要な変更では、2009年の同法改正により、研修・技能実習制度の見直し、在留資格「留学」と「就学」の一本化、入国者収容所等視察委員会の設置などが盛り込まれた。また、従来の外国人登録制度は廃止され、同時に行われた住民基本台帳法改正により、（1）中長期在留者、（2）特別永住者、（3）一時庇護許可者又は仮滞在許可者、（4）出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者、が住民基本台帳法の適用対象に加えられ、住民票が交付されることとなった。さらに、外国人登録証明書に代わるものとして、（1）の中長期在留者へは在留カード、（2）の特別永住者には特別永住者証明書が交付されることとなった。

3.1.4 在留資格の緩和で「高度専門職」の創設（2014年）

このように従来から日本は、就労活動を目的とする在留は「高度な専門性・技術を有する者」に限って、「技術」「人文・国際」など、在留資格を与え在留を許可してきた。

2014年の同法改正では、在留資格について次の4点の変更が加えられた。①「高度専門職」の創設、②「投資・経営」の一部改正、③「技術」「人文・国際」の一本化、④「留学」の一部改正である。

特に、「高度専門職」の在留資格については、成長戦略の一環として外国人高度人材の受け入れを円滑に進めるため、資格審査にポイント制が導入された。同資格の3つの活動類型である「高度学術研究活動」、「高度専門・技術活動」、「高度経営・管理活動」、それぞれの特性に応じ、「学歴」、「職歴」、「年収」などの項目を評価するポイントを定め、その合計点が70点以上かつ一定以上の年収があることが審査要件とされた。

3.1.5 特定技能制度の創設（2019年）

(1) 制度の概要

2019年12月8日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布された。この改正法は、新たな在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」を創設するとともに、出入国在留管理庁の設置を規定した。この改正と同時に「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」が策定され、現在実施が進められている。

特定技能制度は、少子高齢化、産業構造の変化、景気回復による雇用の増加等による人手不足が深刻である、と認められた14分野（また、特定技能制度の創設は、従来、技能実習や資格外活動の範囲での就労（留学生によるアルバイト等）によって賄われてきた「未熟練労働」と、外国

人高度人材の対象ではない「中レベル技能労働」目的の外国人の受け入れとともに、日本政府が外国人労働者の生活環境整備に踏み切る転換点となった。なお、コロナ禍の影響もあり、特定技能1号の在留資格者は、技能実習等で在留していた者の切り替え取得分を含めても、2020年11月の速報値で、12,887人に過ぎなく、前述の目標（5年間で約35万人）からは遅れている。また、特定技能制度の創設は、従来、技能実習や資格外活動の範囲での就労（留学生によるアルバイト等）によって賄われてきた「未熟練労働」と、外国人高度人材の対象ではない「中レベル技能労働」目的の外国人の受け入れとともに、日本政府が外国人の就労・生活環境整備に踏み切る転換点となった。なお、コロナ禍の影響もあり、特定技能1号の在留資格者は、技能実習等で在留していた者の切り替え取得分を含めても、2020年11月の速報値で、12,887人に過ぎなく、前述の目標（5年間で約35万人）からは遅れている。表6)において、労働目的に来日する外国人材を受け入れることを目的に創設された。この改正により、政府は2019年4月からの5年間に約35万人の外国人労働者を受け入れる方針を示している。

また、特定技能制度の創設は、従来、技能実習や資格外活動の範囲での就労（留学生によるアルバイト等）によって賄われてきた「未熟練労働」と、外国人高度人材の対象ではない「中レベル技能労働」目的の外国人の受け入れとともに、日本政府が外国人の就労・生活環境整備に踏み切る転換点となった。なお、コロナ禍の影響もあり、特定技能1号の在留資格者は、技能実習等で在留していた者の切り替え取得分を含めても、2020年11月の速報値で、12,887人に過ぎなく、前述の目標（5年間で約35万人）からは遅れている。

表6 特定技能（1号、2号）と技術・人文知識・国際業務の概要

区分	特定技能1号	特定技能2号	技術・人文知識・国際業務
期間制限	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとの更新	無し（更新可能）
学歴要件	なし 技能水準を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等を免除）	なし（職歴要件あり）	有り
日本語能力	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した外国人は試験等免除）	試験等での確認は不要	（不問） 職種により異なる
家族の帯同	不可	要件を満たせば可能（配偶者・子に限る）	可

区分	特定技能 1 号	特定技能 2 号	技術・人文知識・国際業務
業種または 職種	① 介護 ② ビルクリーニング ③ 素形材産業 ④ 産業機械製造業 ⑤ 電気・電子情報関連産業 ⑥ 建設 ⑦ 造船・船用工業 ⑧ 自動車整備 ⑨ 航空 ⑩ 宿泊 ⑪ 農業 ⑫ 漁業 ⑬ 飲食料品製造業 ⑭ 外食業	① 建設 ② 造船・船用工業	

出典：JITCO

(2) 特定技能制度新設の理由

特定技能制度を創設した背景には、労働力不足が深刻化している特定の産業分野からの要望があった。内閣府が 2019 年 9 月に実施した「企業の外国人雇用に関する分析」によれば、2012 年から 2018 年までの 6 年間に日本の 15 歳から 64 歳までの労働人口は約 500 万人減少した。この人口減による労働力不足は女性と高齢就業者の増加、および就労外国人の増加によって補われており、2008 年に 48.6 万人だった就労外国人数は、特定技能制度創設前の 10 年後の 2018 年には既に 146.0 万人へと 100 万人近く増加し、就業人口に占める外国人の割合も 0.8%から 2.2%へと上昇していた。

他方、特定技能制度の問題点として、本来労働者受け入れの為ではない技能実習制度を置き換えるものではなく、技能実習修了からの資格変更が特定技能資格への主たる道筋であることなどから、技能実習制度が継続されることを前提としている点が挙げられる。現行の技能実習生制度は送り出し国側への技術移転を「建前」とした研修制度で、技能実習生を単純労働者として扱うことは認められていない。そのため、一般の労働者に認められている雇用先（＝実習先）を自由に変更する権利を技能実習生は有さないことなど、制度上の問題に加え、最低賃金以下の賃金体系下に置かれるなど労働者としての権利保障が十分行われていない場合があることが指摘されている。しかしながら、技能実習制度は課題も残しながら、実態として単純労働力不足を補うものとして広く受け入れられていることから、直ちに廃止とはならず、特定技能制度と当分の間は並立することが予想される。

(3) 共生社会実現に向けた環境整備（JICA の新たな役割）

実態として、労働力不足を補う手段として外国人材への依存が進行する中、「一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行う」ことを目的として、2018年12月25日に第1回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が開かれ、2021年3月現在までに計8回開催された⁵。

第1回から第5回会議では、外国人材の受け入れと共生のあり方に関する政府基本方針と分野別の運用方針を盛り込んだ総合政策「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が形成された。同政策では、外国人材が暮らしやすい地域づくりを目指すために、医療、保健、教育、住宅、金融・通信サービスなどの生活の様々な場面を想定して、各省庁や地方公共団体が取るべき具体的な施策126件を挙げ、総額224億円の予算措置が行われた。その後、この政策は2019年12月20日に開催された第6回会議での改訂、さらに2020年7月14日開催の第8回会議で2回目の改訂を経て、充実が図られた。2020年の改訂では、「外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組」において、JICAが以下4点の業務を担うことが明示された⁶。

- ・ 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等（ODAにより実施している開発途上国での技能人材・ビジネス人材の育成等の支援）
- ・ 悪質な仲介事業者等の排除（ODAによる技術協力を通じた開発途上国の関係機関との連携強化）
- ・ 海外における日本語教育基盤の充実等（JICAによる「日系四世の更なる受入制度」の活用促進に向けた日本語能力習得促進のためのカリキュラムやテストの作成等の実施）
- ・ 地域における多文化共生の取組の促進・支援（国際経験の豊かな人材の積極的なリクルートに向けた地方公共団体とJICAとの連携）

(4) 地方公共団体による支援

地方公共団体は、1980年代後半から「国際交流」と「国際協力」を柱として地域の国際化を推進し、外国や外国人と係る活動が行いやすいまちづくりを進めてきた。2006年になると、政府は、各都道府県や市区町村に対して、各地域の特性を生かした「多文化共生の推進に係る指針・計画」を策定し、地域における多文化共生の推進を計画的かつ総合的に実施することを求めた。2020年4月に実施した同「指針・計画」の策定状況に関する総務省調査によると、全国に1,788団体ある地方公共団体全体の49%が同指針・計画を策定済みである。うち47都道府県（100%）、20政令都市（100%）が策定済みである。一方、指定都市を除く市区町村では、807団体（47%）に留まっている。

⁵ 内閣府. 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議 URL= <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/>

⁶ 内閣府（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）. 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（2020年度改訂）の概要 URL= https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiosaku_r02kaitei_gaiyou.pdf

特定技能制度の創設は、人手不足が恒常的な地方の企業などでは労働力としての外国人材受け入れの一環として歓迎されている一方、外国人材を生活者として受け入れる地域の地方公共団体や住民からは、その多くはまだ外国人人口が少なく経験が十分ではないことから、在留外国人の定着（あるいは、在留外国人との多文化共生）について不安の声も聞かれる。東北地方では、今後増加する在留外国人の円滑な受け入れに向け、多様なニーズを踏まえた公共サービスをどのように提供するかについて、具体策を検討・立案することが必要である。

地方公共団体が策定することとなっている「指針・計画」には、外国人向けの生活・就職相談、雇用主向けの外国人採用相談のための一元的な窓口の設置・運営や、留学生の就職促進、外国人住民の子弟への教育環境整備など、地方の負担に配慮しつつ実効性のある新しい対策が盛り込まれている。

各県の総合政策では、(i) 外国人材発掘、(ii) 企業とのマッチング、(iii) 受入・定着支援、(iv) 生活支援、の4分野が柱となっている。

特定技能制度においては、技能実習制度とは異なり、外国人材の転職が可能であることから、将来、日本国内でも優秀な人材の獲得競争が激しくなることが考えられる。外国人材の就職サポート（企業とのマッチングや情報提供）は、東北地方以外の多くの都道府県で実施していることから、東北地方の地方公共団体による外国人材への支援策には、各地域の特色や魅力をPRする内容を盛り込むことも求められている。

外国人材確保には、日本語学習への支援の有無も重要な要素である。外国人材を対象とする日本語能力向上のための取り組みは、全国の多くの地方公共団体が実施しているため、東北地方でも充実させる必要がある。特に需要が高い介護人材の専門性ととも要求される高い日本語能力の獲得には、地方公共団体が奨学金を付与する事例がある。例えば、北海道東川町では、町内の専門学校に入学する介護留学生向けに町独自の給付型奨学金制度（返済不要）を新設し、授業料と生活費の一部を支給している。横浜市は、2025年に予想される介護人材の逼迫（ひっばく）に対応する観点から、海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象として日本語学校の学費補助、住居支援、奨学金の授与、介護福祉士国家試験の対策支援などの取組を一連のプログラムとして実施している。

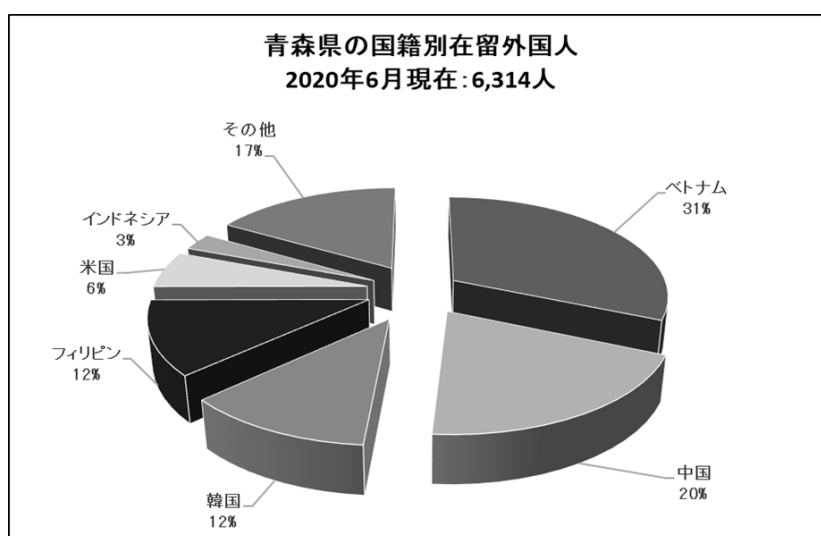
本調査の対象地域内での奨学金の例では、宮城県石巻市が、同市内では漁業分野での技能実習生受け入れ需要が高いことから、インドネシアの西ジャワ州と覚書を結び、現地の水産高校進学希望者への奨学金制度の運用等、各種の事業を支援している（第4章で述べる）。これら事例に示すように、現在は外国人材の受け入れ数が多い地方公共団体を中心として、各地方独自の先駆的な取り組みが進められている。今後は外国人材の受け入れ需要が拡大し、他の地方との獲得競争が激化するに従い、事例のような特色ある多文化共生の取り組みは有望であり、他の東北地方の地方公共団体にも広がると考えられる。

第4章 東北各県の外国人材受け入れの現状と課題

4.1 青森県

4.1.1 青森県の外国人材の現状

出入国在留管理庁が公表した2020年6月時点における青森県の在留外国人は、6,314人である。国籍別にみると、ベトナム 1,987人（31%）、中国 1,248人（20%）、韓国 751人（12%）、フィリピン 746人（12%）、米国 368人（6%）、インドネシア 171人（3%）であり、これら6カ国で全体の83%を占める（図2）。



出典：出入国在留管理庁

図2 国籍別在留外国人（青森県：2020年6月）

上記データによる上位6カ国の在留外国人のうち、就労活動を行っている者の在留資格別人数を表7に示す。2019年12月時点のデータと比較すると総数は32人減、主な増減内訳としてはベトナムからの「技能実習」41人増、中国からの「技能実習」80人減となっている。6カ国の内訳をみると、「技能実習」に次いで「永住者」が多い。ベトナムの場合は「技能実習」が1,692人と多く、これは就労していない者も含む県内全在留外国人全体（6,314人）の27%を占める。中国・インドネシアは「技能実習」と「永住者」が多い。韓国・フィリピンは「永住者」が多い。米国は専門・技術在留資格が多く、これはALT（Assistant Language Teacher）としての在留が多いことに起因する。

青森県の在留外国人が就労している産業別内訳において、就労者数の割合では製造業が50%を占め、次いで農林業8.9%、卸・小売り7.9%、建設業5.9%、公務5.4%などが高い割合となっている⁷。製造業のうちその半数以上を食品加工が占め、次いで繊維工業、輸送用機械製造業、電気機械製造業が続く。

⁷ 厚生労働省青森労働局「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ（2018年10月末現在）

青森県の産業立地は、青森市に弘前市を加えた「津軽地域」と、県南の八戸市を中心とする「八戸地域」、そして県北に位置する「下北地域」の3地域に区分できる⁸。これら3地域の位置関係を図3に示す。



図3 津軽地域（左）、八戸・下北地域（右）

3地域のうち、津軽地域には、半導体、電子部品・デバイス、電気機械、精密機械、情報通信、医療機器などの製造業が立地している。県南の「八戸地域」には、鉄鋼、非鉄金属、製紙、化学などの基礎素材型産業、半導体製造装置、情報通信機器、自動車・航空機搭載部品、ソフトウェア産業などのほか、水産加工品を中心とした食品加工業が集積している。また、県北の「下北地域」には国内有数のエネルギー開発・研究の拠点形成が進んでいる。

表7 在留資格・国籍別・就労外国人数（青森県） - 上位6カ国（2020年6月）

在留資格／国籍	ベトナム	中国	韓国	フィリピン	米国	インドネシア	合計
1. 技能実習	1,692	419	0	149	0	92	2,352
2. 資格外活動の範囲内で就労可能な資格							
2.1 留学	83	148	16	4	3	3	257
2.2 上記以外	9	59	17	16	21	9	131
3. 専門・技術							
3.1 技・人・国 [※]	96	41	28	64	26	3	258
3.2 上記以外	11	43	17	8	131	2	212
4. 身分による資格							
4.1 永住者	9	315	618	360	105	45	1,452
4.2 日本人の配偶者等	16	56	39	66	68	14	259
4.3 永住者の配偶者等	0	9	2	5	1	1	18
4.4 定住者	5	23	11	52	13	1	105
5. 特定活動	66	135	3	22	0	1	227
合計	1,987	1,248	751	746	368	171	5,271

※：技術・人文知識・国際業務

出典：出入国在留管理庁公表データより抜粋

⁸ 青森県 商工労働部商工政策課 青森県の産業（商工業）

4.1.2 青森県の多文化共生推進の取り組み

青森県での多文化共生促進の主要な活動として、(i) 青森県外国人相談窓口の設置、(ii) 外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の整備、を行っている。(iii) の相談窓口事業は、公益財団法人青森県国際交流協会に委託して実施されている。これら事業の財源は、国庫支出金、諸収入、県債、地方交付税などをもとにしている。以下にこれら事業について述べる。

(1) 青森県外国人相談窓口

2019年に青森県が公益財団法人青森県国際交流協会に委託して、相談窓口を運営している（設立にあたり、商工費として390万円余を計上）。在留外国人からの生活・仕事・子育てなどに関する相談に対応している。対応言語は日本語、ベトナム語、英語、中国語、韓国語である。専門機関の相談窓口との面談や、一回のみと回数に制限があるものの、通訳の同行や、電話による無料相談も行っている。2021年度中には、弁護士・行政書士への相談など、外国人向けのワンストップ相談窓口設置の事業拡張も予定されている。

(2) 外国人旅行者向けプッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の整備

Safety tips は、観光庁監修のもと開発された、旅行者向けの災害時対応アプリである。日本国内の緊急地震速報、津波警報、噴火速報、気象特別警報、国民保護情報、避難勧告などを15の言語（日本語、英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語）で通知することができる。青森県は、観光交流を国際化推進の柱としており、東アジアを重点エリアとしており、また新興市場である東南アジアやオーストラリアへの、観光セクターのセールス活動を強化している。2020年7月には、青森空港と台湾・桃園空港を結ぶ青森-台北線が就航し、同県と台湾との一層の観光交流が期待されるなど、多言語での情報発信の必要性が高まることにより、同アプリが導入された。

4.1.3 多文化共生の課題

(1) 多言語対応

外国人相談窓口・通訳・翻訳サービスなどを在留外国人に提供するにあたり、英語や中国語の話者人材を確保することは容易であるが、ベトナム語やインドネシア語の話者などの人材を確保することが難しい。現状では各市のホームページの多言語対応などは自動翻訳を活用しているが、その内容の精査は十分には行われていない。ベトナム人やインドネシア人の在留外国人の増加に対応していくために、対応言語話者人材の確保の方法を提供していかなければならない。

(2) 在留外国人へのサービス提供の財源確保とニーズの把握

最も外国人比率の多い八戸市においても、市の人口に占める在留外国人の人口は1%以下であり、在留外国人向けに別途財源を確保することは難しい状況にある。また、技能実習生などは所

属する会社の日本人に頼ったり、技能実習生コミュニティ内で相談したりすることで、抱えている問題を解決することが多いため、地方公共団体に相談するケースは少ない。このような状況下で、地方公共団体が在留外国人のニーズを把握することは難しい。

4.1.4 主要基礎自治体の取り組み

(1) 青森市

青森市は、2020年12月時点でベトナム人（技能実習191人、留学57人）、中国人（永住者76人、留学29人）をはじめ、八戸市に次いで県内で2番目に在留外国人の多い市である。2011年から多文化共生の取り組みを開始した。国際交流推進事業として、(i) 国際交流員による異文化理解講座等の実施（韓国・アメリカ人を各1人配置）(ii) 青森市メールマガジン「国際交流 LEVEL アップる」の配信（月2回）、などを行っている。事業予算外での取り組みとしては、(iii) 多言語対応のバス停標識の設置・多言語対応のごみ収集曜日一覧作成、行政文書の翻訳、(iv) 青森市総合防災訓練への外国人の参加促進・避難所における外国人向けコミュニケーションボードやピクトグラムを活用、などを行っている。

(2) 八戸市

八戸市は、県内で最も在留外国人の多い市であり、2020年10月時点で36カ国、1,230人の外国人が居住している。多くはベトナム人技能実習生（347人）で主に造船業・建設業に従事している。最近ではコロナ禍の影響により帰国できなくなった技能実習生が特定活動資格に切り替えて居住を続けている。1990年ごろから多文化共生の取り組みを開始し、1995年には八戸国際交流協会を設立した。国際交流協会では、(i) 日本語講座（参加費1,000円）、(ii) 外国人相談窓口、(iii) 防災教室、などの取り組みを行っている。

(3) 弘前市

弘前市は、青森市に次いで3番目に在留外国人が多い市である。2020年9月時点で196人のベトナム人技能実習生が居住している。外国人対応・多文化共生の専門の部署は設置されていない。市の教育委員会が自主予算にて外国につながる子どもたちに対し、日本語指導支援員を派遣するなどして、安心して学校生活を送るための支援を行っている。

4.1.5 青森県の外国人材受け入れの取り組み

(1) 外国人受け入れ支援の背景

青森県は、外国人受入れで直接的な促進の取り組みは行っておらず、主に県内の登録支援機関（受入機関）がその役割を担っている。

(2) 外国人就労支援に関する取り組み

青森県では特に介護分野において、(i) EPA⁹に基づき入国する外国人介護福祉士候補者に対する日本語学習支援、(ii) 外国人技能実習生等に対する介護技術等の集合研修実施に対する支援、(iii) 介護施設等において、外国人介護人材を受け入れるための環境整備支援を行っている。

4.1.6 外国人就労支援の課題

(1) 地方公共団体サービスの周知と都市・地方間における地方公共団体サービス格差の存在

各市の国際交流協会などで日本語教室を開催しているものの、企業側はその取り組みを知らず、十分活用されていない事例が見受けられた。また、日本語教室は都市部で盛んに行われている一方、地方部での実施は限定的である。在留外国人向けサービスを取りまとめた情報提供の場の設置や、オンラインでの日本語教室の開催などが求められている。

(2) 技能実習制度に対するイメージの回復

技能実習に対する世間のイメージの悪化が報道されている。これらは、一部の事例で、本調査においてヒアリングする企業は、外国人材に対して懇切丁寧に接しており、また日本人労働者に対するそれよりも多額のコストをかけて、技能実習生等の就労外国人を受け入れていた。これら企業から、一部が法令遵守をしないことで、世間の技能実習制度あるいは実習生に対するイメージの悪化が、最終的に制度そのものの存続を危うくするとの声があった。地域住民、在留外国人の双方が、相互を理解することにより安心して生活することのできる関係性の構築、異文化交流のための地域イベントへの参加促進などが求められている。

4.1.7 JICA 等に対する要望

JICA への要望・提言として以下のような意見が寄せられた（表 8）。

表 8 JICA に対する要望・提言（青森県）

名称	JICA への要望・提言
公益財団法人青森県国際交流協会	ボランティアではなく有償での多文化共生理解促進活動・通訳・翻訳の支援 <ul style="list-style-type: none"> 無償でのボランティアの活動であると継続性に欠けるため有償でのアルバイトや雇用が望ましい。JICA 海外協力隊経験者など外国事情に詳しい人を多く抱える JICA が支援できる分野ではないか。
八戸市	ベトナム語・インドネシア語などの希少言語話者確保の支援 <ul style="list-style-type: none"> 英語・中国語話者の確保は比較的容易であるが、青森県でベトナム人・インドネシア人が増えてきている状況から、将来は希少言

⁹ Economic Partnership Agreement: 経済連携協定。EPA 介護福祉士とはフィリピン、ベトナム、インドネシアの3か国の候補者が日本語と介護知識・技術を学び、国家試験に合格して取得できる資格である。

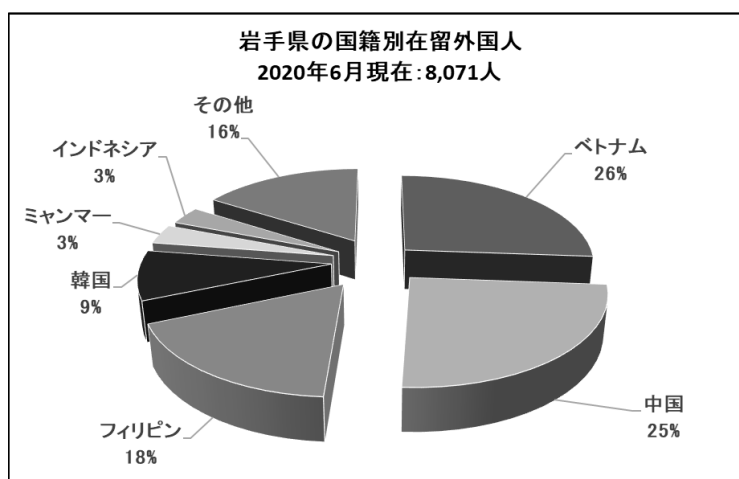
名称	JICA への要望・提言
	<p>語話者の確保も必要である。JICA のコネクションを活用した人材確保を期待している。</p>
青森県内の企業	<p>技能実習制度へのイメージ回復へのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民との交流の場に、雇用している技能実習生が参加することもある。JICA 主導で、多文化共生・地域住民との相互理解の場となる地方でのイベントの開催を期待している。

出典：各所への聞き取りをもとに調査団作成

4.2 岩手県

4.2.1 岩手県の外国人材の現状

出入国在留管理庁が公表した2020年6月時点における岩手県の在留外国人は、8,071人である。国籍別にみると、ベトナム2,112人（26%）、中国1,999人（25%）、フィリピン1,426人（18%）、韓国711人（9%）、ミャンマー279人（3%）、インドネシア257人（3%）が在住し、これら6カ国で全体の84%を占めている（図4）。



出典：出入国在留管理庁

図4 国籍別在留外国人（岩手県：2020年6月）

上記データに基づく上位6カ国の在留外国人のうち、就労活動を行っている者の在留資格別人数を表9に示す。2019年12月時点のデータと比較すると総数は54人減となっている。同6カ国からの就労外国人減少の理由は、全国的に共通なコロナ禍による影響により新たな入国に制限があるため、帰国した人材に対する補充ができなかったことが挙げられる。6カ国の内訳をみると、岩手県も他県と同様に「技能実習」に次いで「永住者」が多い。なかでも、ベトナムが1,787人と6カ国からの「技能実習」のほぼ半分、就労していない者も含む県内全在留外国人全体（8,071人）の22%を占めている。これに続くのが中国やフィリピンで、いずれも「技能実習」と「永住者」が多いのは、他県と同じ傾向である。韓国は「永住者」が多い。

岩手県の在留外国人が就労する産業別内訳¹⁰は、製造業が同6カ国からの就労外国人の59.6%（2,687人）を雇用している。次いで農林業7.7%、卸・小売り5.9%、建設業5.5%などが高い割合となっている。製造業の内訳は、約1/3を食品加工が占め、次いで繊維工業、電気機械製造業である。

県内の外国人材雇用先事業所の分布は、製造業は、盛岡労働局管内（主として盛岡市）が全体の2割強を占めており、一関労働局管内、大船渡、北上がこれに続いている。県内の主要な産業の配置は、東北自動車道に沿って発展しており、北上近辺の県央に自動車産業やフラッシュメ

¹⁰ 厚生労働省岩手労働局「外国人雇用状況」届出状況のまとめ（2018年10月末現在）

モリー製造など大型の産業誘致に積極的である。また、将来県南地域に国際リニアコライダーの誘致を軸にした国際学術研究都市構想がある。

表 9 在留資格・国籍別・就労外国人数（岩手県） - 上位 6 カ国（2020 年 6 月）

在留資格／国籍	ベトナム	中国	フィリピン	韓国	ミャンマー	インドネシア	合計
1. 技能実習	1,787	684	578	0	257	196	3,502
2. 資格外活動の範囲で就労可能な資格							
2.1 留学	48	164	4	20	3	1	240
2.2 上記以外	8	53	2	9	1	1	74
3. 専門・技術							
3.1 技・人・国*	126	57	10	13	10	6	222
3.2 上記以外	5	48	7	11	0	0	71
4. 身分による資格							
4.1 永住者	27	763	592	624	2	32	2,040
4.2 日本人の配偶者等	21	109	113	32	2	10	287
4.3 永住者の配偶者等	1	19	3	1	0	0	24
4.4 定住者	5	32	69	1	1	1	109
5. 特定活動	84	70	48	0	3	10	215
合計	2,112	1,999	1,426	711	279	257	6,784

※：技術・人文知識・国際業務

出典：出入国在留管理庁公表データより抜粋

4.2.2 岩手県の多文化共生推進の取り組み

岩手県の多文化共生促進事業は、2010年に「岩手県多文化共生推進プラン」の策定を機に開始された。現在実施中の取り組みは、(1)「いわて外国人県民相談・支援センター」での多言語による相談対応、(2)「いわてグローバル人材育成推進協議会」での外国人の県内定着等がある。このほか、(3)災害時の外国人支援体制構築支援、(4)医療機関受診時の遠隔での通訳提供、(5)医療従事者向け外国人への医療支援セミナー、(6)技能実習生と地域交流支援、などを行っている。以下にこれら事業の概要を述べる。

(1) 「いわて外国人県民相談・支援センター」での多言語による相談対応

岩手県は、在留資格の区別なく在留外国人が安心して就労・生活することができるよう「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、多言語での情報発信や相談対応を行っている。(公財)岩手県国際交流協会に運営を委託し、岩手県行政書士会や岩手県弁護士会等の関係機関等と連携しながら多種多様な相談に随時対応している。また、やさしい日本語を含む多言語での適時適切な情報を提供しており、新型コロナウイルス感染症に関しては、感染拡大防止や新しい生活

様式に係る注意喚起はもとより、特別定額給付金をはじめとする各種公的支援制度について、遅滞のない情報提供に取り組んでいる。対応言語は、日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ベトナム語の6言語であり、その他の言語についてはポータブル翻訳機等で対応している。

(2) 「いわてグローバル人材育成推進協議会」での外国人の県内定着等

産学官で構成する「いわてグローバル人材育成推進協議会」において、県内留学生等の県内就職につなげるため、マッチングフェアの開催やインターンシップ等に取り組んでいる。また、同協議会では、県内学生の国際的視野を養うため、学生の海外留学や留学に向けた地域課題を把握するための地元企業等へのインターンシップを支援している。

(3) 災害時の外国人支援体制構築支援

災害時の外国人支援窓口の設置に向けた実践訓練や災害時多言語サポーター¹¹の育成等に取り組んでいる。

(4) その他

在留外国人の増加に伴い、在留外国人等が暮らしやすい環境づくりに向け、遠隔電話通訳やタブレット通訳の医療機関等での試行による導入促進、医療従事者を主な対象に他県等の先進的な取組を学ぶ「外国人の医療支援セミナー」開催等による外国人患者受入体制の構築支援に加え、市町村国際交流協会等と連携した技能実習生等と地域住民との交流機会の創出等による就労外国人受入体制の構築支援に取り組んでいる。

4.2.3 多文化共生推進上の課題

(1) 日本語習得の重要性

災害時支援を含む安心した暮らしの構築や、地域における交流など、多文化共生の地域づくりに向けて、日本語学習支援など言葉の壁の解消が必要となっていること。

(2) 情報アクセス手段の多様化

SNS等の普及により情報が入手しやすくなったことから、国際交流センター等の公的施設に足を運ぶ外国人が減少傾向にあることから、地域の外国人コミュニティや外国人のキーパーソンの把握が困難になっている。

¹¹ 災害時多言語サポーターは、次の3条件を満たし（公財）岩手県国際交流協会が認定した者である。①サポーターとして活動する意思があること、②日常会話レベル以上（英語であれば実用英語検定2級程度）の日本語を含む2か国語ができること、③災害・外国人支援・多言語サポートに関する知識やスキルを備えていること（岩手県国際交流協会主催の各種研修に参加した場合は当該知識を得たものとする）

4.2.4 主要基礎自治体における取り組み

(1) 陸前高田市

陸前高田市の2020年11月時点の在留外国人は131人（住民基本台帳ベース）で、その8割が女性である。市商政課で独自に調査したところ、水産等の食品加工をはじめとした製造業（繊維・木材・機械の加工など）や建設業等において、技能実習生や就労者問わず、ベトナムやミャンマー、モンゴル、フィリピン、中国等からの受入実績がある。

多文化共生社会の推進について、在留外国人に対する支援の取り組みを始めた時期は把握できていない。それは、大震災で壊滅的な被害を受けて職員が大幅に入れ替わったうえに、外部地方公共団体などからの支援も受けて関連業務に携わる人は、ほとんどが担当以外である。

同市の姿勢や施策の方向性は、人口が1万9,000人と小さいため、在留外国人に対する施策は在留資格区分に基づいたものではない。そのため、全ての在留外国人を対象にサービス提供をするため、就労外国人や技能実習生向けの窓口は設けていない。また、在留外国人の数も限られているため、在留外国人へのサービスが「課題」として表われにくいとの意見がある。在留の形態により個々のニーズが異なることから、個別に対応することとしている。また、在留外国人に有用と思われる情報は、市の広報など公式なものに加え、SNSなどのネットワークも使って提供するようにしている。

就労外国人や技能実習生は、企業が受入れの主体であることから、どのように行政サービスを提供すべきかについて、明確な方向性を有していない。多くは、企業内・従業員同士などで、支援が行われており、先に来た人が後から来た人を支援しているケースが多い。受入れ企業には、国際交流活動などの情報提供等を行う際にコンタクトを取っている。

インバウンド対策の一つとして、英語他の多言語で発信するウェブサイト「Visit タカタ」を設置済。情報更新などの維持管理が難しく、現在は、Facebook版の「Visit タカタ」で、英語情報を発信している。

住居に関しては、産業振興の観点から技能実習受入企業に住居（社員寮）建設を支援している。同事業は、「地域基幹産業人材確保支援事業」（補助率50%で、地方公共団体負担分50%を県と市で25%ずつ負担）で建設している。受け入れ企業側の対応は総じて優秀で、技能実習生の受入人数枠が増員されたり、別途独自採用をしたりしている。被災地のため、既存の空き家が少なく、外国人材向けの住まいの整備が課題であるとともに、新たに外国人向けの住宅整備に、既存コミュニティ住民の理解を得ることも課題。

(2) 北上市

北上市の在留外国人は、人口9万2,000人に対して約700人、人口比で1%未満である。外国人を多数雇う企業の状況を市が把握することは難しい。企業への外国人雇用の相談窓口は、産業雇用支援課が所掌する。その他、ALTによる英語講師は、学校教育課が所掌している。国際交流協会は姉妹都市からのALTの招へいを行っている。多文化共生の推進は、市生涯学習文化課（各種講座開設や美術館などを所掌する部門）が2013年から担当しているが、実際には、国際交流協

会へ委託し、協力しながら取り組みを実施している（生涯学習文化課が管理運営する生涯学習センターが入居する駅前ビルの同じフロアに国際交流協会の一室を設けている）。企業の受入れが多いので、外国人対応生活面のサポートは企業が積極的に行っている。

国際交流協会が日本語教室を開催し、生活支援で個別の相談があれば国際交流協会が対応する。国際交流協会には担当者2人が常駐し、行政に関わる問題や課題があればその都度対応している（生活支援・労働問題などを想定）。特殊言語は、日程を調整して対応する体制はできている。

市は日本語指導に直接関与せず、「外国人にもやさしいまちづくり」を推進するため、国際交流協会に対して業務委託して、間接的な費用負担を行っている。参加者本人の費用負担は、1時間300円である。国際交流協会は、学習意欲のある参加者への日本語指導、個別企業への日本語支援も可能である。また、日本語指導を依頼する企業側は、その必要性を認識して依頼があれば教室開催ができる考えを持っているが、これまでに個別企業からの要望は限られている。

(3) 釜石市

釜石市の在留外国人は、2020年10月時点で246人である。最も多いのはベトナム人で、技能実習生が122人で、特定技能は2名が在留している。

同市では、民間企業の就労外国人受入れに関する調査は未実施で、個別企業の統計は把握していない。市のレベルで、外国人の生活実態等を把握する手段もない。一般論として、「建設関係」で受入れの必要性が高いという認識はある。その他、市内では非常に人材が逼迫（ひっばく）しているという認識がある。同市での主要な受入先は「食品製造関係」で、実績があるのは、「加熱性・非加熱性」加工の両方で、ベトナム人が多い。特に水産加工分野では、以前は中国からの受入れ人数が多かったが、急速に入れ替わり、現在はベトナムからの受け入れが多い。

行政としては、在留外国人との間には、「ことばの壁」があるものの、普段の生活への一定のフォローが必要との認識がある。技能実習生への支援の担当は商工観光課となっているが、実際には、個別の企業が対応しているため、行政からの支援は労政問題が中心となる。

「多文化共生」の取り組みの所掌は国際交流課で、本年から市の「多文化共生推進プラン」の検討を進めている段階にある。対応策として、市HPの整備（多言語化）、やさしい日本語の普及などを実施している。

市はHP上に、コロナ関連の情報提供を英語など多言語での対応をしている。同市のHPは、自動翻訳機能が導入済で、仏語・越語などの言語での発信が可能である。

窓口対応や、市政に関する問い合わせでは、特殊言語への対応が求められる事案が日常的に高い頻度で発生するのではなく、都度対応が求められる。外国人への生活支援は、現在市が検討を進めている「多文化共生推進プラン」のなかで「検討する」としている。そのため、市は市内在留外国人向けのアンケート調査を行ない、現在調査結果のまとめを進めている。外国人実習生へのアンケートは、水産加工会社など10社に依頼し、実施した。

日本語指導は、市の事業として実施している。委託と直接実施の二本立てで、その内容は、「日本語能力試験対策」であり、予算根拠は、「生涯学習事業」で実施している。委託分の指導内容は生活支援の側面から、会話中心である。こちらは国際交流課が所掌。日本の生活文化紹介など。

その他、交流事業としてのイベントを実施しているが、2020年はコロナ禍により未実施。通常の年は、お祭りや、市のイベントへ参加してもらうように働きかけをしていた。

また、防災支援として、避難訓練など災害対応を行っている。防災行政無線において、災害時に英語アナウンスを行うこととともに、避難所へポータブル翻訳機を配置した。

4.2.5 岩手県の外国人材受入れの取り組み

(1) 外国人受入支援の背景

人口減少に伴う全国的な人手不足の中、岩手県においては産業集積等に伴う新規雇用の増加もあり、県全体の各産業における就労外国人を含む人材の確保が急務となっていることを受け、2019年7月に「いわて外国人県民相談・支援センター」を設置し、就労外国人等が生活する上で様々な相談にワンストップ窓口として、関係機関と連携して対応を行っている。

(2) 外国人就労支援に関する取り組み

産学官で構成する「いわてグローバル人材育成推進協議会」において、県内留学生等の県内就職につなげるためのマッチングフェア開催やインターンシップ等に取り組んでいる（4.2.2 (2)参照）。また、市町村国際交流協会等と連携した技能実習生等と地域住民との交流機会の創出等による就労外国人受入体制の構築支援に取り組んでいる（4.2.2 (4)参照）。

4.2.6 外国人就労支援、実施上の課題

(1) 就労外国人の抱える課題を把握する機会

市の規模や在留外国人の人数によって、就労する外国人のみを対象にした事業を行うことが難しい場合がある。また、地方公共団体では在留外国人を在留資格の区分けで分類しておらず、特定の在留資格に対してではなく、在留外国人全体向けのサービスとして行われる場合が多い。さらに、技能実習生などは雇用先の会社や受け入れ機関に相談をする場合が多いので、彼らの支援ニーズを、地方公共団体が把握する機会が乏しい。

4.2.7 JICA などに対する要望

JICA への要望・提言として以下のような意見が寄せられた（表 10）。

表 10 JICA に対する要望・提言

名称	JICA への要望・提言
岩手県（岩手県ふるさと振興部国際室）	人的資源に関し、職員・JJICA 海外協力隊経験者が、県内企業等において、グローバル人材として活躍いただき、地域の発展のために貢献してほしい。

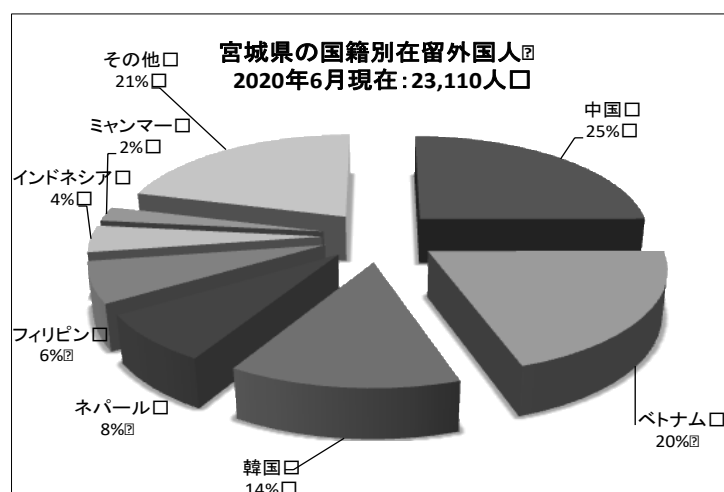
名称	JICA への要望・提言
盛岡市（交流推進部 文化国際課都市交流 係）	JICA 東北（宮城県）から地方公共団体がどのような支援が受けられるのか、どのように活用できるのかがわからない。地方公共団体と JICA との協働の取り組みなどがあれば、定期的に紹介してほしい。また、すでに紹介されているのであれば、周知願いたい。
陸前高田市	<p>震災以降、ボランティアや観光により外国人の訪問客が多いこともあり、市内の子供たちの外国人への親密度は高い（英語のスピーキング力は県内平均の倍）。一方で、在留外国人への理解はこれからの課題となっている。そのため、現在市内に多く在住しているミャンマーやベトナムを知る JICA 海外協力隊経験者のような日本人の若者が橋渡し役となって、当該国を知る出前講座や料理会等の機会を持ってもらいたい。</p> <p>併せて、小中高校生に対する国際理解教育として、JICA 海外協力隊経験者により、途上国の状況や国際協力の話をしてもらえるとありがたい。市では、外国人を含む共生社会実現のため、共生社会ホストタウンに登録するなどして市民の理解を進めようとしているが、技能実習も含めた様々な形で外国人との共生を理解するために、JICA の有する知見・経験等を使わせてもらえれば有益ではないかと思われる。</p>
釜石市	<p>JICA 海外協力隊経験者など JICA のもつ人的資源。ベトナムの経験のある隊員が多い。JICA 海外協力隊経験者の生活体験。住民の理解促進に使いたい。出前講座を実施したい。</p> <p>現在は、技能実習生はベトナム人が多いが、かれらを継続的に支援できないか、ということは考えている。JICA 海外協力隊経験者には、通訳・翻訳などをお願いできないか。市には独自の財源・予算がないためボランティアベースでの支援には期待。</p>
岩手県内の企業	世の中の風潮として技能実習生への風当たりが強く、このまま制度自体がなくなってしまうと当社のようなしつかりとした体制を整えている企業も困窮してしまうので、世論の流れを変える動きをしてほしい。

出典：聞き取りをもとに調査団作成

4.3 宮城県

4.3.1 宮城県の外国人材の現状

出入国在留管理庁が公表した 2020 年 6 月時点における宮城県の在留外国人は、23,110 人である。国籍別にみると、中国 5,773 人（25%）、ベトナム 4,605 人（20%）、韓国 3,128 人（14%）、ネパール 1,764 人（8%）、フィリピン 1,493 人（6%）、インドネシア 984 人（4%）、ミャンマー 542 人（2%）であり、これら 7 カ国で全体の 79%を占める（図 5）。近年食品加工分野でのミャンマー人の受入増加が顕著である。



出典：出入国在留管理庁

図 5 国籍別在留外国人（宮城県：2020 年 6 月）

上記データによる上位 6 カ国の在留外国人のうち、就労活動を行っている者の在留資格別人数を表 11 に示す。これら 6 カ国で見ると、「永住者」に次いで、「技能実習」と「留学」が多い。ベトナムの場合は「技能実習」に次いで留学が多く、中国は「永住者」に次いで「留学」が多い。インドネシアの多くは「技能実習」であり、フィリピンは「永住者」が多く、「技能実習」がそれに次ぐ。ネパールの多くは「留学」である。

留学の在留資格に関して東北大学をはじめ、留学生を積極的に受け入れる大学が宮城県内に複数ある¹²。それらの大学に加え、近年は日本語学校や専門学校への留学生が増える傾向にある。特に増加が著しいベトナムとネパールからの留学生の多くは、旧来型の大学留学ではなく、日本語学校や専門学校への私費留学生である。この傾向は、特に宮城県が行政としてこれら 2 カ国からの留学生増加への施策などを講じた結果ではない。

宮城県内の技能実習生は、特に県内の水産業が盛んな、気仙沼、石巻、塩竈、女川や南三陸などの沿岸部で水産加工や漁業分野の実習に従事する者が多い。漁業分野に従事する外国人の国籍

¹² 東北大学のほか、宮城大学、宮城教育大学、石巻専修大学、仙台大学、仙台白百合女子大学、尚絅学院大学、東北学院大学、東北工業大学、東北福祉大学、東北医科薬科大学、宮城学院女子大学など

はインドネシアが多く、技能実習生だけではなく、「永住者」や「日本人の配偶者等」等の身分による在留資格による在留者も漁業関係や水産加工に従事していることが多い¹³。

表 11 在留資格・国籍別・就労外国人数（宮城県） - 上位 6 カ国（2020 年 6 月）

在留資格／国籍	ベトナム	中国	フィリピン	韓国	ネパール	インドネシア	合計
1. 技能実習	2,759	456	340	0	2	657	4,214
2. 資格外活動の範囲で就労可能な資格							
2.1 留学	1,062	1,586	23	108	1,096	155	4,030
2.2 上記以外	123	433	12	62	260	57	947
3. 専門・技術							
3.1 技・人・国*	315	308	27	90	244	19	1,003
3.2 上記以外	56	333	58	77	94	9	627
4. 身分による資格							
4.1 永住者	60	2,206	738	2,600	17	51	5,672
4.2 日本人の配偶者等	40	193	154	155	12	18	572
4.3 永住者の配偶者等	2	69	7	8	1	0	87
4.4 定住者	14	106	104	25	2	2	253
5. 特定活動	174	83	30	3	36	16	342
合計	4,605	5,773	1,493	3,128	1,764	984	17,747

※：技術・人文知識・国際業務

出典：出入国在留管理庁公表データより抜粋

4.3.2 宮城県の多文化共生推進の取り組み

(1) 多文化共生の促進事業

宮城県は、2007 年から多文化共生促進のための活動に取り組んでいる。主要な活動は、(i) みやぎ外国人相談センター設置事業、(ii) 技能実習生等と共生の地域づくり推進事業、(iii) 日本語学習に係る調査研究事業、の 3 本柱である。これらの事業は、宮城県国際化協会（MIA）に委託して実施されている。以下これら 3 事業について述べる。

¹³ 仙台市（人口 108 万人）のインドネシア人の在留者は 300 人余りで人口比約 0.02%である。一方、人口 6.2 万人の気仙沼市にはインドネシア人が 200 人余り在留している。両市の人口規模の比較では、気仙沼市には 200 人強（人口比 0.3%）はかなり多いと考えられる。

(2) みやぎ外国人相談センター設置事業

県が宮城県国際化協会（MIA）に委託して、みやぎ外国人相談センターを運営している。在留外国人への各種情報の提供やポスターでの啓発、市町村窓口での情報提供などを通じ、外国人が日常生活で困る事柄への解決策に関する情報を提供している。現在日本語を含め 13 の言語で対応できる体制を整えている。なかでも中国語、英語、日本語での対応が多い。地元の定住外国人が週一勤務で対応者になる場合と、コールセンターを利用する場合がある。相談に訪れる在留外国人が同相談センターを知る契機は、県国際化協会 HP や市町村の窓口などが多い。相談内容としては、保健・医療関係が多く、2020 年は新型コロナへの対応支援が目立っている。

(3) 技能実習生等と共生の地域づくり推進事業

近年増加してきた技能実習生の地域社会への溶け込みを促進することを目的に、技能実習生と地域住民の交流を促進する事業である。

「地域住民向け研修会」、「実習生向け研修会」を経て「交流会」の 3 種類のイベントを開催している。しかし、これを全県的に行うことは難しいため、市町村数を絞って年に 2 つの市町村で開催している。「地域住民向け研修会」は日本人住民に対する多文化理解のための勉強会、「実習生向け研修会」は技能実習生への日本文化等についてのレクチャーで、両研修の参加者がその後開催される交流会に参加する。研修会は、在留外国人の国籍別に開催されるわけではなく、ベトナム人やインドネシア人など、複数国籍の外国人が混じって行われている。関係企業との連携にまでは至らず、関係企業とは協力や調整程度の関係にある。

初年度の 2018 年度は県が直接運営したが、2019 年度は民間委託することとし、2020 年度は宮城県国際化協会に委託して 2 か所（多賀城市、気仙沼市）で交流会等を開催した。この交流会では、地域住民と技能実習生のつながりづくりと防災教育を取り入れた。例えば多賀城市では、地域交流サポーターとミャンマー人技能実習生が地区の町内会や防災対策協議会の役員と懇談しつつ防災・減災について学んだ。

(4) 日本語学習に係る調査研究事業

在留外国人から日本語学習参加への要望はあるが、従来型の日本語教室の多くは平日の日中に開講されるため、就業者は参加することが難しく、学習機会が限られている。この点を踏まえ、時間の融通が利くオンライン型の日本語学習支援のニーズを探るため、ICT を活用した日本語学習支援の可能性を試験的に実施している。ICT を活用した日本語学習の受講者は、在留外国人のうち十代後半以上の者もしくは技能実習生などである。仮に、基礎自治体が単独で実施することが困難であれば、宮城県国際化協会（MIA）と提携して行う方法も選択肢として考慮すべきとしている。

4.3.3 多文化共生推進上の課題

(1) 地域の住民としての「見える化」の促進

単身で来日することが多い留学生や技能実習生に対する支援の多くは、留学生には学校から、技能実習生には受入企業や監理団体から得られる。しかし、地域住民の一員として日常生活を送るうえで必要となる生活上の支援は、必ずしも十分に行き届いていない場合が多い。そのため留学生や技能実習生に対して、地域住民としてよりきめの細かい支援が求められる。特に、技能実習生の生活範囲は非常に限られており、その多くは宿舎と勤務先の間を往復するのみで、地域に出てくる機会は限られている。そのため、宮城県は、技能実習生が地域住民の一員として生活していくことを目的に、毎年2つの基礎自治体に対して交流事業「技能実習生等と共生の地域づくり推進事業」を実施している。県経済商工観光部国際企画課によれば、このような地域を基盤とする交流事業が、より多くの地域で開催できれば、外国人材が地域住民の一員として生活していくことを促進できると考えている。

(2) 外国人家族への配慮

家族帯同の外国人材の場合、配偶者やその子が、言葉の壁や文化の違いなどから、地域社会と疎遠になることが懸念されている。外国籍の家族が地域で安全安心に生活するため、日本語学習機会の提供や地域との共生に向けた取り組みを促進することが求められる。特に外国籍児童に対しては、母語による支援が不可欠であることから、市町村や支援団体などがそのような支援を行えるよう、学校、地域社会、地方公共団体などが緊密に連携できることが望ましい。とりわけ、様々な国籍を有する外国人のなかでも、少人数のグループへの配慮は、行政の公平性という観点からも重要と考える。例えば、同一の国から多数の外国人が在留する場合、古くから在留し日本の事情や日本語に堪能な人が一定数おり、彼らを介して正確な情報を伝えることができると考えられる。しかし、同一の国籍をもつ人が少ないグループでは、行政サービスに関する情報が全く伝わらない懸念がある。

4.3.4 主要基礎自治体の取り組み

(1) 石巻市

石巻市は、2014年から本格的に多文化共生の取り組みを開始した。在留外国人向けに、(i) 市のHPや母子手帳、ゴミ出しパンフレットなどの多言語対応、(ii) 外国人を対象とした防災関係、ゴミの分減関係などをテーマとする出前講座の開催、(iii) ゆかたの着付けや茶道、日本料理教室、多文化交流会など、外国人住民同士と日本人住民との相互理解と交流を目的とした日本語講座「じゃば Needs 塾」の開催、(iv) 国際サークル友好21など、日本語教室を運営する団体への支援、(v) 外国人相談窓口の設置事業（相談員による中国語・ベトナム語・英語での対応、試験的に13言語対応アプリ「みえる通訳」の導入など）、(vi) 定住外国人就学支援員の配置（外国籍の生徒を対象に、通常授業のなかで個別支援）、などの活動を実施している。

漁業分野の技能実習生受入れに関しては、石巻市とインドネシア・西ジャワ州は2007年に協定を結び、それ以降、漁業分野の技能実習生を継続して受け入れている。実習実施機関である船主が自らの資金により奨学金制度を創設し、西ジャワ州の水産高校へ奨学金を送るなどの支援事業も実施している。これらの事業が円滑に進むよう、市は協力体制をとっている。

(2) 気仙沼市

気仙沼市は外国人支援として、気仙沼市小さな国際大使館を設置し、生活相談、日本語教室開催、交流会開催等の支援を行っている。日本語教室に関しては、市主催のボランティア講師による教室、NPO法人への委託による教室、ボランティア団体主催教室への支援と複数の形態で行っている。

また、交流事業として、芋煮会、クリスマスパーティ、料理教室などを開催すると共に、2017年からは外国人向けの防災講座を宮城県国際化協会(MIA)の協力を得ながら毎年実施している。母国語での資料や通訳を入れ、座学による知識の習得と地震体験や煙体験、ワークでの避難道路確認など、参加者が十分理解し、自分事として捉える講座としている。

(3) 塩釜市

塩釜市は、外国人向けの取り組みへの優先度は相対的に高いものと考えていなかったが、近年、同市の基幹産業である水産加工で技能実習生の受け入れが増加していることを背景に、多文化共生支援への取り組みを進めている。同市では、公益財団法人塩釜国際交流協会が在留外国人と他の地域住民との交流事業を始めた後、市の関与が徐々に高まるようになった。その後、市が参画するようになり、2019年には市の補助金を得て、在留外国人と住民との交流会が実施された。市民団体である塩釜国際交流協会が日本語教室を開講し、宮城県国際化協会(MIA)がそれを支援している。MIAが翻訳支援して成人式にベトナム語とインドネシア語の招待状を作成し、塩釜市在住の技能実習生で成人する対象者を招待した。コロナ禍で困窮する技能実習生に市民団体が食料を配ったことを契機に、市行政・市民団体・技能実習生の交流が進んでいる。

(4) 角田市

角田市は、在留外国人向けの日本語教室を主催し、その運営・指導を同市の嘱託職員が行っている。同市は、2019年3月に「角田市男女共同参画計画(第2次)」を策定し、「国際的な視野及び多文化共生の視点の確立」を施策の一つと位置づけ、国際社会における男女共同参画の推進の動向とその取組について、情報の収集及び提供を行う」など、多文化共生の取り組みを行っている。その一環として、小・中学校における英語教育、国際理解教育の推進、外国人向け日本語講座の充実などを推進している。

(5) 多賀城市

近年多賀城市には、ミャンマーからの在留者が増えている。同市は「市民活動サポートセンター」という中間組織があり、企業と地域づくりの視点で活動している。同センターでは、障害者

雇用を進める企業が、同時に技能実習生雇用をすることから、技能実習生も障害者と同様に地域住民との間に距離があることに気づくこととなった。その対策として、同センターが町歩きイベントなどの、外国人との共生への取り組みを始めた。その後、同センターの動きが広がり、多賀城市国際交流協会や市民活動サポートセンター、宮城県国際化協会（MIA）などの外国人支援を行う機関の連携が進むようになった。

4.3.5 宮城県の外国人材受入れの取り組み

(1) 外国人受入支援の背景

宮城県内には多くの大学、専門学校等があり、そこで学んだ外国人材がその後も日本に残りたいという希望をもち、就職先を探している。彼ら留学生がそれぞれの学校を卒業した後、地元企業に就職し地域に定着するための支援が、行政の行う就労支援と考えられている。

(2) 外国人就労支援に関する取り組み

宮城県に在住する外国人材を対象に、県が取り組む就労支援は、(i) 外国人受入企業の開拓、(ii) 企業向けセミナーの開催、(iii) 企業訪問ツアーの実施、(iv) 企業相談窓口の設置、(v) 合同企業説明会の開催、(vi) 企業と留学生との交流会の実施、(vii) 在留外国人向けセミナーの開催、(viii) 外国人留学生人材バンクの構築、(ix) 受入企業バンクの構築（現在は交流会に参加した企業の登録程度）、(x) 企業向けアンケートの実施、などである。これら外国人向け就労支援事業の実施にあたり、これまでのところ、企業との連携はあるものの、基礎自治体である県内の市町村との連携は行われていない。

県経済商工観光部国際企画課では、高度人材や大学生を主要対象とする就労支援活動を担い、高度外国人材を小ロットで企業につなげる役割を果たしてきた。一方、県の産業・雇用部門では、日本語学校・専門学校留学生を対象とする就労支援活動を実施することで、これまで両者は役割を分担してきており、今後、一本化する方向で検討されている。留学生を高度人材として、技能実習生や特定技能資格者を技術者として、地元に着させるための就労支援が行われている。

4.3.6 外国人就労支援の課題

(1) 外国人材と地元企業のマッチング

外国人材に対する県内企業の情報発信が不十分で、外国人材と地元企業の双方が現状ではうまくつながっていないという問題がある。たとえば、日本語が堪能な外国人材が地元にいるにも関わらず、地元企業側でそのことを把握していない場合が往々にしてある。地元企業と地元で暮らす外国人材をもっと緊密に結びつける活動が求められる。加えて、外国人材を受け入れる県内企業の意識醸成が必要となっている。外国人材の雇用に関心のある地元企業は多く、外国人材を雇いたいと考える地元企業は徐々に増えてきているものの、多くの地元企業ではその方法が十分に分からず、外国人材の受入れに踏み込めないのが現状だからである。そうした状況を改善する取り組みの一環として、県経済商工観光部雇用対策課では、委託事業として、2020年6月24日、

11月26日、2021年2月10日に、合同企業説明会を開催した。今後、地元企業と外国人材とのマッチング・ニーズは、ますます増えていくものと思われる。

(2) コロナ禍で窮状にある外国人への支援

2020年にまん延した新型コロナ禍の影響は、在留外国人の生活に大きな影響を与えている。営業の自粛を求められる多くの飲食店などでアルバイトがなくなった留学生の相談に対して、MIAでは有効な情報提供ができないという課題を抱えている。加えて、コロナ禍のために技能実習期間を終えても帰国できない在留外国人が増えている。そうした人びとを対象に特定活動が認められるようになったが、飛行機の便数や母国側の隔離施設に限りがあるなか、現実的に帰国できない在留外国人の数は今後ますます増加し、この状況の解消は長期化すると思われる。こうした窮状にある在留外国人への救済策への取り組みが急務である。

4.3.7 JICA などに対する要望

以下のように、JICA に対する意見が寄せられた（表 12）。

表 12 JICA に対する要望・提言

名称	JICA への要望・提言
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県内に多数いる JICA 海外協力隊経験者と連携して、県の実施する外国人材と地域住民との交流会に参加してもらえればありがたい。しかし、現状ではどこにどのような人材がいるのかを把握していない。 宮城県経済商工観光部国際企画課によれば、在留外国人（なかでも技能実習生）を対象とする地域での交流会は年に2箇所で開催しているが、このような地域を基盤とする交流事業が、より多くの地域（基礎自治体）で開催できれば、外国人材が地域社会のなかで、「見える化」することを促進することができると考えられている（特に言及はなかったが、この点に関する JICA への期待が言外に感じられた）。
宮城県国際化協会（MIA）	<ul style="list-style-type: none"> すでに交流事業の多くは行政や市民団体が実施しており、国の機関である JICA には、技能実習制度の不合理性を解消するような取り組みを期待したい。 海外経験豊富な人材は、たしかに貴重な人材ではあるので、人材方面での貢献を考えるのであれば、期間限定のポジションでもよいので、少し長いスパンで継続的に地域に関わってもらえるようなスキームを構築することが望ましい。

名称	JICA への要望・提言
仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外における外国人コミュニティへの支援は JICA の専門分野であり、国内の外国人住民に入り込む術など JICA が有する有用な価値や資源は多い。このため、国の外国人受入れに係る資金を活用し、在留外国人に対する取組が必要。地域に住む外国人コミュニティへの支援などは、JICA に適した分野で、国がこの部分を補完してくれることは地域行政としてありがたい。しかし、地方公共団体の予算で何らかの業務を委託することは難しい。 ・ 今後 JICA が国内の外国人支援活動をやるとすれば、現在我々地方公共団体がやっている活動と重複しない配慮が求められる。JICA への期待は、外国住民への情報提供よりも、希少言語に対する知識やノウハウ、外国人自体や外国人コミュニティに入り込むノウハウを活用した支援ではないか。 ・ 仙台市は、外国人を積極的に雇用して企業の価値を高めていく前向きな雇用が多い。反面、郡部の企業や事業体では、日本人を雇えないから外国人を雇わざるを得ないという後ろ向きの雇用という側面が強い。後者の企業が増えてくると地域社会との衝突局面が増える。こうした事態では、海外経験が豊富な JICA の出番があるのではないか。 ・ JICA の知見やリソースを活用できるものとしては、(1) 受入企業等に対し、積極的に外国人を雇用して企業価値を上げていこうという意識醸成などのサポート、(2) 中小規模市町村などでの日本語教室運営をはじめとする地域おこしの支援・フォロー、(3) 地域外国人コミュニティに対する支援・フォロー。
石巻市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能であれば、JICA 海外協力隊経験者の方々に、海外での経験を活かし地域住民と外国人とのパイプ役になってほしい。
気仙沼市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少数国籍の外国人は言葉が話せないと孤立する可能性が高い。特に市内では多様な言語に対して通訳できる人材も少ないことから、容易に利用できる通訳や翻訳の言語サポートをしていただくとありがたい。 ・ 合わせて、少数国籍者へのコミュニティ支援も言語サポートと合わせて必要と感じる。また、外国由来の子どもに対する日本語学習、学校でのサポートなど人材派遣の支援制度などがあるとありがたい。
宮城県内の団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的機関である JICA は、私企業や個人に資金を使うことは難しいと思われるので、例えば在日ベトナム人会など、適切な団体と連携して活動する

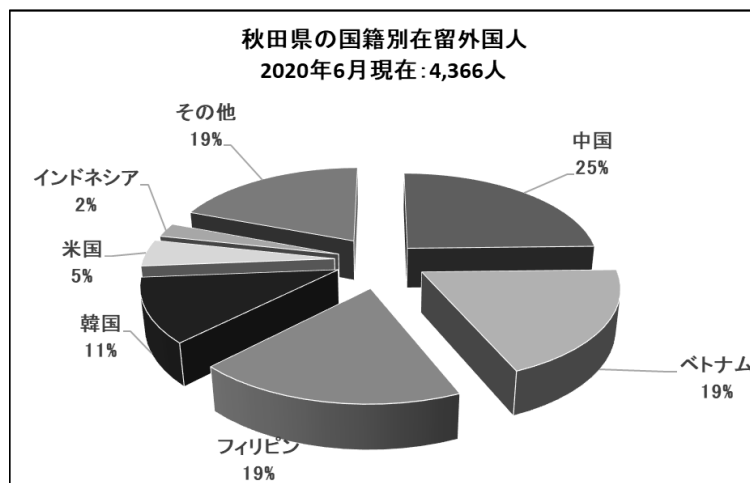
名称	JICA への要望・提言
	<p>ことが良い。実習期間が終わった技能実習生が数万人単位で帰国できずにいる。こうした苦境にある人たちを助けることを、JICA が行う活動として期待したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 業界では、国内の監理団体が人材派遣会社を兼ねる現実がある。技能実習生にとって好ましくない監理団体もあることを認識し、現行の技能実習制度の問題点を解消するための支援を JICA に期待したい。

出典：聞き取りをもとに調査団作成

4.4 秋田県

4.4.1 秋田県の外国人材の現状

秋田県は、全都道府県の中で最も在留外国人が少ない県である。2020年6月の出入国在留管理庁データに基づく県在留外国人数は、4,366人（県人口比0.4%）であるが、人数と域内人口比率のどちらも都道府県で最も低い。国籍別にみると、中国1,075人（25%）、ベトナム830人（19%）、フィリピン819人（19%）、韓国494人（11%）、米国205人（5%）、インドネシア106人（2%）である。



出典：出入国在留管理庁

図 6 国籍別在留外国人（秋田県：2020年6月）

これら6カ国で全体の81%を占める（図6）。同データによる上位6カ国の在留外国人のうち、就労活動を行っている者の在留資格別人数を表13に示す。これら6カ国で見ると、「永住者」に次いで、「技能実習」が多い。「永住者」は中国・フィリピン・韓国が、そのほとんどを占める。「技能実習」はベトナムが多い。

表 13 在留資格・国籍別・就労外国人数（秋田県） - 上位6カ国（2020年6月）

在留資格／国籍	中国	ベトナム	フィリピン	韓国	米国	インドネシア	合計
1. 技能実習	319	694	202	0	0	54	1,269
2. 資格外活動の範囲で就労可能な資格							
2.1 留学	116	26	5	9	11	11	178
2.2 上記以外	44	11	13	6	16	9	99
3. 専門・技術							
3.1 技・人・国*	28	54	8	5	17	1	113
3.2 上記以外	36	0	10	9	95	2	152

4. 身分による資格							
4.1 永住者	440	6	467	441	40	17	1,411
4.2 日本人の配偶者等	39	4	60	15	26	10	154
4.3 永住者の配偶者等	13	0	4	2	0	0	19
4.4 定住者	26	1	45	5	0	0	77
5. 特定活動	14	34	5	2	0	2	57
合計	1,075	830	819	494	205	106	3,529

※：技術・人文知識・国際業務

出典：出入国在留管理庁公表データより抜粋

秋田労働局の2019年「外国人雇用状況」集計結果によると、2019年10月末時点での秋田県の就労外国人は、2,203人（前年同期比250人増）、雇用事業所数は486事業所（前年同期比55カ所増）と前年対比12.8%増加しているとのことだが、全国との比較でみると、就労外国人数と事業所数はともに総在留外国人数と同じく都道府県で最も低い。

秋田県は、在留外国人数、就労外国人数とも国内で最も少ないにも関わらず、外国人材の受入促進について、比較的前向きな取り組みを行っている。同県は、外国人雇用に関する企業向けの相談窓口設置、セミナー開催のみならず、繊維・縫製以外の監理団体が少ない現状から、他の産業分野での監理団体設立支援も行っている。

他県の取り組みが企業向けに重点を置いていることに比較して、同県が外国人材受入れのインフラ整備も行っていることは、特徴的である。例えば、同県では全25市町村のうち18市町村が日本語教室を設置・運営し、各地域の外国住民との接点のひとつとなっている。他県と比較すると、日本語の支援体制が充実している県は少ない。また、県が所掌する外国人向け相談センターのほか、県内9カ所に地域外国人相談員が配置されている¹⁴（詳細は後述）。

本調査で聞き取りを行った県内企業・民間団体等の取り組みは、第5章で他県のそれと併せて分析を行う。なお同県の民間団体のうち能代市「のしろ日本語学習会」は同市の国際化・多文化共生推進に関し、公的な役割を有することから、本項で詳述する。

¹⁴ 相談員の氏名、電話番号は公開されている。これに加え、秋田県では全県で、在留外国人向け日本語講師確保や、地域コミュニティで外国人支援を担う民間支援団体等が確保され、他県と比較した支援体制の充実が特徴と考えられる。

4.4.2 秋田県の多文化共生推進の取り組み

秋田県への聞き取りによれば、同県の多文化共生への取り組みが始まったのは、1991年頃とされている。これは、総務省が多文化共生の重要性を認識し、地域で国際化協会が設立される時期と時期を同じくする。当初の取組みは、外国人向け相談窓口設置、国際化アドバイザー配置で、近年は、県企画振興部に国際課が設置され、県内の関係部局、(公財)秋田県国際交流協会(AIA)や県内の大学(国際教養大学など)、県内25市町村、県内市民団体などとの連携により、以下を実施している。

(1) 秋田県外国人相談センターの設置・運営

AIAは県からの委託により、秋田県外国人相談センターを運営している。同センターは、毎週木曜日を英語、韓国語、中国語での相談日に設定し、事前予約でベトナム語、タガログ語の相談にも対応している。同センターでの窓口対応に加え、県内各地に「地域外国人相談員」9名を委嘱・配置し、ホームページやパンフレットで相談員氏名、電話番号も案内している。9名の相談員の多くは、地域の日本語教室の代表者などで、彼らにより県内の全25市町村をカバーしている。

秋田県によれば、(i)日本語講師・ボランティアの高齢化と後継者不足、(ii)インターネットやオンラインツールに不慣れた高齢の日本語講師・ボランティアも多く、授業等のオンライン化(の検討)が進まないこと、(iii)日本語教室が起点のため、定住者との接点にはなっているが、技能実習生との接点にはなっていないこと、などが課題としている。

(2) 多文化共生人材育成事業(日本語指導サポーター養成講座)

AIAが運営を受託し、ボランティア希望者や外国人雇用企業の担当者などを対象に、県内在留外国人への日本語学習を支援する「日本語指導サポーター」のための技術指向上を目的とする「日本語指導サポーター養成講座」を開催している。同講座は県が、国際教養大学専門職大学院のグローバルコミュニケーション実践研究科に委託して、同大学院の日本語教育実践領域の教授等が指導している。同講座は、2020年9月に秋田市で基礎講座(計8回、4日間)(AIA自主事業)を開催した後、北秋田市(10月)、横手市(11月)、潟上市(11月)においても実践講座(各2日間)を開催している。

(3) 相談関係機関が参加する連絡会議開催

新たに2020年度から、相談関係機関の連絡会議を開催している。多文化共生の重要性や、外国人からの相談内容が多様化することから、関係相談機関(市役所窓口部署、児童相談所、女性相談所等)の連絡会議を開催し情報共有を行った。県内各市町村の外国人関連担当部局は、企画部門とされることが多い。しかし、外国人の行政との接触する部門は、住民登録などの窓口業務を担当する市民担当部局で、これらを交えた情報共有の重要性が認識されている。連絡会議の開催

により、外国人からの相談事例や、県内関係各機関との連携や情報共有が進み、受入企業を介した在留外国人の姿やニーズがわかるようになったことを成果の一つとしている。

(4) 災害時の多言語での情報発信

生活全般に関する情報提供などは AIA で対応しているが、近年は災害情報の伝達の重要性が認識されており、コロナウイルスの感染防止対策も多言語での情報提供を行っている。その他、防災情報も順次多言語化を進めている。大雨等の緊急災害時は AIA と連携し、Facebook 等での情報提供を行う他、在留外国人が日本語がわからなくても支援を求めることができるよう、県と AIA が 6 言語（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語）による指差し防災グッズ（Help カード、防災てぬぐい）を制作し無償配布している。

(5) やさしい日本語の活用促進

主に外国人材を受け入れる側（企業）への啓発活動として、「やさしい日本語」の活用促進を案内している。特に技能実習生などの場合は、方言が使われてしまうと、母国で習得してきた日本語と異なるため理解や意思疎通が難しく、これらの点についても注意喚起などを行っている（2019 年にセミナー開催）。

(6) 母国文化の紹介

県国際課の外国人職員（中国、ロシア、韓国、アメリカ）を学校や市民団体に派遣し、自国の文化紹介講座を実施している。秋田県は、外国人との接点が少なく日本語会話のできる職員を契機に、触れ合いの機会を増やすことにニーズがある。AIA の外国人のボランティア登録制度では、要望があれば、上記 4 カ国以外（例えば南米など）の人材派遣も実施する。また AIA は、国際フェスティバルを毎年開催しており、各国文化の紹介の場としても活用されている。

4.4.3 秋田県の外国人材受入れの取り組み

秋田県は外国人材の受入促進に向け、以下のような施策を行っている。

(1) 企業向け相談体制（外国人雇用サポートデスクの設置）

秋田県行政書士会に業務委託して、外国人材受入を希望する企業向けの相談窓口を設置し、受入れに関する制度説明などの相談会を行っている。

(2) 受入事例の紹介、制度等の周知（監理団体設立支援セミナーの開催等も含む）

秋田県中小企業団体中央会に委託し、企業に対する技能実習生受入れ制度等の説明、監理団体設立に関する先行事例紹介を行っている。県内の監理団体の対象業種は、縫製業が主要分野で、これが同県の外国人材（技能実習生）受入れが少ない一因とされていることから、県内監理団体の対象業種を増やす取組を進めている。このことは、県内企業も他県の監理団体に委託するよりも、意思疎通の容易さや、費用負担でも優位性がある。そのため、県内の監理団体の設立促進の

ため、セミナー開催や監理団体設立のためのマニュアル配布を実施した。その結果、2019年から異業種組合設立の事例（建設、食品製造等）も増加し、介護人材を受け入れる組合が設立されるなど、成果をあげつつある。

(3) 助成制度の創設

2020年度、県内企業・団体が行う取り組みへの助成制度を創設し、受入企業による日本語教育、母国語対応（マニュアル作成）などへの取り組みや、商工団体などによる会員向け外国人材受入セミナーの開催、専門のサポートスタッフ配置などへ助成することとしている。補助率は3分の1である。これは、今年度が初めての試みとなるが、コロナ禍により応募数が非常に少ない。すでに採択された事例には、「宿舎へのWi-Fi設置」、「ポータブル翻訳機の導入」などがある。

(4) その他、業種別での取り組み

宿泊業・農業・建設分野では、企業や農業法人を対象とした外国人材受入れに関する研修会の開催を行っている。介護分野では、介護福祉士の資格取得を目指す外国人受入施設に対する助成を行い、定住外国人を対象とした介護職への理解を促進するための研修会を開催している。

4.4.4 秋田市の多文化共生推進と外国人材受入れの取り組み

秋田市の2020年1月1日時点の人口は307,403人、そのうち在留外国人は1,440人（0.47%）¹⁵である。同市への聞き取りによれば、在留外国人を在留資格と国籍で見ると、在留資格「技能実習」はベトナムが最多で、インドネシア、中国と続く。就業先の業種としては縫製業や飲食物品製造業が多いと思われるとのことであった。在留資格「留学」では、中国が最多であり、これらは市内の秋田大学や国際教養大学、秋田県立大学への留学生が大半を占める。秋田市には歴史ある国際資源学部（旧鉱山学部）を有する秋田大学、すべての授業を英語で行う国際教養大学、農業技術、アグリビジネスを学べる秋田県立大学など特色ある大学が立地しており、世界各国から留学生が来ている。在留資格「永住者」では、最多が中国、次いでフィリピンが顕著とのことである。

秋田市は、5年ごとに国際交流マスタープランを策定しており、国際交流促進のための指針としている。同プランでは、市内で暮らす外国人住民が日本の生活習慣に適応し、地域の一員として安心して生き生きと暮らすことができるよう、やさしい日本語や多言語による各種情報の提供、日本語教室の充実など、コミュニケーション面での支援体制や総合的な相談体制を充実させている。現在は、2021年3月の改訂作業中で、外国人住民を従来の支援の対象者から、地域社会の担い手として、社会参画を促す取り組みを推進することを課題として、取りまとめを行っている。

(1) 秋田市の多文化共生推進の取り組み

秋田市の多文化共生推進の取り組みは、(i) 相談体制の充実、(ii) やさしい日本語や多言語による情報提供、(iii) 公共施設案内などの多言語表記、(iv) 災害・緊急時の外国人対応の整備、(v) 外

¹⁵ 秋田県 住民基本台帳人口（2020年1月1日現在）より。

国語図書の充実、(vi) 日本語習得の支援、(vii) 児童生徒への日本語指導支援、を行っている。これらの内容と運営は、在留外国人の利用場面を想定した工夫が随所にみられる。以下に、同市の特徴的な事例を取り上げる。

■ 窓口での多言語対応

在留外国人と接することの多い行政部門は、市役所の窓口である。各窓口が多言語に対応できる通訳者がいることは少なく、コスト面からもオンライン通訳などの民間サービスを導入することも少ない。外国人住民が少ない地方都市では、相談件数も少ないため、発生件数が低い事案にコストをかけることは難しい。しかし、外国人住民に対する窓口対応は、事案数が少ないにしても発生することから、窓口職員は携帯電話の翻訳アプリなどを活用して対応している。しかし、行政用語をそのまま翻訳アプリに入れても、適切な翻訳結果を得ることはできず、適切に伝達することが難しい。その結果、外国人住民との意思疎通の良し悪しは、職員個々人の翻訳アプリ活用ノウハウや知見に依存している。そのため同市は、「行政用語は翻訳前に表現を言い換える必要がある」「行政では説明の正確さを求めがちで、翻訳する際にかえって難しくなるため、単純な語彙（ごい）で伝えることを心がける」など、翻訳アプリを活用するノウハウを市役所内で非公式に共有し、コストをかけずに一定水準の窓口対応ができる工夫をしている。

■ 多言語による行政情報の周知

在留外国人が戸惑うことので多いごみの出し方などについては、資料を同市多文化共生所管課主導のもと機械翻訳ではなく、ネイティブチェックも入れたうえで、4カ国語（中国語・韓国語・英語・タガログ語）に翻訳し、ホームページ等で公開している。英語・中国語・韓国語については秋田県国際課にネイティブチェックを依頼し、タガログ語についてはAIA登録の市内在住フィリピン人サポーターにネイティブチェックを委託した。

■ 災害・緊急時の外国人対応整備

同市は、災害時の対策として、外国人転入時に「避難支援対象者名簿」への登録を促している。これは他の市町村では見られない特徴的な取り組みである。また、転入時に外国人住民に対して、「ウェルカムセット」と呼んでいる生活情報・防災情報等の資料一式を渡しており、同資料内で多言語対応の災害情報アプリの利用などもアドバイスしている。表 14 は外国人住民に対し活用をアドバイスしているアプリの例である。

表 14 秋田市が推奨しているアプリ例

アプリ名称	アプリの概要
Safety tips	観光庁監修のもと開発された、日本国内における緊急地震速報、津波警報、噴火速報、気象特別警報、国民保護情報、避難勧告などを通知するアプリ。対応言語は、日本語、英語、中国語（繁体字・簡体

アプリ名称	アプリの概要
	字)、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語の14カ国語(15言語)
防災情報 全国避難所ガイド	全国の地方公共団体が定めた災害時の避難所や避難場所を約13万件収録し、現在地周辺の避難所を検索して、道順をルート案内する災害時用ナビゲーションアプリ。オフラインにも対応。

救命通報(119番通報体制等)は、多言語対応(8言語)のコールセンターを外部委託して、通訳オペレーターが対応する。また、救急車にも通信端末(タブレット等)を搭載し、多言語翻訳機能、指さしボード機能を用いた意思の疎通ができる。なお、取組は救急の現場から提案されたもので、その背景には、消防関係者の高い意識と救命率がある。

■ 秋田市運営の日本語教室(日本語支援)

秋田市は、外国人住民が地域の中で孤立しないためのセーフティネットの一環として、公的な日本語教室である「秋田市日本語教室」を開設・運営している。講師は、有資格者(日本語教育能力検定試験合格者または所定の要件を満たした実務経験者)を公募・採用している。また、市内の国際教養大学大学院との連携は、日本語教育を学ぶ大学院生が講師として参加する機会があり、彼らの実践の場にもなっている。

本教室は、学習者の国籍や母語によって学習の機会や習得しやすさになるべく不平等が生じないように、日本語で日本語を学習する「直接法」を採用し、日中仕事や学業に就いている者であっても参加しやすいよう夜間に開講するなど、公的な日本語教室としての平等性が確保されるように配慮している。

(2) 秋田市の外国人材受け入れの取り組み

秋田県は全国で最も外国人材が少ない地域ということもあり、就労外国人のみを対象としたものではないが、「資格取得助成事業」や「アンダー40正社員化促進事業」など就職やキャリアアップの支援、正規雇用転換による雇用の質の向上を支援している。就労外国人の同制度利用者は、資格取得助成制度を活用して、高度人材がパソコン検定の受験を目指して制度を利用している。正社員化を支援する取組として、県内にBPO(Business Process Outsourcing)拠点を設けるコールセンター運営企業が、パートや非正規職員を正社員化した事例がある。また、秋田商工会議所は2020年12月から「外国人材受入相談窓口」を開設し、受け入れのための初歩的なルールや具体的な手続き方法の相談、受入支援機関の紹介などについて専門家(社労士・行政書士等)による無料相談を行っている他、受入れを希望する企業に対し、監理団体(県内外)とのマッチングイベントを実施している。これら相談窓口やセミナー活動は、県主催のものとは別に商工会議所が独自に行っている。

4.4.5 大仙市の多文化共生推進と外国人材受け入れの取り組み

大仙市の2020年1月1日時点の人口は80,459人、うち在留外国人は269人(0.33%)¹⁶である。聞き取りによれば、在留外国人の在留資格と国籍で見ると、在留資格「技能実習」は、ほぼベトナムと中国の2カ国で占められており、ベトナムが若干多い程度である。主な業種としては、縫製業には中国人、スーパーマーケットでの総菜製造ではベトナム人が就業していることを把握している。在留資格「永住者」では、最多が中国、次いでフィリピンが顕著である。

(1) 大仙市の多文化共生推進の取り組み

同市では、近隣の仙北市、美郷町と3市町の連携で「大仙・仙北広域圏日本語講座」と「大仙仙北地域外国籍住民等サポート事業」を展開しており、日本語習得支援などの活動を行っている。具体的には、「(A) 外国人向けの日本語教室運営」と「(B) 在留外国人に対する相談員の配置」の2事業に対し、大仙市、仙北市、美郷町が負担金を拠出し、各運営委員会を設置して運営している。

外国人人口が少ない地方公共団体が連携し、必要予算や人的資源などの負担を軽減させる取り組みを行っている点は非常に特徴的であり、他の過疎地域や外国人人口の少ない地域の参考になる取り組みと思われる。なお、連携先である仙北市、美郷町であるが、それぞれ2020年1月1日時点では、仙北市の人口が25,860人、うち在留外国人117人(0.45%)、美郷町の人口が19,361人、うち在留外国人57人(0.29%)¹⁷となっている。

以下に取り組んでいる事業について詳細を記す。

■ 日本語教室

日本語教室は、3市町それぞれで場所を設けて実施しており、実施場所は、各市町の公民館など。外国人への告知は、各市町の広報の他、転入時には必ず案内を渡している。遠隔地で通えないなどの対象者のために、出前講座(要請に応じて近隣の公民館等で開催)も行っている。

生徒の多くは定住者だが、技能実習生も参加している。3市町での教室登録外国人数は55人で、2020年4月～9月で延べ600人が教室に参加している。(4月、5月はコロナの影響でほぼ開催しておらず、実質的には6月～9月の参加人数)。しかしながら、3市町の在留外国人数からすると参加率が低く、参加率を上げることが課題となっている。

日本語講師は各地元ボランティア等に委託。20年ほど前に県が行った日本語指導サポーター養成講座の受講者(卒業生)が多く、講師の確保は比較的良好な状況ではあるが、同時に講師の高齢化が進んでおり、後継者不足となりつつある点が課題となっている。これらの課題も踏まえ、昨年は大仙市教育委員会とAIA、国際教養大学が連携して、「日本語指導者を目指す人及び指導力向上を目指す人のための日本語講座」を大仙市内で開催した。

¹⁶ 秋田県 住民基本台帳人口(2020年1月1日現在)より。

¹⁷ 秋田県 住民基本台帳人口(2020年1月1日現在)より。

■ 災害情報支援

大仙市は、災害情報支援に注力する一環として地元通訳者を増やしたいと考えている。各避難所に多言語対応の指差しツールなどを設置しているが、緊急時の対応には多くの通訳者が必要となるため、大仙市版の通訳ボランティア登録制度の創設を検討中。

■ 多言語対応

大仙市広報紙の多言語版をオンライン公開している。これは「カタログポケット」¹⁸。というサービスを利用している。

■ 国際交流事業

大仙市国際交流協会（同市交流課が事務局）が、韓国の子供達との交流事業、国際フェスティバル（年1回）や国際理解講座を開催・運営している。国際理解講座は、市内の在留外国人を対象に、大仙市への理解を深めてもらうため市内の日帰りバスツアーを開催した。

同市に在留する外国人は少ないため、市民と外国人との接点が非常に少ない。相互理解を深めるうえで、市民と外国人（もしくは外国文化）との接点をできるだけ作っていく必要があると考えている。同市では、これまで3人（現在は2人が勤務）のJICA海外協力隊経験者を採用している。彼らの海外経験を活かし、交流協会の事業など多文化共生等に関する業務に加え、語学を生かして同市の観光・インバウンド分野での業務を担当している。

(2) 大仙市の外国人材受入れの取り組み

同市はもともと外国人材が少ないため、特段の就労支援などは実施していない。市内企業にアンケートを実施したところ、機械・金属関係の製造業を中心に26社ほどから、技能実習生の採用を予定もしくは希望しているとの回答があった。

4.4.6 にかほ市の多文化共生推進と外国人材受け入れの取り組み

にかほ市は、質問票への書面回答を得ることとなり、聞き取りは実施していない。同市では、外国人材の受入や多文化共生に関し、地域再生計画の認定（地域再生計画の名称「外国人材にとって「働きやすいまち」、「暮らしやすいまち」体現計画」¹⁹）を受けており、同計画書にて、外国人材受入をはじめとする同市の状況や取り組みなどが説明されている。そこで回答書面や同計画書などをもとに本項を整理する。

にかほ市の2020年1月1日時点の人口は24,291人、そのうち在留外国人は99人（0.41%）²⁰である。そもそも在留外国人が非常に少ない地域である。同市の質問票への回答によれば、在留外国人の在留資格と国籍で見ると、在留資格「技能実習」はほぼベトナムであり、人数もベトナム30人、中国2人と非常に少ない。技能実習生の就業先は、縫製業、機械加工、プラスチック成

¹⁸ 民間企業が提供する、媒体等（カタログやチラシ、パンフレット等）の多言語対応とオンライン配信クラウドサービス。（PC、スマートフォンやタブレット端末で閲覧可）。

¹⁹ 官邸ホームページにて公開されている。

²⁰ 秋田県 住民基本台帳人口（2020年1月1日現在）より。

形、塗装、段ボール製造などである。在留資格「永住者」も26人と非常に少なく、他市町村のように中国人、フィリピン人の在住は少なく、最多は韓国の9人である。

(1) にかほ市の多文化共生推進の取り組み

にかほ市はそもそも外国人住民が少ないこと、同市の主要産業である電子部品製造業で技能実習生が活躍していることなどから、他市町村と異なり多文化共生の対象は主として技能実習生となっている。市の回答によれば、秋田県内の他市町村と同じく、市が主催で日本語教室を運営しているが、生徒は主に外国人技能実習生であり、就労において支障のない日本語の習得を支援しているとのことであった。また、日常生活の支援（外国人向けパンフレット等の送付）や町内会行事・各種イベント（トレッキング、ベトナム料理教室）への参加案内なども実施している。

■ にかほ市の外国人材受入れの取り組み

にかほ市の地域再生計画によると、同市は大手電子部品メーカーの企業城下町であることから、電子部品・デバイス製造業を主とする製造業が基幹産業である。市内に進出した関連製造事業者数は約150社と県内随一の規模を誇っている。しかし、これら産業の生産力の維持には、労働力の確保が安定的に行われることが必須であるにも関わらず、域内の少子高齢化により、十分な労働力の確保に苦心している。そのため、コロナ禍以前の好景気下でも、この点が十分な生産力を維持するための大きな課題のひとつとなっている。同市では近年、外国人技能実習制度を活用する企業も増えているが、2019年12月末時点で、外国人材を受け入れている企業数は3社で、合計30人程度に過ぎない。このような背景下、同市では以下のような取り組みを実施している。

■ にかほ市工業振興会によるベトナム現地視察

にかほ市工業振興会は、同市と市内ものづくり企業で組織されている組織。技能実習制度への理解を深めるとともに、官民協働で今後の円滑な受入態勢の整備につなげることを目的に、ベトナムの現地送出国機関や日本語教育機関、短期工業大学を視察した。

■ 市の主導による交流事業の実施

にかほ市が主体となり、事業所（受入企業）間を超え、技能実習生と地域住民と一緒に学び親睦を深めることができる交流事業や、市と受入企業間の情報交換等を実施している。

■ 技能実習生に対する技能検定サポート

技能実習の開始6カ月後と、実習期間の修了前に受験する技能検定について、市と委託契約を締結した企業活性化アドバイザーが、実習生に対する受験指導や助言を与えるなど、技能実習生に対するサポート体制の充実を図っている。

4.4.7 多文化共生推進事例「のしろ日本語学習会（能代市）」

(1) のしろ日本語学習会の概要

「のしろ日本語学習会」は、同会代表が1991年に秋田県能代市にてボランティア活動として開始した日本語教室（民間団体）である。1995年からは、県教育委員会の教室、同13年からは、能代市の教室として運営されることになり、現在に至る。当初は中国残留日本人孤児を対象とした日本語教室として運営されていたが、現在は国籍を問わず、主に地域の定住外国人（配偶者やその児童など）を対象とした日本語教育を実施して、能代市、藤里町、男鹿市の3市町で教室を運営している。

地域に根差した日本語教室、多文化共生の優良事例として、文化庁や県内外のメディア等から取り上げられることも多く、同会も4市町（能代市・八峰町・藤里町・三種町）を担当する地域外国人相談員として県から業務を受嘱されているなど、能代市の多文化共生活動等において中核的存在となっていることから、民間団体の活動ではあるが、本章にて記す。

「のしろ日本語学習会」の活動の中心となる能代山本地域の総人口と在留外国人人口は、能代市（総人口52,283人、うち在留外国人人口251人/0.48%）、藤里町（総人口3,182人、在留外国人人口21人/0.67%）、三種町（総人口16,211人、在留外国人人口32人/0.20%）、八峰町（総人口7,042人、在留外国人人口60人/0.85%）である。また、同会が教室運営に関わる男鹿市は総人口26,886人、在留外国人人口50人（0.19%）である。

(2) のしろ日本語学習会の多文化共生推進にかかる取り組み

同会は、「同会卒業生が地元での母国語講座（中国語・韓国語等）の講師や能代市での通訳・翻訳等を担当する（地元へ貢献できるバイリンガル人材の輩出）」、「同会に参加していた児童の多くが高校へ進学し、大学進学等を果たす者もいる」、「同会主催の行事（盆踊り会等）には地域企業等からの支援がある他、周辺の町から総勢300名以上が集まる」ことなど、多文化共生や地元貢献、地域活性化など多くの面で非常に大きな成果を上げており、他都道府県や他市町村の日本語教室とは異なる。その背景には、同会が30年以上にわたり続けてきた試行錯誤、代表者の人柄などによるところが大きい。同会の位置づけや役割などの核となる考え方（コア・コンセプト）が一般の日本語学習会と異なることが重要である。一般に日本語教室には、外国人学習者に対するコミュニケーション支援、セーフティネットの役割が期待されている。しかし、同会の提唱するコンセプトはこれらとは異なる。

表 15 のしろ日本語学習会と一般的な日本語教室の違い（コア・コンセプト）

	一般的な日本語教室	のしろ日本語学習会
日本語指導の目的	コミュニケーション支援（能力向上）	地域において生活するために必要な日本語を教える。
日本語教室の位置づけ	セーフティネット（外国人支援のハブ）	その町に生活する外国人を対象に、その町の住民が育てるための日本語教室。特定の個人のちからで教えることよりも、地域住民が協力する日本語教室。

出典：のしろ日本語学習会への聞き取りをもとに調査団作成

表 15 は、同会から聞き取りした内容をもとに、同会のコア・コンセプトを整理した。これらは、同会の日本語教育内容などに反映されている。例えば、同会は方言を使うことによる誤解や、相手に不愉快な思いをさせてしまう事例等があり、「方言の意味は教えるが、理解した上で、標準語で返答すること」を指導している。これは、「生きるための日本語」という観点からの指導で、方言特有のなまりやアクセントの差異のみならず、時に他者を罵倒するような表現について、万一誤用することにより、関係性を悪化させる可能性にも配慮して、標準語の習得を重視している。その理由は、方言の誤用が周囲との関係性をときに悪化させる可能性も否めないことから、十分な配慮が求められる。方言利用を重視する一部日本語教育機関では、コミュニケーション円滑化に着目し指導をする教室も多いのだが、方言の適切な利用には、周囲の理解・配慮が必要と同時に、指導者側にも地域住民に対する配慮が必要になる。

同会では、地域住民に対する参加の促進を重視している。例えば、盆踊りなどの地域における行事では、高齢者が率先して指導することにより、外国人材を受け入れる地域住民の役割や意義を強調して、地域社会と協働している。同会でも、当初は市の片隅の空き地で小規模な盆踊り会を実施していた。このようなアプローチの結果現在は、市の公園で、300 人が集まる大きな行事となっている。同会は、着付けコンクールなど日本文化の体験行事の他、介護福祉士試験や日本語検定など資格取得への支援している。また、地元メディアがこれら行事を掲載するよう広報活動にも力を入れている。

(3) のしろ日本語学習会の外国人材受け入れの取り組み

同会の指導する生徒の大半は定住者であることから、技能実習生の参加は限られている。同会によると、標準語の指導は、就労者に対しても重要で、ここでも方言指導の優先度は低い。また、家族帯同者への日本語支援も重要との考えを持っている。特定技能 2 号では家族帯同も認められており、配偶者や子供などの家族への日本語支援環境や、相談環境の整備なしに、家族帯同での来日は困難と考える。外国人材の長期在留を支援するには、日本語教室や相談窓口の整備と同時に、家族への支援体制の充実も必要である。実際に、能代教室が指導する技能実習生からは「ここには教室があり、先生がいるから家族を連れてきても頼れるところがあって安心できる。家族を連れてきたい」との声も出ており、外国人の視点からも帯同家族への支援も外国人材受入れにおいて重要な課題との認識が明らかである。

4.4.8 秋田県の多文化共生と外国人就労支援等における特徴と課題

(1) 秋田県の特徴と優れた点

秋田県は、全国で最も在留外国人、就労外国人が少ない地域のひとつであるが、在留外国人支援・多文化共生の体制が整っている地域でもある。同県では、外国人相談窓口の設置、日本語指導サポーター養成講座開催などの人材育成を県が担い、基礎自治体（市町村）が日本語教室の運営と交流事業の予算確保と実施を、そして地域ボランティアがこれら事業に関わることにより、役割分担と連携が整えられている。他県では基礎自治体の多くが、日本語講師や外国人支援を行

う団体、ボランティア確保に苦慮する事例も多い。しかし現在のところ同県では、役割分担と支援体制が整備・構築されている。同県の外国人支援を支えるボランティアの多くは、1998年ごろ県が開催した日本語ボランティア養成講座の受講者で、過去の様々な取り組みの遺産が生かされている。

(2) 秋田県の抱える課題と対応策

このように、秋田県と基礎自治体、ボランティアなどの連携が比較的良好であるが、少なからず課題もある。

同県は在留外国人数が少なく外国人による相談件数も限られており、配賦される予算額も限りがある。そのため費用対効果の観点から、例えば有料オンライン通訳ツールの導入は遅れている。その対応策として、携帯電話の無料翻訳アプリ活用のノウハウが共有され、通訳ツールと同様の効果を得ている。また、外国人受け入れにかかるサービスを近隣市町村と連携することにより、費用や人的資源負担を軽減させている。このように、地方公共団体の規模や必要性に応じた、外国人窓口への対応を実現している。

外国人の生活支援の拠点となりうる日本語教室の設置は、なお一部地域に限られている。市町村中心部から離れたところに居住する外国人材の利便性向上のため、授業をオンラインで行うことも検討されているが、指導者の高齢化や、通信機器利用に限界があり、これらの導入・普及の障害のひとつとなっている。

同県では、平時の行政情報や災害時の緊急放送も課題と認識されている。日本語の習得水準に合致して行政情報を周知させることには、限界がある。また、災害時の安否確認を組織的に行うには、そのための体制・手段が不十分との認識を持っている。

4.4.9 JICA 等に対する要望

JICA への要望・提言には、以下が寄せられている（表 16）。

表 16 JICA に対する要望・提言（秋田県）

名称	JICA への要望・提言
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> 通訳翻訳ボランティア制度（AIA コミュニティサポーター）への登録（特に希少言語）。 日本語教室へのボランティアとしての運営に協力。 講師の派遣：県民向けの外国文化紹介、外国人・技能実習生向けの日本での生活入門講座などの開催（特に希少言語）。 言語面での支援：たとえば、秋田県に来る人への生活ガイドを外国語でできないか。希少言語への対応が難しく、言語に精通し外国事情に詳しい人を多く抱える JICA が支援できる分野ではないか。
秋田市	<p>同市が交流を検討している海外都市・国・地域等に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 現地での生活者の視点から様々な貴重な情報が得られると考えるが、コロナ禍もあり、現時点では活用予定はない。 <p>同市の「国際平和授業」への講師派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> 同市の小学生向け「国際平和授業」の講師として、紛争地あるいはかつて紛争のあった国・地域で生活した経験（現地の子どもたちをはじめとする市民の生活ぶりや平和への思いなど）を有する JICA 海外協力隊経験者から語ってもらう。 <p>技能実習生送出国における日本語教育の充実のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 技能実習生制度においては、制度上、一定レベル以上の日本語能力を習得している者を受け入れることになっているが、実際に来日する技能実習生の日本語能力には、かなりのバラツキがある。こうした状況を打開するために、送出国における日本語教育の質の向上に JICA として貢献できないか。
大仙市	<ul style="list-style-type: none"> 海外文化・情報等（特に欧米以外）の普及促進。 地方ほど外国人＝欧米の人との認識が強いため、それ以外の国の情報はほとんど知られておらず、興味関心を抱く機会自体がほとんどない。かたや JICA は諸外国で活動しているものの、活動内容を知らない人たちも大勢いる。 息の長い話ではあるが、JICA 職員の持つ各種諸外国に関する知見や文化などを各地に伝道することも望ましいのではないか。諸外国（特に発展途上国）に興味のない人を振り向かせるような活動を期待したい。

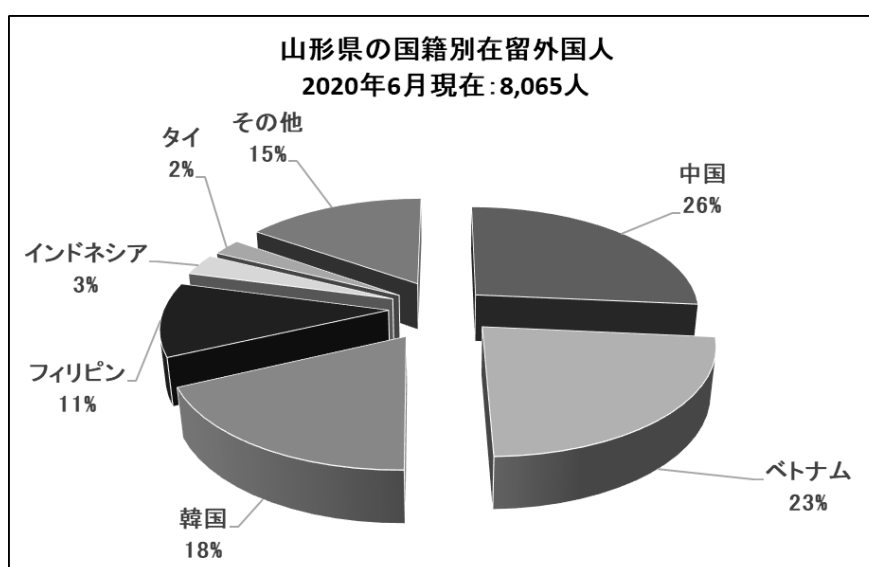
名称	JICA への要望・提言
のしろ日本語学習会 (能代市)	<p>日本語指導サポーター養成への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語指導者確保が困難なため、支援を期待する。過去は、要求水準が曖昧で、ボランティア活用で対応可能だった。現在求められる、児童・生徒への指導では、通学するために必要な指導ができるなど、教育専門家が必要。JICA の外国で実施する教育プロジェクトと同様に、国内でも児童・生徒に日本語での読み書き指導が必須で、その役割に期待する。 技能実習生に対しても、5年間の滞在期間中に、N4、N3 を取得させるには、指導者側に指導のためのノウハウが必要である。

出典：各所への聞き取りをもとに調査団作成

4.5 山形県

4.5.1 山形県の外国人材の現状

出入国在留管理庁が公表した2020年6月時点における山形県の在留外国人数は8,065人で、県の総人口の0.5%を占める。国籍別にみると、中国2,134人(26%)、ベトナム1,875人(23%)、韓国1,481人(18%)、フィリピン895人(11%)、インドネシア257人(3%)、タイ197人(2%)であり、これら6カ国で全体の85%を占める(図7)。同データによる上位6カ国の在留外国人のうち、就労活動を行っている者の在留資格別人数を表17に示す。在留資格別では、「永住者」に次いで「技能実習」が多い。次いで、日本人の配偶者等が続く。ベトナムとインドネシアに関しては、9割近くが「技能実習」となっている。



出典：出入国在留管理庁

図7 国籍別在留外国人(山形県：2020年6月)

また、2019年10月末の山形県労働局の外国人雇用状況の概要²¹によると、産業別の就労外国人数をみると、「製造業」(特に繊維工業、飲食物品製造業)56.4%、「サービス業(他に分類されないもの)」8.8%、「建設」8.1%、「教育、学習支援業」4.8%である。

表17 在留資格・国籍別・就労外国人数(山形県) - 上位6カ国(2020年6月末現在)

在留資格/国籍	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	インドネシア	タイ	合計
1. 技能実習	404	1,616	0	137	203	84	2,444
2. 資格外活動の範囲で就労可能な資格							
2.1 留学	150	9	16	0	24	12	211

²¹ 厚生労働省山形労働局「外国人状況」の届出状況のまとめ(2019年10月末現在)

在留資格／国籍	中国	ベトナム	韓国	フィリピン	インドネシア	タイ	合計
2.2 上記以外	75	26	26	2	3	2	134
3. 専門・技術							
3.1 技・人・国*	58	108	15	37	8	6	232
3.2 上記以外	85	3	22	20	2	5	137
4. 身分による資格							
4.1 永住者	1,134	28	1,305	529	9	64	3,069
4.2 日本人の配偶者等	105	18	73	81	4	20	301
4.3 永住者の配偶者等	31	0	1	6	0	0	38
4.4 定住者	67	2	21	74	1	2	167
5. 特定活動	25	65	2	9	3	2	106
合計	2,134	1,875	1,481	895	257	197	6,839

※：技術・人文知識・国際業務

出典：出入国在留管理庁公表データより抜粋

(1) 山形県の多文化共生推進の取り組み

山形県は、2005年に多文化共生の推進を県総合発展計画の中に位置付け、取組みを進めている。2020年3月には「第2次山形県国際戦略」を策定し、施策の展開方向として「地域の国際化」の中で多文化共生を推進していくこととしている。多文化共生の推進にあたっては、関係機関と緊密に連携しながら、以下の事業を実施している。

(2) 外国人相談窓口の設置

山形県は、日本語、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語の7カ国語に対応する外国人相談窓口を（公財）山形県国際交流協会に委託し、設置済である。その他の言語については、通訳アプリや、モバイル翻訳機を活用し、外国人からの相談に応じている。

(3) 多言語による在留外国人が必要とする情報の提供

山形県や（公財）山形県国際交流協会では、コロナウイルスに関する情報など、在留外国人が必要とする情報をHPにおいて多言語で提供している。また、県内での生活支援情報などをまとめた「外国人向け 山形生活サポートブック」を多言語（英語、中国語（繁体字・簡体字）、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、タガログ語）で作成している（2011年3月作成）。

市町村や国際交流団体等では、生活支援や地域における国際交流などに関する情報をHPや広報誌、相談窓口などを通して周知している。

(4) 日本語教育支援等の実施、「やさしい日本語」の普及

在留外国人の日本語学習支援を目的として、市町村や地域の国際交流団体、ボランティア団体などが運営する日本語教室が運営されており、受講者の日本語能力や要望に応じた学習支援が実

施されている。(公財)山形県国際交流協会では、中級レベルの日本語教室が開催されているが、日本語教室は、地域により開講状況に差があるため、日本語ボランティア養成講座等を地域国際交流団体と連携して開催している。また、県内各地の日本語教室と情報交換を行い、日本語教育に関する課題などについて情報交換を行っている。

また、(公財)山形県国際交流協会では、災害時にも有効な、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語「やさしい日本語」の普及に努めており、県内各地で出前講座を開催している。

(5) 在住外国人アンケート調査の実施

山形県では、2020年8月から9月にかけて、在留外国人が抱える課題などを抽出し、暮らしやすい地域づくり、能力を発揮しやすい環境づくりの推進に向けた施策展開を目的として「山形県在住外国人アンケート調査」を実施した。

調査内容は、年齢や在留資格などの基礎情報のほか、日本語の学習に関すること、多言語対応が必要なもの、地域コミュニティ活動への参加意向等とした。

「今困っていることや心配なこと」では、新型コロナウイルスの終息に関して先が見通せないことや、仕事や勉強に影響があるという回答が約4割あり、大きな影響が出ていることがわかった。

4.5.2 多文化共生の課題

(1) 日本語教室の運営

山形県で実施中の日本語教室は、ボランティアによる運営が多い。県内全域にあるわけではなく、特に郡部では日本語教室が存在していない地域も多い。担い手は高齢者が多いことから、コロナ禍のため運営を休止している教室も多い。さらに、オンライン化も進んでいないのが実情である。公共交通機関の少ない地域や積雪の多い地域では、通学も容易でない。一部の技能実習生は、自転車通勤する人もおり、冬季は学習を継続することは必ずしも容易なことではないことから、オンライン化や近所の公民館を活用するなどの工夫が必要であろう。

4.5.3 主要基礎自治体の取り組み

(1) 山形市

山形市は、県内で在留外国人が最も多く、2020年6月時点で1,488人にのぼる。主な支援の取り組みとして、(i) 外国人相談窓口の設置、(ii) 日本語教室の開催、(iii) 国際交流員事業、などを行っている。

■ 外国人相談窓口の設置

山形市の外国人相談窓口は山形県行政書士会が専門家として、中国語、韓国語、英語、ベトナム語の通訳を介して対応をしている。

■ 日本語教室の開催

山形市国際交流協会では初級コースの日本語教室を開催している。

■ 国際交流員事業

現在、韓国、中国、オーストラリアの国際交流員がおり、それぞれの言語講座や文化交流を行っている。

(2) 鶴岡市

鶴岡市は、県内で2番目に在留外国人が多く、2020年6月時点で798人にのぼる。鶴岡市では1994年に国際交流センターである出羽庄内国際村を設置し、市民主体の国際交流促進を主眼として取り組みを始め、その後、増加傾向にあった在留外国人を地域社会の構成員として共生することに重点を置いた事業を進めてきた。多文化共生の取り組みは、(公財)出羽庄内国際交流財団に委託して行っている。その事業内容は、(i)日本語教室、(ii)外国人住民向け生活相談窓口の開設、(iii)コミュニティ通訳派遣、(iv)外国語講座、(v)せかいの台所、(vi)フレンドシップサロン、などを実施している。2019年には、同交流財団が山形県や鶴岡市、(公財)山形県国際交流協会と連携して「災害時外国人支援サポーター研修会」や「外国人防災研修&避難所宿泊体験」を行った。

(3) 寒河江市

寒河江市では、大韓民国安東市と姉妹都市協定を結んだ1974年から、多文化共生に取り組んでいる。近年行っている支援の取り組みとしては、(i)市内在留外国人向けの日本語教室、(ii)姉妹都市交流、(iii)定住外国人支援事業、(iv)市民との交流会、(v)ホストタウン交流事業、(vi)トルコ生活を味わう会、などである。同市はさくらんぼの原産地トルコ共和国のギレスン市と姉妹都市の契りを結んだ縁で市内にトルコ館を建築した。

(4) 米沢市

米沢市では、1993年頃から多文化共生に取り組んでいる。国際交流・在留外国人支援事業に関する事務は、ほとんどを米沢市国際交流協会(YIRA)へ移管している。多文化共生の取り組みとしては、(i)各種生活情報誌の多言語化、(ii)日本語教室の実施、(iii)通訳翻訳支援、(iv)外国人相談電話の設置(中国語)、などである。

(5) 小国町

小国町では、2018年頃から町内の技能実習生との交流会を通じた多文化共生に取り組んでおり、技能実習生と町内関係団体(町、議会、教育委員会、商工会、スポーツ協会)の代表者との交流会や一般町民との交流会を開催している。町内人口の減少、少子化が進む中で、人材確保策として2017年頃から町内の製造業者、建設業者において外国人技能実習生を受け入れており、軽スポ

ーツなどの交流会を通じて、町民に外国人技能実習生をできるだけ身近に感じてもらい、将来的には外国人技能実習生も企業内にとどまらず地域の一員となれるよう努めている。

(6) 新庄市

新庄市の在留外国人数は、2020年6月時点で427人と、県内外国人比率の5%未満である。近年はベトナム人が増加しており、多くは技能実習生である。市の人財育成推進・確保対策協議会は、新庄市のほかに新庄商工会議所や山形県、団地企業の協議会、金融機関、ハローワークといった雇用関係機関から構成され、市内企業の人材育成と人材確保、Uターン人材の確保など定住促進を進めている。市の近年の取り組みとしては、(i) 新庄市内の企業に勤める外国人を対象にしたバスツアー、(ii) 日本語教室の開催、(iii) 料理教室、などを行っている。最上地域では30年前から、農村に外国人花嫁を受け入れてきた実績があり、外国人との共生に一定の経験・実績を有している。

4.5.4 山形県の外国人材受入れの取り組み

(1) 外国人受入支援の背景

山形県内では少子高齢化・人口減少が進行し、産業分野でも人材確保が課題となってきている。近年、技能実習生の増加が顕著でそれに伴い国籍も多様化している。

(2) 外国人就労支援に関する取り組み

山形県は、2019年から「外国人受入環境整備交付金」を活用し、外国人総合相談ワンストップセンターを山形県国際交流センター内に設置している。県内の在留外国人や外国人を雇用する企業などからの相談、生活・就労等に関する相談を受け付けているほか、多言語での情報提供を行っている。

また、県内の留学生の就職促進を目的とした、就職相談会やバスツアー、留学生を対象とした給付型の奨学金支給など、留学生が県内に定着するための支援を行っている。

4.5.5 JICA に対する期待・要望

表 18 に山形県の調査先の JICA に対する要望・提言を示す。

表 18 JICA に対する要望・提言 (山形県)

名称	JICA への要望・提言
山形県	<ul style="list-style-type: none"> 協力隊の発展途上国での活動紹介（国際理解の促進）。 協力隊員としての活動のうち特に「課題解決の方法」の紹介・普及。 協力隊の経験を活かした、地域の課題解決のための方法提案。
寒河江市	<ul style="list-style-type: none"> JICA は国外向けに取り組んでいるイメージが強いことから、地方公

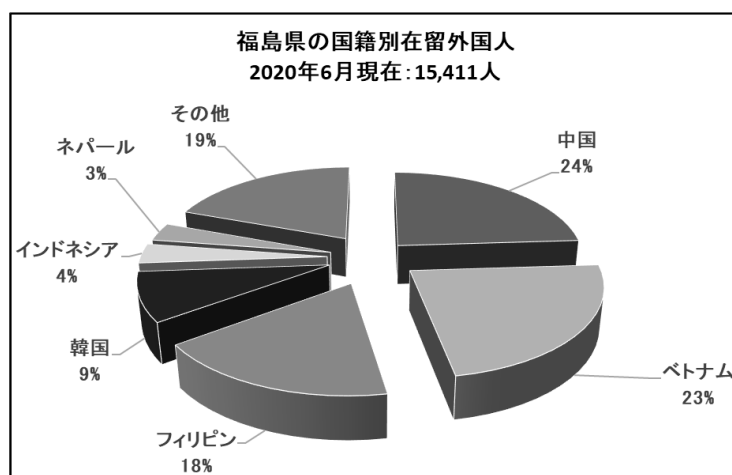
名称	JICA への要望・提言
	<p>共団体向けに支援をするメニューがあれば取り組みやすい。これに関する情報提供が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国した JICA 海外協力隊を求める町や団体がある場合に、そこで働いてもらえるような仕組みがあれば、地方創生にもつながるのではないか。
米沢市	<p>JICA 東北</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン会議システムを利用した自治体研修、成功事例の紹介をする。 <p>国際交流推進員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生推進に関する地方講演、研修。 <p>職員・JICA 海外協力隊経験者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生推進に関する地方講演、研修（地方公共団体職員対象）。
鶴岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多文化共生の課題解決に関する提案などを取りまとめ情報提供いただきたい。
出羽庄内国際交流財 団	<p>「コミュニティ通訳」としての地域での活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「コミュニティ通訳」は登録制で、医療機関等での日常会話レベルの通訳が必要。国際協力推進員、職員、JICA 海外協力隊経験者などが適任と考える。 ・ 現在の登録者は 13 言語。ベトナム語へのニーズが高い。その他、タガログ、ウルドゥー、パシュトゥ、ラオなど各言語への需要も稀にあり、レベルは問わず希少言語が可能な人の登録が必要。 <p>「世界を読み解くゼミ」のシリーズ講座への参加・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2008 年開始の第一弾に続き「世界を読み解くゼミ」（第二弾）を実施中。農業に特化した全 5 回のシリーズ講座。他のシリーズとして、JICA 専門家、海外協力隊経験者の講師参加を期待。

出典：各所への聞き取りをもとに調査団作成

4.6 福島県

4.6.1 福島県の外国人材の現状

出入国在留管理庁が公表した2020年6月時点における福島県の在留外国人数は15,411人で、これは県の総人口の1%未満である。国籍別にみると、中国3,699人（24%）、ベトナム3,573人（23%）、フィリピン2,743人（18%）、韓国1,365人（9%）、インドネシア540人（4%）、ネパール500人（3%）であり、これら6カ国で全体の81%を占める（図8）。同データによる上位6カ国の在留外国人のうち、就労活動を行っている者の在留資格別人数を表19に示す。在留資格別では、「技能実習」が最も多い。次いで「永住者」、「日本人の配偶者等」が続く。中国とベトナムで就労外国人全体の50%近くを占める。インドネシアの約8割が「技能実習」であり、ベトナムも8割近くが「技能実習」である。



出典：出入国在留庁

図8 福島県の国籍別在留外国人（2020年6月）

表19 在留資格・国籍別・就労外国人数（福島県） - 上位6カ国（2020年6月）

在留資格/国籍	中国	ベトナム	フィリピン	韓国	インドネシア	ネパール	合計
1. 技能実習	843	2,763	348	0	442	4	4,400
2. 資格外活動の範囲で就労可能な資格							
2.1 留学	211	182	7	25	21	177	623
2.2 上記以外	162	55	26	14	16	107	380
3. 専門・技術							
3.1 技・人・国*	147	325	77	17	8	106	680
3.2 上記以外	153	11	25	20	2	31	242
4. 身分による資格							
4.1 永住者	1,694	52	1,405	1,152	31	23	4,357

在留資格／国籍	中国	ベトナム	フィリピン	韓国	インドネシア	ネパール	合計
4.2 日本人の配偶者等	248	34	485	94	14	10	885
4.3 永住者の配偶者等	67	1	21	6	0	2	97
4.4 定住者	107	6	339	35	5	2	494
5. 特定活動	67	144	10	2	1	38	262
合計	3,699	3,573	2,743	1,365	540	500	12,420

※：技術・人文知識・国際業務

出典：出入国在留管理庁公表データより抜粋

4.6.2 福島県の多文化共生推進の取り組み

(1) 多文化共生の促進事業

福島県は、基本的に国の示す方針に従って多文化共生に取り組んでいる。主な事業内容は、(i) 多言語による相談対応事業、(ii) 多言語による情報提供事業、(iii) 「やさしい日本語」に関する啓発、(iv) 日本語教室支援事業、(v) 外国人住民等への防災啓発事業、(vi) 外国出身者コミュニティ活動支援事業、(vii) 多言語による福島の現状の発信事業、などである。これらは、(公財)福島県国際交流協会に委託して行っている。外国人は単なる労働力という側面ではなく、地域の担い手として活躍してもらいたい思いから、県として手厚く支援している。

(2) 多言語による相談対応事業

在留外国人からの行政サービスなど生活に関連するさまざまな問合せに対し、11言語(日本語、中国語、英語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語)で対応している。

(3) 多言語による情報提供事業

在留外国人からに対し福島県での暮らしをサポートするため、公益財団法人福島県国際交流協会ホームページや Facebook などの SNS を活用し、中国語、英語、タガログ語、韓国語、ポルトガル語、やさしい日本語、ベトナム語で地域のイベント情報や身近な生活情報を提供している。

(4) 「やさしい日本語」に関する啓発

外国人住民の日本語による情報提供や地域住民との円滑なコミュニケーションを推進するため、「やさしい日本語」の普及員を養成し、さまざまな団体に対して講師として紹介。また、県内各地で実施される国際交流イベントや研修会などで「やさしい日本語」のワークショップ等を実施している。

(5) 日本語教室支援事業

日本語の指導ができる人材の育成とスキルアップを図る研修会を実施。さらに市町村等関係機関との調整を図りながら、ボランティア養成講座などの実施を通じて日本語教室の開設をサポートする。

(6) 外国人住民等への防災啓発事業

外国人住民を対象に防災意識の向上を図るための防災講座を開催する。また、県が主催する福島県総合防災訓練に、外国出身者や災害時外国人住民の支援ボランティアとともに参加し、地域住民に対する災害時における外国人住民等への配慮への理解を図る。

(7) 外国出身者コミュニティ活動支援事業

外国出身者コミュニティと協働でさまざまな講座を実施。また、外国出身者コミュニティが事業を行う際、事業企画へのアドバイスや関係機関との橋渡しなど実現に向けたサポートを行うとともに、県内に形成されている新たなコミュニティの発掘を継続して行う。さらに、今後は、地域住民と技能実習生との交流機会を創出することにより、相互理解の促進を図るとともに、継続して市町村等と連携して情報や課題を共有するためのネットワーク会議等を開催していく予定。

(8) 多言語による福島の現状の発信事業

震災復興に向けた取り組みや県民の声などの福島の現状を7つの言語（日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語）でWEB発行し、広く世界に発信する。また、ニューズレター「Fukushima NOW」は3つの言語（日本語、英語、中国語）で年3回、紙媒体で発行している（各回に各言語1,000部）。

これに加え、県と（公財）福島県国際交流協会が連携して、「福島県外国人住民アンケート調査²²」を実施。2019年9～11月の期間で、調査票配布数2,800件のうち571件を回収した。調査内容は防災・医療・保険・福祉・教育など様々な分野における外国籍住民の実態や意見を把握し、実際に生活している外国人住民にとって何が必要なのか、今後の政策で活かすことを目的に行った。県と市町村に強く望むのは、「外国人の就職支援」、「外国語で医療（病院・薬局）を利用できるようにする」、「日本語を勉強する機会を増やす」、「外国語の相談窓口を増やす」であった。福島県は、聞き取った声に優先順位をつけた課題の解決に取り組んでいる。

4.6.3 多文化共生の課題

(1) 外国人支援実務者の育成

外国人の支援は一部のボランティアに頼っている側面があり、新たな担い手になる人材を育てる必要がある。これまで長年ボランティアとして活躍してきた人のノウハウやスキルだけではなく、地域で外国人を支えていきたいという思いを継承していく必要があると思われる。外国人を

²² 2019年度 福島県外国人住民アンケート調査

支援するボランティアの高齢化も進んでおり、複合的な課題を支援できる人は少ないのが現状である。

(2) 日本語教室

福島県は、人口に対して外国人住民は1%未満であり、県内に広く散在している。県内全域に日本語教室があるわけではないため、地域によっては外国人が日本語を学べる環境にないこともある。実際、外国人が数人しかいない地域で行政が日本語教室を行うのは難しいと思われる。また、日本語教室に通える地域にいない外国人もおり、公共交通機関も発達していないところもあるなど、統計では表せない課題もある。今後はオンラインを活用するなど、それぞれの地域の実情に応じた日本語教室が必要であり、単純に一律で同じ方向には進めないのが現状である。

4.6.4 主要基礎自治体の取り組み

(1) 福島市

福島市は、県内で三番目に在留外国人が多く、2020年6月時点で2,007人にのぼる。「多文化共生のまち福島推進指針」²³を策定し、多文化共生を包括的に推進するため、以下6つの施策目標を立てている。

- ・ 国籍や文化的差異に関わらず相互に理解し、互いに尊重しあう共生社会の推進
- ・ 外国人等が不安なく福島市を訪れ、暮らすことができるよう、適切な情報伝達・共有手段の確保
- ・ 日本語教育や国際理解の推進等により、外国人等との円滑なコミュニケーションの実現
- ・ 外国人等を取り巻く生活サービス・環境の改善
- ・ 外国人等の生活状況やニーズの把握に努め、地域の国際化や外国人等の受入れに関する施策の充実・強化
- ・ 外国人等受入施策を包括的に推進するための体制整備

上記の目標を達成するため、(i) ワンストップ生活相談窓口の開設、(ii) 外国人住民のための生活ガイドブックの作成（6言語＋やさしい日本語）、(iii) 国際理解講座や交流イベントの開催、などを行い、福島市一丸となって多文化共生社会の実現に向けた取り組みを行っている。

(2) 郡山市

郡山市の在留外国人は、2020年6月時点で3,035人にのぼり、県内で最多である。同市の主な取り組みとしては、市内で開催される国・県主催の外国人向け各種研修やセミナー、マッチングイベントなどに対し、人的・物的協力とウェブサイトやSNS等での情報発信による周知広報活動を実施している。また、「外国人雇用や技能実習生の受け入れに係る手続きや留意事項」や「外国人労働者等相談窓口」を掲載した国などのウェブページを、同市ウェブサイトからリンクを貼り情報提供している。近年の支援の取り組みとして、(i) 多言語生活情報提供、(ii) 生活ガイドの

²³ 多文化共生のまち福島推進指針（2020年8月）

多言語での作成・公開、(iii) 多言語音声自動翻訳機の導入、(iv) 窓口対応向上セミナー、職員向けのセミナー、防災セミナーの開催、(v) 外国人住民等対象の防災啓発事業、(vi) 各種アンケートの実施、などを行っている。

(3) いわき市

いわき市は、県内で2番目に在留外国人が多く、2020年6月時点で2,890人にのぼる。多文化共生は2009年頃から取り組んでおり、近年は、多文化共生の推進（多言語相談、情報提供）、多文化共生意識の醸成（防災、やさしい日本語）、日本語の普及（日本語教室、日本語教師ボランティアの養成講座）を支援している。市民が地域社会の中で進む国際化に対応し、地球市民としての感覚や意識を持つこと、また多文化共生の意識を深めることを目的として、民間団体による国際化の進展を図るイベント「いわき地球市民フェスティバル」を毎年開催していることから、市も共催団体となっている。

さらに、事業所からの相談に対応するため、「いわき市外国人財受入企業等相談窓口」を設置（2020年7月から常設）したほか、就労外国人に対する適正な労働環境を確保し、誰もが働きやすいまちを目指すため、外国人との共生社会実現に向けた情報交換の場とする「外国人材受入企業連絡協議会」を2020年4月1日に設置し、委員19人には労働基準監督署等関係機関や市内の外国人雇用企業などが選ばれ、同年8月27日に第1回協議会を開催した。また、市内での就職を希望される外国人留学生と市内企業のマッチングの場を創出する合同企業説明会と交流会を同年12月14日に開催するなど、積極的に外国人就労支援にも取り組んでいる。

(4) 田村市

田村市は、1993年頃から多文化共生に取り組んでいる。近年の取り組みとしては、(i) 福島県国際交流協会主催の防災講座に参加（日本語学習者やボランティアなど）、(ii) 国際理解講座に参画、(iii) 国際交流運動会（生涯学習課主催）に参画、などを支援するほか、「ハート to ハート」という国際交流イベントを毎年開催している（今年は新型コロナウイルスの影響で中止）。多文化共生の推進にあたっては、田村市国際交流協会が市民向け英会話教室やゴスペル教室の開催、外国人向け日本語教室の開催などの事業運営や、わかくさ学園と中学生海外派遣事業支援、ALT受入、英会話教室事業などを連携して行っている。

4.6.5 福島県の外国人材受入れの取り組み

(1) 外国人受入支援の背景

福島県は、浜通り、中通り、会津の3地域がある。現時点では、浜通りに復興需要のため旺盛な人材需要があり、外国人材受入れも活発である。中核市では製造業や建設業で外国人材の受入れが多い。福島県は北海道と岩手県に次いで面積が広い県であり、そのため技能実習生や留学生は広い範囲に点在し、彼らへの支援実施のため、各地域の国際交流協会や外国人コミュニティとの連携強化の必要性が認識されている。

県内事業所における慢性的な人手不足による、外国人材雇用事業所数と就労外国人数の増加傾向、並びに特定技能制度設立を始めとした外国人材受入制度の改正等を受け、以下の取組を行っている。

(2) 県内事業所を対象とした外国人材雇用に関する支援

福島県では、専門家による外国人材雇用に関しての相談窓口の運営や、事業所の外国人材活用状況に合わせたセミナーの実施により、県内事業所が抱える外国人材雇用に関する課題解決を支援している。

(3) 外国人介護人材に関する事業（委託先：一般社団法人福島県老人福祉施設協議会）

外国人介護人材を受け入れる環境を整備するため、以下の事業を行っている。

- ・ 外国人留学生に対して奨学金等の支援を行う福島県内の介護施設等に対して、当該支給に係る経費の一部を支援
- ・ 介護福祉士資格の取得を目指す留学生等の外国人介護人材と受入れ施設等とのマッチング支援事業（2020年度は新型コロナウイルスのため中止）
- ・ 外国人介護人材受入れに係る研修会の開催（県内の介護施設へ県が直接補助）
- ・ 福島県内の外国人介護福祉士候補者（EPA）を受入れている介護施設における学習支援

4.6.6 県内事業所における外国人材雇用の現状や課題

2019年5月に、県内2,635事業所を対象として、「外国人材雇用に関する調査」²⁴を実施した。この調査では、「外国人労働者の雇用状況」、「外国人労働者を雇用する上での課題」、「今後の方向性」、「受入れにあたっての課題、行政への要望」などを尋ねた。そのうち、「外国人労働者を雇用する上での課題」に、「コミュニケーションがとりづらい」、「想定よりも採用コストが大きい」、「入管や実習計画認定手続きなどに手間がかかる」という回答が多かった。

4.6.7 JICA 等に対する要望

JICA への要望・提言として以下のような意見が寄せられた（表 20）。

表 20 JICA に対する要望・提言（福島県）

名称	JICA への要望・提言
福島県	・ 技能実習生や留学生等のコミュニケーション支援の拡充のため、特にベトナムなどでの JICA 海外協力隊経験者が持つ知見を活かし、お互いに連携しお力添えいただきたい。
福島市	JICA 東北 ・ 東北 6 県を周回して、順番に大規模な国際フェスティバルを開催す

²⁴外国人材雇用に関する調査報告書 令和元（2019）年 10 月 福島県

ることに期待。

- ・ 各市で実施する国際理解講座や多文化共生推進事業への積極的な支援・連携（JICA からの提案含む）
- ・ 外国人コミュニティ形成への協力への期待。

在外事務所

- ・ ベトナム（福島市ホストタウン）、ミャンマー（福島市環境対策連携国）など国民の性格や日本人との共通点、理念、日本の好きなものなど相手の文化や価値観を理解できる情報の提供を求めたい。
- ・ オンライン交流事業による文化紹介など。

職員・JJICA 海外協力隊経験者

- ・ 派遣国の在住者と協力しての文化紹介や交流事業の実施。
- ・ 教育機関での特別授業・講演（新「学習指導要領」に対応）。

その他

- ・ 保有する各国のデータや情報の公開。

（公財）福島県国際
交流協会

- ・ 福島県の外国人住民の多くは、ベトナム、ネパール、インドネシアなど JICA が関わっている開発途上国からきている。JICA はこれらの国々の事情に精通しており、そこで活動してきた JICA 海外協力隊経験者のネットワークを持っているため、JICA の知見とネットワークを、地域の多文化共生の地域づくりを進めるにあたって提供していただきたい。
- ・ 同県には JICA 二本松青年海外協力隊訓練所があり、かつ当協会事務所内には JICA デスクもあることから、連携しやすい環境にあるため、様々な事業を進める上で連携させていただきたい。

郡山市

JICA 東北

- ・ 安積疏水（中通り）を含む福島県における「近代日本の開発経験と地域の持続可能性を学ぶ日本理解プログラム」の維持、充実。
- ・ 稲作実地研修の地域での受け入れ（灌漑施設、農業研修、米加工品等）。
- ・ 留学生をモニターとして国別研修や課題別研修に対応できるような日本体験視察プログラムなどの創出を実施していただくことで、留学生に東北のことを知っていただく機会になるとともに、知りたいことなどのニーズなどを知ることができ、東北（できれば郡山）を研修地として選択していただけるような取り組み。
- ・ 研修先として日本の近代化から現在の状況を視察・体験してもらうとともに、研修員との意見交換を通して、まちの強みや今後の関係づくりに生かせるような支援。

-
- ・ JICA という職業を通してSDGsをテーマに多くの学校等で知ってもらえるような座談会などの開催。
 - ・ 地域での外国人受け入れのための食文化研修（国別料理、ハラル、ベジタリアン等）。

職員・JICA 海外協力隊経験者

- ・ 逢瀬地域で実施されている「外国人目線を活用した地域課題と向き合うふるさとづくり事業」への協力。
- ・ 派遣国からの留学生と地域をつなぐ窓口としての役割。
- ・ 地域の国際交流協会との連携（多文化共生のキーマンとしての役割）。
- ・ ノウハウ、知見等（生活技術・文化）。
- ・ 教育委員会や教育機関等との連携。

田村市

- ・ 田村市から比較的近い、JICA 東北との協力で国際理解講座（小中学校向け）が開催できないか。

出典：各所への聞き取りをもとに調査団作成

第5章 東北地方の外国人受け入れに関する課題

前節で概観したように、東北6県はそれぞれの財政規模のみならず、地理的・歴史的な背景や、産業構造など、様々な要因が絡み合い、外国人材の受け入れに関する課題やその視点は多様である。そのため、東北6県の現状を単純化して切り出すことは容易ではない。そのため本章では、東北6県の外国人材の受け入れの特徴である、職種別の分布を切り口として、主要な産業セクターを割り出し、各産業セクターの課題を、聞き取りに基づいて整理することとした。

5.1 東北6県における外国人材受け入れの特徴

5.1.1 産業別受け入れ数からみた特徴

各県における外国人材の分布(表21)を示す。全国的には、機械・金属関係、建設関係、食品製造関係、農業関係、繊維・衣服関係の順で受入人数が多い。

各県の特徴を示すため、受入職種のうち全国平均を上回るものを太線で示した。この表から見える東北地方の外国人材受け入れの特徴は、(i) 青森、岩手、宮城、福島県の4県において食品製造関係がそれぞれ全国平均を上回っている。(ii) 秋田、山形の2県では繊維・衣服関係が全国平均を大きく上回っている。(iii) 各県とも上位5分野が全体の受入人数の9割前後を占めている。全国平均のそれが全体の7割程度であることと比較して、東北各県とも外国人材を受け入れている産業セクターに偏りがあることがわかる。(iv) 各県とも上位に農業が入っていることは、全国平均と差異はないが、宮城県で漁業が上位に入るなど、東北特有の特徴が見える。

表21 県別の技能実習受入人数、職種別受入人数

地域	第1順位		第2順位		第3順位		第4順位		第5順位	
全国	機械・金属関係		建設関係		食品製造関係		農業関係		繊維・衣服関係	
人数/域内比率	72,673	18.70%	71,299	18.30%	70,401	18.10%	39,295	10.09%	31,786	8.16%
青森	<u>食品製造関係</u>		<u>農業関係</u>		<u>繊維・衣服関係</u>		<u>建設関係</u>		機械・金属関係	
人数/域内比率	904	37.6%	576	23.9%	367	15.2%	184	7.6%	180	7.5%
岩手	<u>食品製造関係</u>		建設関係		<u>農業関係</u>		<u>繊維・衣服関係</u>		機械・金属関係	
人数/域内比率	1,539	44.19%	422	12.12%	419	12.03%	357	10.25%	334	9.59%
宮城	<u>食品製造関係</u>		<u>建設関係</u>		機械・金属関係		繊維・衣服関係		漁業関係	
人数/域内比率	2,333	50.27%	925	19.93%	362	7.80%	164	3.53%	141	3.04%

地域	第1順位		第2順位		第3順位		第4順位		第5順位	
秋田	繊維・衣服関係		食品製造関係		機械・金属関係		建設関係		農業関係	
人数/域内比率	768	62.24%	185	14.99%	108	8.75%	76	6.16%	35	2.84%
山形	繊維・衣服関係		食品製造関係		機械・金属関係		建設関係		農業関係	
人数/域内比率	913	37.23%	402	16.39%	383	15.62%	295	12.03%	113	4.61%
福島	食品製造関係		機械・金属関係		繊維・衣服関係		建設関係		農業関係	
人数/域内比率	1,101	23.37%	931	19.76%	839	17.81%	730	15.50%	222	4.71%

出典：法務省 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

5.1.2 在留資格からみた特徴

次に、各県の在留外国人の在留資格による分布を表 22 に示す。各県の外国人の在留資格は、青森、岩手、宮城県を除き、「永住者・定住者・配偶者」「技能実習」が1位、2位で、全国平均と同一の傾向を示している。宮城県を除くと、各県とも1位・2位の合計が7割を超えており、在留外国人のなかで比較的短期の在留をする「技能実習」の占める割合が高い。

各県の特徴は、(i) 全ての県で「技能実習」の比率が全国平均よりも高いことが挙げられる。(ii) 宮城県は、「留学」の比率が全国平均の2倍以上となっている。(iii) 秋田県は、比率は少ないものの「留学」の比率が宮城県に次いで高く上位に来ている、(iv) 宮城・秋田両県とも、「教育」が5位以内に入っており、教員・講師が多いことが特徴的である。さらには、(v) 「特定活動(EPA)」が上位にあり、一定数の「経済連携協定に基づく看護師・介護士」などの受入れが行われていると分析できる。

表 22 各県の在留資格 (2020年6月)

	第1順位		第2順位		第3順位		第4順位		第5順位	
全国	永住者・定住者・配偶者		技能実習		技術・人文知識・国際業務		留学		特定活動	
人数/域内比率	1,499,967	52.0%	402,422	13.9%	288,995	10.0%	280,273	9.7%	72,440	2.5%
青森県	技能実習		永住者・定住者・配偶者		留学		技術・人文知識・国際業務		特定活動	
人数/域内比率	2,513	39.8%	2,253	35.7%	372	5.9%	351	5.6%	240	3.8%
岩手県	技能実習		永住者・定住者・配偶者		留学		技術・人文知識・国際業務		特定活動	
人数/域内比率	3,639	45.1%	3,017	37.4%	367	4.5%	327	4.1%	244	3.0%
宮城県	永住者・定住者・配偶者		留学		技能実習		技術・人文知識・国際業務		教育	
人数/域内比率	8,552	37.0%	5,051	21.9%	4819	20.9%	1,505	6.5%	240	1.0%

	第1順位		第2順位		第3順位		第4順位		第5順位	
秋田県	永住者・定住者・配偶者		技能実習		留学		技術・人文知識・国際業務		教育	
人数/域内比率	1,968	45.1%	1,400	32.1%	297	6.8%	174	4.0%	142	3.3%
山形県	永住者・定住者・配偶者		技能実習		技術・人文知識・国際業務		留学		特定活動	
人数/域内比率	4,031	50.0%	2,672	33.1%	391	4.8%	332	4.1%	134	1.7%
福島県	永住者・定住者・配偶者		技能実習		技術・人文知識・国際業務		留学		特定活動	
人数/域内比率	7,166	46.5%	4,958	32.2%	1,027	6.7%	864	5.6%	405	2.6%

出典：法務省 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

5.1.3 第1次産業における技術実習生への依存

上記の分析や聞き取り調査から、東北地方における外国人材受入れの特徴は、第一次産業の占める割合が全国平均に比較して高いということがわかる。もともと、東北地方は、全国の就業人口に占める地域の比率が6.9%に過ぎないのに対して、第一次産業の産出額が13.8%を占めるなど、第一次産業は地域経済における重要セクターのひとつとされている²⁵。

第一次産業は、労働集約型であり技能実習への依存度が非常に高い。東日本大震災の被災3県（岩手県、宮城県、福島県）における水産業は重要産業である。特に主要水産加工品26種の生産量は、災害以前の水準を超えつつあり、外国人材活用の必要性は高い。一方で東北地方における一次産業の生産活動は、気象条件等から通年雇用が難しいなど、外国人材受入を行うために、産業特有の困難なケースもある。

5.2 受入地方公共団体と企業等へのヒアリング結果（まとめ）

本節では、各県・市町村と事業所（企業）などに対して実施したヒアリングから、外国人材の受入れに関する課題や優良事例を類型化したうえ整理した。これらを（表23）に示すと共に、以下のとおり各課題について概説する。また、各課題の具体例と、対応策として好例あるいは参考になる優良事例を（表24）に示した。

表23 地方公共団体・企業等へのヒアリングから明らかになった課題

フェーズ	在留資格	課題
来日前	共通	課題①「地域の魅力発信」
	高度人材・留学	課題②「優秀な外国人材の確保」
	技能実習等	課題③「優良な送出機関、受入機関の選定・利用への支援」
		課題④「外国人材受入体制の整備」
来日中	共通	課題⑤「地域在留外国人への迅速な情報伝達（出身国別キーパーソンの把握）」

²⁵ 内閣府 県民経済計算（2017）

²⁶ 生鮮冷凍水産物、冷凍食品、かまぼこ類、塩蔵品等。

フェーズ	在留資格	課題
もしくは 定住		課題⑥「各種言語対応の更なる充実（特に希少言語）」
		課題⑦「日本（での生活）への適応支援」
		課題⑧「地域社会への啓発活動」
		課題⑨「JICAによる外国人材・共生への取り組みの周知」
	定住者	課題⑩「日本語教室や外国人ケアの拠点整備」
		課題⑪「地域社会で外国人をサポートする人材の育成と確保」
	高度人材・留学	課題⑫「県内留学生の同県内就職先確保」
	技能実習等	課題⑬「技能実習生等、就労外国人の実情把握」
		課題⑭「技能実習生等、就労外国人とその他住民との地域社会での接点づくり」
		課題⑮「技能実習制度への社会認識・評価の改善」

5.2.1 課題1：地域の魅力発信

東北地方の冷涼な気候風土は、受入先企業にとっては、なお一定のハンディキャップがあると考えられる。外国人材の多くは東南アジア出身者が多く、東北の冷涼な気候に適応するのに困難がある。寒さのため、余分な衣服、光熱費や医療費が必要となることも想像され、勤務先の選択肢として他の地域に劣る要素がある。

東北地方は、首都圏や中部地方などと比較して外国人材を受け入れる動きが遅く、これら先進地域と比べ外国人にとって利便性の高いインフラが整っていない。例えば、勤務場所や寮が郊外にある場合も多く、交通や買い物の便の悪さも影響する。多雪地域で冬季は自転車を利用することも難しい。日常の足として、公共交通機関の利用にも限界があるため、日常や休日の移動のため、日本人従業員が自家用車にて送迎をする場合も多い。さらに東北地方に就航しているLCCは便数が少なく、乗り入れ空港も限定されていることも、東南アジア出身者の勤務地選択の幅を狭めている。

このような、東北地方特有の事情（他の地域の大都市との賃金格差、生活環境など）について、外国人材の多くは来日前に、SNSを通じて知っている。そのため、東北での外国人材採用は、他の地域に比較して困難がある。技能実習の期間終了後、特定技能への切り替えによる勤務継続の際に、他地域へ移る事例も見られる。生活費が安いこと、自然が豊かで、その恵みにより食べ物が豊富であることなど、東北ならではの魅力を発信することも必要と考えられるが、受入れのインフラが充実している他の地域との競争に、どのように東北地方が優位性を打ち出せるかは、今後対応すべき課題のひとつである。

5.2.2 課題2：優秀な外国人材の確保

外国人材の確保は、受入れのための諸条件が複雑で、受入企業にとっては、「良い人材を安定的に確保する手段として、必ずしもベストな方法ではない」と考えている。同時に「日本人採用が困難なので、やむを得ず外国人を採用する」という理由で外国人採用に踏み切る事例が多い。日本人を採用するよりも場合によっては高コストであるが、他に方法を見つけることができず、最後の手段として外国人採用に踏み切る経営者も多い。

外国人採用をいったん決めたとしても、入国事前審査にも時間がかかるなど、計画的な受入れに苦勞もあるなか、2020年にはコロナ禍による渡航制限が大きな問題となるなど、外国人材の採用と安定的な確保のためのリスクがさらに顕在化している。このことは、経営者にとって外国人材を広く確保することについて躊躇（ちゅうちょ）させる要因のひとつもなっている。一方、採用プロセスがオンライン化され地方企業のハンディが解消されたこと、海外の大学や日本語学校との連携も可能となり高度人材とのマッチングを行う取り組みも増えている。

5.2.3 課題3：優良な送出機関、受入機関の選定・利用への支援

技能実習生は、制度上では日本国内の労働力不足を補うことが目的ではなく、日本で得た技術を帰国後活かすため、実習を受けることを目的とした在留が許可されている者である。そのため、実際に従事する産業分野において労働力の需要の高い作業の中には制度上「実習」に含まれないため技能実習生を従事させることができないものがある。例えば、農業分野での技能実習生受け入れは耕種農業と畜産農業の2職種6作業²⁷に限定されているため、春と秋に通常繁忙期のある耕種農業を行う東北地方の農業法人で技能実習生を採用している団体は非常に限られている²⁸。

3.1.5（第3章）で詳細に記述されているとおり、労働力需要の高い産業分野に外国人材を正式に「労働力」として受け入れるため、特定技能制度が創設された。

今後、技能実習制度から特定技能制度への移行が進めば、外国人材の労働者としての権利や義務のあいまいさは解消され、また、新たに外国人材の有効活用を考える企業も増えることが期待される。しかしながら、新制度の成功には優良な送出機関・受入機関の存在と企業による使用が不可欠である。そこで、情報不足という理由から、新規に外国人材を活用しようという企業による悪質な機関の使用が発生しないよう、行政からの適切な情報提供・手引きが非常に重要である。

5.2.4 課題4：外国人材受入体制の整備

調査対象の基礎自治体の多くは財政規模が小さく、外国人材を担当する職員を配置している市町村は限られている。多文化共生や外国人材受入れの環境整備は、政策として掲げられているものの、必ずしも優先度は高くない実態が垣間見られる。県の関係部署や県・市町村の国際交流協会などのNPOに業務を委託する事例は多く、それらの役割は大きい。しかし、商工労働を所掌する部署との間のギャップがあり、これら部署・部門・組織間の連携が取れる仕組みは非常に脆弱である。特に基礎自治体では英語等外国語を話すことのできる人材も乏しく、多文化共生政策の実施に対応できる体制は十分でない。現在実施中の支援は、日本語学習、生活情報の提供、文化交流、インバウンドなど、従来型のものとなっている。

²⁷ 技能実習は、技能実習1号は1年以内、技能実習2号は2年以内、技能実習3号は2年以内での合計5年以内が認可される。技能実習2号または、技能実習3号の活動ができる職種・作業は、(1) 耕種農業（施設園芸、畑作・野菜、果樹）と、(2) 畜産農業（養豚、養鶏（採卵鶏）、酪農）の2業種6作業である。

²⁸ 東北では、その風土から年間を通じて労働力を必要とする農業経営は非常に難しい。なお、北海道で技能実習生を受け入れている団体数の7割は酪農経営である。

今回調査対象とした企業の多くは、JICA 事業の採択事業者が中心で、それぞれの経営規模や社会的信用は比較的高い。そのため、外国人材の受入・活用についても一定水準以上の受入体制を導入し、福祉厚生を含む適切な待遇をしていると考えられる。聞き取り先企業の多くは、技能実習生を多く受け入れており、採用～受入～勤務～送り出しの段階で、高い水準の支援や目配りを行っている。

他方、東北地方で外国人材を受け入れる企業数は、他の地域に比較するとまだ企業数も受入人数も低い水準にある。受入事業所にとっては、複雑な在留資格や適用される法令、受入可能な制度は複雑で、それを理解して活用することは容易ではない。特にこれまで外国人材を受け入れた経験のない小規模な事業所にとっては、制度に対する理解も十分ではなく、受入コストも勘案すると、外国人材を積極的に受け入れるかどうかの判断が難しい場合が多い。東北地方は、慢性的な人手不足や若年層の人口流出を背景として、人材確保については、最後の手段として外国人材を受け入れる傾向が多い。また、周囲で実際に受け入れた事業所がどのように対応しているかなどを見て、受入に踏み切るケースが多いようである。そのため、受入を行う産業セクターの幅も、特定業種に集中しており分野は広がっていない。企業でも、専門性を有する技術・技能を持つ人材受入れの必要性を認識し、新たな在留資格者も視野に入れた人材受入れに積極的な組織は限定的である。また、被災地では空き家等の物件も乏しく、外国人材向けの寮などの住まいの確保も課題となっている。

5.2.5 課題 5：地域在留外国人への迅速な情報伝達（出身国別キーパーソンの把握）

受け入れる外国人も多様化しており、特に少数のグループへの情報伝達が困難である。例えば、災害時に各国大使館等からの安否確認への対応は難しい。国籍ごとのコミュニティはあるが、市役所は直接連絡をとる仕組みを持っていない。また、携帯電話の普及・一般化で、情報が手軽に入手しやすくなった反面、国際交流センター等へ足を運ぶ外国人が減少傾向にあり、地域の外国人コミュニティや外国人のキーパーソンの把握が困難になっている。例えばコロナ禍に関する行政情報は、県の国際交流協会の HP を通じ多言語で発信したが、十分な伝達ができただのか確認できていない。Facebook や LINE などの SNS を導入したが、引き続き発信力の向上に取り組む必要がある。

5.2.6 課題 6：各種言語対応の更なる充実（特に希少言語）

主要言語への対応は行ってきたが、希少言語や特殊な言語への対応には限界がある。災害への対応や、医療・年金、介護など長期在留者に対し適切な情報提供が必要である。生活や医療など機微にわたる内容への対応ができる人材を確保しておきたい。

5.2.7 課題 7：日本（での生活）への適応支援

本調査で実施した基礎自治体への聞き取りでは、多くの市町村が外国人材の受入れに対する企業側の努力を高く評価している。日本語教育や生活面での支援を、基礎自治体が自らの役割として提供している事例は多い。しかし、技能実習に限れば、その主たる担い手は、受入事業所であ

る。聞き取り対象地方公共団体の多くでは、直営または外郭団体などへの委託事業として、日本語教室を実施している例が多いが、体系的・継続的に日本語指導を行うのは、来日後の受入研修の機会か、受入事業所が勤務時間中に学習時間を設けるのみである。受入事業所の多くは、来日後に日本語や日本文化の指導に人員を割くなど様々な対応をしている。しかしこのような取り組みを継続的に実施するには負担が大きい。民間企業にとっては、人材開発やそのための学習時間確保には限界もあり、外国人材の受入れは財政的にも人員の面でも困難である。勤務場所や生活の基盤となる寮も町はずれにある場合が多く、特に移動手段のない技能実習生が、基礎自治体によるボランティアの日本語サークルといった日本語学習や研修に参加する機会は限られている。

これまで、外国人材への支援は、日本語学習と生活支援を中心とするものが実施されてきた。しかし、近年の在留資格の多様化に伴い、採用～定着～勤務～帰国の一連のプロセスにおいて、必要となる支援の内容も多様なものが求められるようになってきた。例えば、調査対象企業のうちIT企業や留学生を採用している企業では、採用プロセス（マッチング）への支援へのニーズがあることがわかった。また、滞在期間や在留資格取得の条件である業務の範囲に制限のある技能実習生と異なり、「生活者」として地域により長期的に滞在する可能性のある外国人材（例えば高度人材である人文・国際業務など）に対しては、日本の賃貸住宅市場の商慣習は、海外のそれと比較し非常に複雑²⁹なことから、外国人材に対する住居問題への支援が重要である。

公共交通サービスの密度が低い東北地方で外国人材が定住するには、特に高度人材などにとっては、自動車の購入は優先度の高い選択肢の一つである。中古車の価格は比較的安価とは言え、車検などの維持管理や必要に応じ購入資金借入の保証などへの支援も有効とのことである。その他、在留資格と在留カードの定期的な更新や携帯電話、銀行口座など生活に必要なサービスの手続きについての問題などもある。しかし、これらは、受入事業所からの支援で多くが来日後の短い期間に解決している。

しかし、これらは、受入事業所からの支援で多くが来日後の短い期間に解決している。

このように、在留する外国人材が多様化し在留期間が長期化するに従い、日本を単に就労の場とするのではなく生活の場として定着するために、日常の生活や家族も対象とした住居、食事、教育、文化理解や宗教に関する課題への支援アプローチがより重要となる。現在まで受入事業所が支援の大半を担っており、多くは適切に対応されてきたと考えられる。しかし、外国人材の多様化、社会の複雑化が進むため、多文化共生実現の立場から多くの利害関係者がそれぞれの強みを持ち寄り分担して支援をすることが必要である。

5.2.8 課題8：地域社会への啓発活動

東北地方では企業や地方公共団体あるいは地域社会における外国人との接点は限定的で、企業や社会が外国人材受入れに際して求められる異文化経験や理解が不足している。そのため円滑な受入や定着に必要な配慮（雇用条件の整備や明確化、就業環境の整備など）が十分でなく、受入

²⁹ 例えば保証金的な性質のある敷金、慣習的に家主に支払われる礼金の他、仲介手数料など。また、家主の多くが賃貸契約の時に（連帯）保証人を要求したり、保証会社を介在させたりするなど、他国の賃貸住宅の契約と大きく異なる制度がある。

後の問題の原因となっている。一般に企業も地域住民も保守的で、外国人採用など新しいことに率先してチャレンジすることは少ない気質がある。地域コミュニティでは、外国人とコミュニケーションをとることへの抵抗感もあり、受入そのものへの障害になっていることもある。

5.2.9 課題9：JICAによる外国人材・共生への取り組みの周知

今般 JICA が外国人材の受入れに関し、地方公共団体と連携をすることが表明されたが、どのように活用できるのか、地方公共団体と JICA 協働の取り組み、地方公共団体向けのメニューなどが周知されていない。JICA 海外協力隊経験者の海外生活経験を共有するなど期待はあるが、その活用方法が周知されていない。

5.2.10 課題10：日本語教室や外国人ケアの拠点整備

日本語教育を行う場所、予算、担い手の確保が必要である。県内には、国際交流協会を有さない地方公共団体もあり、どのように人材を確保して連携するのが課題。日本語を学べる機関は県内に散在しており、十分に機会・場所があるとは言えない。

特定技能制度が整備された後も、なお受入数が限られており、長期に在留する人材の受入れに必要な体制整備の必要性や優先度はなお低い。1980年代に「外国人花嫁」を受け入れた地方公共団体を除くと、外国人材の定住に対する問題意識や将来像を描く地方公共団体は非常に限られている。在留資格の多様化により、家族帯同での来日が増えると考えられるが、優先的な施策として体制づくりを急ぐ切迫感は存在していない。

5.2.11 課題11：地域社会で外国人をサポートする人材の育成と確保

地域で外国人支援をする人や日本語講師の確保はどの市町村でも難しい。ボランティアベースで運営されている機関では、高齢化による後継者不足が顕在化している。そのため、必要な時に必要な人材を準備することが困難な状況にある。オンライン化など必要な技術についていけない講師が多く、運営の改善も困難である。

5.2.12 課題12：県内留学生の同県内就職先の確保

外国人の採用について、地方公共団体と関係する団体や教育機関の間の連携が十分ではなく、定着が図られていない。留学生が地元企業に採用され、定着する取り組みを強化する必要がある。

5.2.13 課題13：技能実習生等、就労外国人の実情把握

就労外国人のニーズに沿った効果的な施策を地方公共団体の部局が横断的に行うためには、彼らの就労実態を含む実情の把握が不可欠である。来日後の外国人材と地方公共団体との最初の接点・情報交換の機会は基礎住民登録³⁰等の手続きのための基礎自治体役所訪問であろう。しかし

³⁰ 2012年「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、従来の外国人登録法が廃止され、一定の在留資格を持つ外国人住民は、日本人と同様に住民票が作成されることとなった。住民票には、日本人と同様に、氏名、生年月日、男女別、住所に加えて、国民健康保険や国民年金等の被保険者に関する事項が記載される。また、外国人住民特有の事項として、国籍等に加え、住民票作成対象者の区分に応じた情報として、外国人住民となった

ながら、地方公共団体の中には、多文化共生・市民協働を推進する部局による、このような機会を活用した、外国人施策の充実に役立つ情報や要望の聞き取りや、外国人のための施策やサービスについての情報提供を行う体制が整っていないところもある。また、商工労働政策の観点からも、外国人材の採用・勤務状況について、これらの機会に情報を集め、人口統計、ハローワークへの登録数、失業保険の給付登録者などの年次統計ではわからない実情の把握に役立てることが望ましい。

5.2.14 課題 14：技能実習生等、就労外国人とその他住民との地域社会での接点づくり

一般に東北地方は、冬季の気候が厳しいこと、事業所や寮の場所が地方公共団体の中心部から離れていることなどから、就労外国人、特に技能実習生が雇用上のトラブルや生活困窮に陥った場合、発見されぬまま事態が深刻化してしまうことがあると考えられる。日ごろから、公的主体の主催する行事や清掃・防災などのコミュニティ活動への参加などを通じ、「地域住民とのかかわり」をもち、同じ生活者として、就労外国人の「見える化」を進め、孤立を防ぐことが重要である。

5.2.15 課題 15：技能実習制度への社会認識・評価の改善

多くの技能実習生が適切に受け入れられているものの、アメリカ国務省の「2020年人身取引報告書（TIP Report）」で取り上げられ、昨今、特にコロナ禍での生活困窮について、国内でも報道が顕著となっているように、技能実習制度の問題点は内外から指摘されており、制度存続自体への批判も存在する。このような技能実習制度への評価を向上させるためには、送り出し国側の制度の改善など、技能実習生が生活困窮に陥るリスクを減少させるための根幹問題への取り組みが必要である。そのためには、JICA 在外事務所や日本大使館等を通じての送り出し国側の事情・制度の情報収集を十分に行い、技能実習生の受入れに関係する国内の組織間でも情報共有を進め、対策を講じる必要がある。

表 24 地方公共団体・企業等へのヒアリングによる課題・優良事例の類型

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
共通	<p>課題①「地域の魅力発信」 【課題例】 (新庄市) 多文化共生社会推進にあたり、新庄の良さを外に発信することが課題。</p>	<p>課題⑤「地域在留外国人への迅速な情報伝達（出身国別キーパーソンの把握）」 【課題例】 (秋田県) 各国の在留外国人（特に少数）への情報伝達ができない。災害時等、逆に大使館等から各国人の安否確認をされることがある。 (宮城県) 地域の技能実習生に情報伝達するルートがない。</p>

年月日、中長期在留者等である旨、在留カードに記載されている在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カードの番号等、通称の記載や削除に関する事項が記載される。

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
共通		<p>(仙台市) 在留外国人のコミュニティの有無が国ごとに異なる(ベトナム人コミュニティはあるが、ネパール人コミュニティは見当たらない)、もともと情報伝達ルートが限られ差異も出ている。</p> <p>(宮城県内の団体) 在日ベトナム人のサポートのために宮城県ベトナム人会を作りたい。</p> <p>(岩手県) SNS 等の普及により情報が入手しやすくなったことから、国際交流センター等へ足を運ぶ外国人が減少傾向であり、地域の外国人コミュニティや外国人のキーパーソンの把握が困難になっている。</p> <p>(山形県) 在留外国人への情報伝達の方法が課題。コロナについての情報を県の国際交流協会の HP を通じて多言語で発信していたが、あまり外国人住民に伝わっていなかった。</p> <p>(寒河江市) 日本語教室やっているが、実際に必要な人にどう情報を伝えるか。参加者をどう増やしていくかが課題。市内の企業でメルマガに登録しているところには、総務・人事向けに情報を提供している。</p> <p>(山形県国際交流協会) AIRY がどこにあって、どんなことをしているのかを知ってもらう必要がある。相談窓口の存在を知らない外国人が多く、直接相談窓口あることを伝えるのは難しい。Facebook に加えて、今年から LINE と Messenger も SNS で使い始めたが、まだ発信力が足りない。情報提供をどのような方法で行うのかといった課題がある</p> <p>(郡山市) 日本語教室の参加者減少とともに、コロナ情報を含め外国人への情報発信が課題となっている。</p>
		<p>課題⑥「各種言語対応の更なる充実(特に希少言語)」</p> <p>【課題例】</p> <p>(秋田県) 希少言語への対応ができない。</p> <p>(青森県) 居住地が県内複数カ所に散在しているため、日本語指導等の支援を行う際の母国語支援者等の人材確保が難しい。</p> <p>(八戸市) 外国人が人口の 0.5% 程度しかいないので、多言語対応をしようと思っても市の予算がつかない。国・県に予算面でサポートしてもらいたい。JICA には JICA 海外協力隊経験者による通訳支援などを主に求める。</p> <p>(出羽庄内国際交流財団) ベトナム人の増加に伴い、通訳が足りない。登録制でいいので病院等に行った際の生活に必要な通訳</p>

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
共通		<p>(日常会話レベルで十分) をしてくれる推進員や職員、JICA 海外協力隊経験者がいるといい。ベトナム語以外にも、タガログ、ウルドゥー、パシュトゥ語、ラオ語など、少ない言語の需要も稀にあり、少しでも話ができる人の協力があると大変助かる。</p> <p>(鶴岡市) 近年多発する災害時の外国人対応では、多言語化はもちろん支援体制づくりが課題。医療、年金、介護など長期在住者への適切な情報提供をする(事例研究、連携)。ベトナム語ができる人がおらず、山形大学の留学生にコミュニティ通訳を依頼している。生活や医療の相談に対応できる人材の確保が市の課題である。</p> <p>(気仙沼市) 窓口相談に来た外国人に対して行政手続きを説明するとき、言葉で困ることが多い。テレビ電話でつないで話すサービスがあればよいが、既存のサービス(見える通訳等)はサービス料が高い。月額定額制サービスもあるが、相談件数自体が非常に少ないため、件数との兼ね合いで費用対効果が高止まりしてしまう。小さい市町村にはなかなか厳しい。複数の市町村が共同で利用できるような体制など、JICA から安価で容易に利用できるようなサービスを提供していただけるとありがたい。</p> <p>(気仙沼市) 交流会開催時には、多くの参加希望があり、すべての希望者を受け入れる事が難しいこともある。また、市内においては、英語などの限られた言語での対応となり、市内での通訳者の手配が困難な言語が多い。</p> <p>課題⑦「日本(での生活)への適応支援」</p> <p>【課題例】</p> <p>(寒河江市) (日本式の)生活様式への理解をどのようにしたら深められるかが課題。</p> <p>(宮城県) 留学生は学校から、技能実習生は受入企業や監理団体から、一定の支援を受けると思われる。しかし、日常生活での支援は十分に行き届いていない状況が想定される。たとえばゴミ出しに対する周辺住民の苦情等について、行政支援が必要なのではないか。地域住民としての留学生や技能実習生に対して、きめ細やかな支援を行う必要がある。</p> <p>【優良事例】</p> <p>(石巻市) 地域住民からゴミ出しの苦情が頻繁にあるわけではないが、外国でゴミを分別することはおそらくあまりないので、文化の違いから広報が必要だ。しかし、多言語対応のパンフレット</p>

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
共通		<p>作りだけでは効果は薄い。国際友好サークル 21 で外国人を対象に廃棄物処理場の見学に行ったり、日本語教室の一環で調理実習をやり、そのあとでゴミの分別の指導をしたりする。外国人向け調理実習では 12 月のおせち料理実習や、石巻の郷土料理づくりなどをやる。外国人も自国の料理を紹介する。</p> <p>(石巻市) 日本語講座「じゃば Needs 塾」で、ゆかたの着付け、茶道、日本料理教室、多文化交流会等を開催し、それらの活動のなかで自然と日本語が身に付くようにする。</p> <p>課題⑧「地域社会への啓発活動」</p> <p>【課題例】</p> <p>(陸前高田市) 被災地であるがゆえに、既存の空き家もなく、外国人材向けの住まいの整備が課題となっているところであるが、新たな住宅整備に対してコミュニティ住民の理解を得ることも課題となっている。</p> <p>(出羽庄内国際交流財団) 2008 年開始の第一弾に続き「世界を読み解くゼミ」の第二弾を実施中。今回は農業に特化した全 5 回のシリーズ講座。ほかのシリーズで JICA の専門家や JICA 海外協力隊経験者の話を聞く講座をやってほしい。</p> <p>(秋田市) 同市の小学生向け「国際平和授業」の講師として、紛争地あるいはかつて紛争のあった国・地域で生活した経験（現地の子どもたちをはじめとする市民の生活ぶりや平和への思いなど）を有する JICA 海外協力隊経験者から語ってもらう。</p> <p>(鶴岡市) JICA 海外協力隊に参加した人は、様々な国で数多くの外国人と一緒に仕事をし、生活をしてきた。そんな貴重な経験で得た知識があり、「日本では当たり前でも、海外ではそうではないこと」や「日本のここが変われば在留外国人がストレスなく暮らせる」など、日本の国際化に必要なエッセンスをたくさん持っている。多くの協力隊が日本に帰って感じる「こうしたらもっと良くなること」を、地域へ情報提供してほしい。これとは反対に、海外で生活したからこそ感じる日本のすばらしさをどんどん発信してもらいたい。</p> <p>(秋田市) 同市が交流を検討している海外都市・国・地域等に関する情報の提供。</p> <p>(郡山市) JICA という職業を通して SDG s をテーマに多くの学校等で知ってもらえるような座談会などを開催したり、地域での</p>

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
共通		<p>外国人受入れのための食文化研修（国別料理、ハラル、ベジタリアン等）で、教育委員会や教育機関等と連携したりする。</p> <p>（田村市）国際理解講座（小中学校向け）を開催。</p> <p>（福島市）各拠点に対し、以下の期待事項あり。</p> <p>[JICA 東北]東北 6 県を周回して、順番に大規模な国際フェスティバルを開催する。</p> <p>各市で実施する国際理解講座や多文化共生推進事業への積極的な支援・連携（JICA からの提案含む）や、外国人コミュニティ形成への協力。</p> <p>[在外事務所]ベトナム、ミャンマーについて、国民の性格や日本人との共通点、理念、日本の好きなものなど、相手の文化や価値観を理解できる情報の提供を求めたい。オンライン交流事業による文化紹介など。</p> <p>[職員・JICA 海外協力隊経験者]派遣国の在住者と協力して、文化紹介や交流事業の実施、教育機関での特別授業・講演（新「学習指導要領」に対応）。</p> <p>課題⑨「JICA による外国人材・共生への取り組みの周知」</p> <p>【課題例】</p> <p>（岩手県）職員や JICA 海外協力隊経験者に対して、県内企業等においてグローバル人材として活躍し、地域の発展のために貢献してほしい。</p> <p>（盛岡市）JICA からどのような支援が受けられるのか、どのように活用できるのかがわからないので、地方公共団体と JICA との協働の取り組みなどがあれば、定期的に紹介してほしい。また、すでに紹介されているのであれば教えてほしい。</p> <p>（寒河江市）JICA は国外向けに取り組んでいるイメージが強く、地方公共団体向けに何かメニューがあると取り組みやすいので情報提供してほしい。JICA 海外協力隊を求める町や団体があったら、働いてもらえる仕組みづくりがあれば地方創生にもつながるのではないかな。</p> <p>（郡山市）職員や JICA 海外協力隊経験者に対し、逢瀬地域で実施する「外国人目線を活用した地域課題と向き合うふるさとづくり事業」への協力を期待する。</p> <p>（気仙沼市）気仙沼市では JICA 海外協力隊経験者の情報を把握しておらず、今まで協力いただく事もなかった。リストなどがあれば具体化するかもしれない。</p>

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
共通		<p>(宮城県) 従来型の日本語教室による日本語学習ではなく、ICTを活用した学習支援を試験的に実証している。対象は成人の外国人居住者や技能実習生などだが、本来は地域(市町村)が中心となってやってほしい。単独で難しければ、県国際化協会と提携してやる方法もある。</p> <p>(仙台市) 受入企業等に対し、積極的に外国人を雇用して企業価値を上げていこうという意識醸成等のサポート。中小規模市町村等での日本語教室運営をはじめとする地域おこしの支援、フォロー。地域外国人コミュニティに対する支援、フォロー。</p>
定住者		<p>課題⑩「日本語教室や外国人ケアの拠点整備」</p> <p>【課題例】</p> <p>(公益財団法人青森県国際交流協会) 市町村に日本語教育を行う場所・予算の確保をしてほしい。</p> <p>(山形県国際交流協会) AIRYが中心となって、各市町村の国際協会と連携して事業を行いたい。ただ、35市町村のうち国際協会がない市町村とどのように連携していくかが今後の課題になる。</p> <p>(福島県国際交流協会) 県内59市町村のうち把握している日本語教室は3割程度。いつでもどこでも外国人が日本語を学べるわけではなく、単に学べる環境を整備すればいいという問題ではない。外国人が数人しかいない地域で行政が日本語教室を行うのは難しい。行政機関ではなく広域的に日本語教室があればいい。通える地域にいない人もいたり、公共交通機関も発達していなかったりところもあるなど、統計では表せない課題もある。今後はオンラインを使ったりして、それぞれの地域の事情に応じた日本語教室を開設したい。単純に一律で同じ方向には進めないのが現状である。</p> <p>(のしろ日本語学習会)</p> <p>就労する外国人自身の日本語習得も重要だが、家族帯同となった場合は家族に対する日本語支援も考慮する必要がある。今回の特定技能2号では家族帯同も認められているが、家族(配偶者や子供)への日本語支援環境や相談環境が安心できる状況でなければ、家族を連れてくることは難しい。もしも、国が外国人材の長期在留等を考えるのであれば、日本語教室や相談窓口など、家族への支援体制の充実も図る必要がある。</p>

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
定住者	【優良事例】	<p>(秋田県) 日本語教室インフラが整備されており、外国人相談窓口にもなるなど、居住外国人ケアのインフラになっている。</p>
		課題⑩「地域社会で外国人をサポートする人材の育成と確保」
	【課題例】	<p>(陸前高田市) 交流協会はボランティアベースなので、現在は高齢者が多く、参加してもらう人を見つけるのが難しい。</p>
		<p>(秋田県) 市町村が日本語教室を運営しているとはいえ、運営自体は地元ボランティア活動に頼るところが大きい。</p>
		<p>(石巻市・塩釜市) 地元外国人支援のほとんどは、地元のボランティア団体の活動に頼るところが大きい。</p>
		<p>(山形県新庄市) 日本語講師を確保し、外国人が抱えている本音を聞き出すことが課題</p>
		<p>(山形県) 日本語教室がない地域も多く、ボランティアの支援で日本語教室を行っているところもあるが、高齢化が進んでいてオンライン化についていけないところもある。</p>
		<p>(のしろ日本語学習会) 日本語指導法(直接法)をきちんと学べる場所がない。ボランティア意識のある人が、これからやろうとしたときに、学びにいけない場所があるとやりやすいし、多少でもそれがお金になる状況があれば続けられる。</p>
		<p>(郡山市) 職員や JICA 海外協力隊経験者に対し、地域の国際交流協会との連携(多文化共生のキーマンとしての役割)を期待。</p>
		<p>(福島県国際交流協会) 一部のボランティアに頼っている側面があるので、新たな担い手になる人を育てる必要がある。これまで長年ボランティアとして活躍してきた人のノウハウやスキルではなく、地域で外国人を支えていきたいという「志」を継承できるように、協会の事業(研修会とか)を通して手伝っていかねばいけない。複合的な課題を支援できる人は外国人の周りには少ない。</p>
		<p>(宮城県国際化協会) 海外経験豊富な人材はたしかに貴重なので、貢献を考えるのであれば、期間限定のポジションでもよい。少し長いスパンで継続的に地域に関わってもらえるようなスキームを構築してもらったほうがよい。</p>
	【優良事例】	<p>(のしろ日本語学習会) 地域在住者を中心に日本語教育を行い、定住者がそれぞれの母国語とのバイリンガルとして地域で活躍す</p>

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
定住者		る他、日本語指導サポーター養成の必要性を訴えている。（能代市でも日本語指導サポーター養成を実施している模様）
高度人材・留学	<p>課題②「優秀な外国人材の確保」</p> <p>【課題例】 （青森県内の企業）技能実習生を雇用しようとするトータルコストで日本人よりも高くつくが、顧客に外国企業が多く、顧客とコミュニケーションを取れる現地人材を採用拡大していきたい。 （寒河江市）欲しい人材がなかなか見つからない。</p> <p>【優良事例】 （仙台市）海外の大学や日本語学校等と連携し、海外の高度人材（台湾）と地元企業とのマッチングを実施している。</p>	<p>課題⑩「県内留学生の同県内就職先の確保」</p> <p>【課題例】 （山形県）今後、専門学校を卒業する留学生の就職先を確保する。介護人材不足など、より一層外国人材の就労が求められる分野への対応。 （福島市）外国人の就労支援について地方公共団体と関係団体などの連携が不足している。 （郡山市）安積疏水（中通り）を含む福島県における「近代日本の開発経験と地域の持続可能性を学ぶ日本理解プログラム」の維持、充実する。稲作実地研修の地域での受け入れ（灌漑施設、農業研修、米加工品等）など。留学生をモニターとして、国別研修や課題別研修に対応できるような日本体験視察プログラムなどの創出を実施してもらいたいそれで、留学生に東北のことを知っていただく機会になるとともに、知りたいことなどのニーズを知ることができ、東北（できれば郡山）を研修地として選択してもらうような取り組みを行う。 （郡山市）職員や JICA 海外協力隊経験者には、派遣国からの留学生と地域をつなぐ窓口としての役割を期待。</p> <p>【優良事例】 （山形県）県内の高等教育機関に在籍する留学生等への県内企業就職促進を目的とした就職相談会、バスツアーを行っている。県内企業バスツアーは 2014 年から年 2 回程度実施。</p>
技能実習等	<p>課題③「優良な送出機関、受入機関の選定・利用への支援」</p> <p>【課題例】 （福島県内の企業）送出機関・受入機関の選定方法が分からない。行政機関によるお墨付きがあれば選びやすい。 （福島市）送出機関で、事前の日本語教育など日本で</p>	<p>課題⑬「技能実習生等、就労外国人の実情把握」</p> <p>【課題例】 （盛岡市）在留外国人のうち留学生については、所属する学校を通じてその生活実態がある程度把握できるが、就労外国人については、就労先もまちまちであり生活実態等がよく把握できていないのが現状である。そのため、在留外国人に情報が届きにくいとか、在留外国人の生活にどのような課題が生じているのかが行政も地域の日本人もわからない、在留外国人と地域の日本人住民がどのように関わっていけばよいのかがお互いにわからないなどの課題が生じている。</p>

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
<p>技能実習等</p> <p>の生活に適用できるような事前指導をしてほしい。</p> <p>(宮城県国際化協会) 国の公的機関である JICA には、いまさら交流をやるというのではなく、技能実習制度の不合理性を解消するような取り組み、すなわち監理団体・登録支援機関等のグレーな部分がなくなるような分野で力を発揮してもらいたい。</p> <p>【優良事例】</p> <p>(宮城県石巻市) 漁業関係の技能実習生受入れに関し早い時期から西ジャワ州とのあいだに地方公共団体間(西ジャワ州-石巻市)の覚書を締結。受入企業が費用負担し、漁業実習生送出国に対して、独自の奨学金制度を運営している。</p>	<p>(山形県) 外国人の就労で直面する課題では、技能実習生として雇用されている外国人の情報を取得することが挙げられた。どの企業に何名雇用されているのか(労働局で年1回の調査を実施しているが、情報共有不可)。技能実習生に係る課題を把握したいが、企業名が明らかにされていない場合がほとんどで企業にアプローチする方法が定まっていない。</p> <p>(郡山市) 保有する外国人の就労に係る情報は、ハローワークから情報提供を受けた総括的かつ統計的情報のみであり、具体的に詳細な就労状況や実態を把握できていない。外国人からの就労や技能実習に係る問い合わせや相談も皆無の状況。そのため、外国人就労に係る課題も把握できておらず、それに対する具体的な対策や支援等も実施できていない。</p> <p>(田村市) 就労外国人のいる企業との連携が取れていないが、その必要があるか不明。</p> <p>(福島市) 受入者の地元外国人コミュニティへの参加推奨などが必要。</p>	
<p>課題④「外国人材受入体制の整備」</p> <p>【課題例】</p> <p>(宮城県内の企業) 受け入れられるまではこんなに大変(業務が多い)とは思わなかった。事前に受入企業の従業員(実務担当向け)研修等があればよかった。</p> <p>(のしろ日本語学習会) 受入企業側の日本人従業員にちゃんと標準語を話せるという指導が必要。</p>	<p>課題⑭「技能実習生等、就労外国人とその他住民との地域社会での接点づくり」</p> <p>【課題例】</p> <p>(山形県) 技能実習生として働いている人と地域住民の接する機会がないところがあるので、多文化共生を進めていくうえで課題と感じている。</p> <p>(田村市) 一般市民の外国人との交流会の場の創出。</p> <p>【優良事例】</p> <p>(宮城県・宮城県国際化協会) 技能実習生等と共生の地域づくり推進事業として、技能実習生と地域住民の交流事業を実施する。技能実習生は、職場と寮を行き来するだけでほぼ地域との接点が乏しいため、その地域で「見えない存在」となっている。これを見える存在に変えていくことで、地域社会への受け込みを促進することを目的としている。</p>	

在留資格	来日前	来日中もしくは定住
技能実習等		<p>課題⑮「技能実習制度への社会認識・評価の改善」</p> <p>【課題例】</p> <p>(岩手県内の企業) 世の中の風潮として技能実習生への風当たりが強く、このまま制度自体がなくなってしまうと、西部開発農産のようなしっかりとした体制を整えている企業も困窮してしまうので、世論の流れを変える動きをしてほしい。</p> <p>(福島県内の企業) 受入外国人材の母国であるベトナム人コミュニティの情報提供がほしい。駐日ベトナム大使館とは、意見交換等交流の場が限定的であるので、もう少し開かれた交流の場があると有意義である。</p>

第6章 JICA 東北の取り組み

6.1 国内拠点設置の目的

JICA は、開発途上国から来日する研修員に対し、日本の経験・技術を学ぶ機会の提供やボランティアの訓練実施を主な目的として、東京の本部に加え、全国 15 カ所の国内拠点を設置している。国内拠点の役割は、JICA 事業や国際協力に関する情報提供、グローバル人材の育成支援、地方公共団体や NGO、大学、民間企業などと連携した国際協力事業を幅広く推進する現場としての役割を持っている。国内拠点における活動は、開発途上国と日本の各地域を結ぶ結節点として、地域の特色を活かした国際協力により、地域の発展にも貢献する活動を行っている。

国内拠点の主要な取組は、大きく以下の 2 つに区分される。

(1) 研修員受入事業

JICA 全体では、年間約 8,000 人の途上国の国、地方公共団体、大学、公益法人、民間企業、NGO の職員等を研修員として受入れている。この研修を通じ、日本の技術知見を提供し、人材の育成に取り組んでいる。

(2) 市民参加協力事業

① 地域連携事業

日本の民間企業が有する優れた製品・技術を活用して、開発途上国の社会的・経済的課題の解決に貢献する事業である「民間連携事業」と、国際協力の意志をもつ日本の NGO/CSO、地方公共団体、大学、民間企業等が提案する国際協力活動を、JICA が提案団体に業務委託し JICA と団体の協力関係のもとに実施する共同事業である「草の根技術協力事業」、ならびに開発途上国からの要請（ニーズ）に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と希望する人材を募集し、選考、訓練を経て派遣する「JICA 海外協力隊事業」などを実施している。

② 開発教育支援事業

開発途上国の実情や日本との関係、国際協力について、JICA 海外協力隊経験者を講師として紹介する「出前講座」、JICA の国内拠点を訪問し、開発途上国の暮らしや地球が抱える問題、国際協力などについて学ぶ機会を得る「施設訪問」、国際理解教育や開発教育に熱心に取り組む管内の小・中・高の教員を対象として、国際協力の現場を体験し、途上国の現状や日本との関係について考え、その経験をそれぞれの教育に活かす「教師海外研修」、また、高校生を対象として、講義やワークショップを通じ、開発途上国の現状や国際協力、特に JICA 海外協力隊について理解を深める機会を得る「国際協力実体験プログラム」を実施している。

JICA 東北の事業内容を、次項以降に説明する。

6.2 JICA 東北の事業の特色

(1) 東北の技術経験を途上国の開発に活かす

JICA 東北が実施する国際協力は、日本の技術・知見を開発途上国に伝えることにより、途上国の社会・経済開発を促進することを目標としている。東北においても、地方公共団体、大学、NGO、民間企業など優れた技術経験を有する機関と連携し、東北ならではの知見を活かした国際協力を行う。

(2) 国際協力を通じ、東北の地域活性化・国際化に貢献する

開発途上国からの研修員を東北地方で受け入れ、また東北から専門家や JICA 海外協力隊が途上国に派遣されることにより、地域と途上国との交流が生まれ地域の活性化に貢献する。東北地方の市民の地球規模の課題とそれらを解決するための国際協力の重要性への理解を深め、実際に国際協力に参加することにより、グローバルな視点をもつ人材を育成し、地域の国際化を推進する。

(3) 東日本大震災の経験を活かし、途上国の防災・復興支援の結節点となる

地震、津波、火山噴火、台風・洪水などの自然災害への効果的な備えや避難計画に関して、東日本大震災の経験から得た教訓や知見を開発途上国と共有する。また、復興が進んだ現在、東北地方の被災地方公共団体も持つ復興経験を、参考事例として、自然災害からの復興に取り組んでいる開発途上国に紹介する。

6.3 JICA 東北の事業概要

6.3.1 研修員受入事業

研修員受入事業は、東北地方の持つ様々な組織の知見を活用し、開発途上国で必要とされている知識・技術を伝えて各国の課題解決に役立てることを目的としている。研修事業には、(1) 課題別研修、国別研修、(2) 長期研修 (JICA 留学生)、(3) 青年研修、(4) 日系研修、の 4 種類がある。例年、東北管内の政府機関・地方公共団体・企業・大学などからの協力で、約 30 コース、約 140 人を受け入れている。研修実施場所は東北地方の各地、対象とする分野は農業、地域保健医療、鉱業、教育などである。来日した研修員は研修の合間に、滞在場所において様々なイベントなどにも参加し人的な交流も担っている。本稿では、この内、外国人材の活用を検討する上で、参考になると思われる、研修員受入事業の中で青年研修事業、長期研修 (ABE イニシアチブ)、日系研修について紹介する。

(1) 青年研修事業

技術協力の一環として、開発途上国から将来の国づくりを担う青年を日本に招聘 (しょうへい) し、専門分野に関する基礎的研修を行う。本事業の目的は以下の 3 点である。

- ・ 日本における各分野の基礎的な技術や制度に関する知識を習得する。
- ・ 日本の技術が発展した歴史、経験や文化、社会的な背景を理解する。
- ・ 対象国の開発課題解決への取り組みに資する知識・意識を向上させる。

例年、全国で実施される青年研修プログラム約 70 グループのうち東北 6 県では、毎年 5～7 グループを対象にプログラムを実施している。2019 年度の実績を表 25 に示す。本プログラムは、各県の特性、専門性を活かした分野別研修、分野に関係する日本人との交流などから構成され、18 日間で関係団体の協力を得て実施しており、日本の市民が国際協力に参加できる機会となっている。JICA 東北の研修は、東北地方の知見を反映した防災や再生可能エネルギーなどのテーマが多い（表 25）。

表 25 青年研修事業の実績（2019 年度）

県	種類	国名	案件名	受入先 (主な機関)	受入期間	人数
福島	青年	ミャンマー	ミャンマー「再生可能エネルギーコース」	(一財) 日本国際協力センター	2019 年 6 月 23 日～2019 年 7 月 6 日	14 名
秋田	青年	バングラデシュ	バングラデシュ「再生可能エネルギーコース」	(特非) 秋田国際交流友の会	2019 年 7 月 14 日～2019 年 8 月 3 日	7 名
福島	青年	ベトナム	ベトナム「地域における観光振興コース」	会津若松市国際交流協会	2019 年 10 月 14 日～2019 年 10 月 31 日	13 名
岩手	青年	フィリピン	フィリピン「災害リスクエリアにおける地域活性化コース」	(一財) 岩手県青少年会館	2019 年 10 月 16 日～2019 年 10 月 30 日	15 名
宮城	青年	ウガンダ、ケニア、シエラレオネ、ジンバブエ、スーダン、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、モーリシャス	アフリカ(英語)「母子保健実施管理コース」	(一財) 宮城県青年会館	2019 年 11 月 23 日～2019 年 12 月 8 日	11 名
宮城	青年	インドネシア	インドネシア「防災コース」	(公社) 青年海外協力協会東北支部	2020 年 2 月 25 日～2020 年 3 月 10 日	18 名

(2) 長期研修 (JICA 留学生)

途上国から受け入れた研修員が修士号や博士号などの学位取得を目的として、1 年以上滞在する研修で、JICA 東北は東北各県の大学に研修の実施を委託している。また、長期研修として、ア

フリカの産業人材育成と日本企業のアフリカビジネスをサポートする「水先案内人」の育成を目的として、アフリカの若者を日本に招聘し、日本の大学において修士号を取得させるとともに、日本企業などにおいてインターンシップの機会を提供する「ABE イニシアティブ（アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ：African Business Education Initiative for Youth）」にも取り組んでいる。JICA 東北では、これまでアフリカ諸国から延べ 34 名の研修生を受け入れ、東北各地の大学院などで学び、その内 3 名が宮城県と山形県の企業計 3 社にそれぞれ就職している。

(3) 日系研修

JICA は、中南米の日系人への技術協力を通じ、同地域の日系社会の発展と移住先国の国づくりに貢献する人材を研修員として受け入れている。同事業は、日本の地方公共団体、大学、公益法人、NGO 等の団体等から提案を受け、JICA がこれらの団体等に日系社会研修員受入れを委託して行う国民参加型の事業である。同事業は、中南米地域日系社会への技術協力を通じ、日系社会の発展と移住先国の国造りに貢献するとともに、国民に幅広く、これらの事業への参加を促進し、助長することを目的としている。同事業の受け入れ対象国は、アルゼンチン、ウルグアイ、キューバ、コロンビア、チリ、ドミニカ共和国、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、メキシコの 12 カ国で研修の期間は通常数週間から数か月であり、平均して年一回実施している。

6.3.2 復興支援事業

JICA 東北の特色として、東日本大震災直後より、東北の被災地と自然災害などの被害を受けた開発途上国とをつなぎ、復興支援事業を展開してきた。日本と途上国、双方の復興経験を共有し相互の復興を目指す取り組みを行っている。この取り組みを通じ、日本国内の地方創生にも協力することとしている。JICA は 2015 年 7 月に宮城県東松島市と被災地復興を通じた地方創生のための連携覚書を締結した。この覚書には、両者間の定例会の設置、地域復興推進員の配置、途上国からの研修員の受入、草の根技術協力事業の実施などの国際協力事業を通じ、東松島市の地域活性化・復興支援に取り組むとしている。被災地が復旧・復興の中で得た経験や教訓を途上国と共有し、日本と途上国が相互に復興・発展できる場づくりを形成してきた。

6.3.3 開発教育（国際理解教育）支援事業

JICA は、(i) 開発途上国に関する「知見の還元」、(ii) 自分に何ができるかを「考える機会の提供」、(iii) 地域での開発教育推進のための「橋渡し役」、の 3 点に重点を置き、開発教育・国際理解教育を支援している。本事業では以下のプログラムを実施している（以下の実施件数や受け入れ件数、人数などはすべて JICA 東北管轄県合計および 2019 年度実績）。

- ・ 小中高大などの教育機関、地方公共団体、市民団体を対象として、開発途上国で国際協力に携わって来た JICA 海外協力隊経験者や JICA 職員が、それぞれの異文化体験、ボランティア活動、国際協力などについて話をする「国際協力出前講座」の開催（65 件開催）。

- ・ JICA 東北への訪問者・訪問団体に対し、JICA スタッフが JICA の業務内容や国際協力について紹介をする「JICA 東北訪問学習」（20 組織より訪問受入れ）。
- ・ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などの教員を対象として、開発途上国における国際協力の現場を視察し、その経験・素材等を活かした開発教育実践のための研修機会を提供する「教師海外研修」を実施（タンザニア連合共和国に派遣。10 名参加）。
- ・ 我々の生活と開発途上国とのつながりや、開発途上国が抱える問題への理解を促すとともに、教員同士のネットワークを活かして学校現場での国際理解教育推進を目指すワークショップなどにより、国際理解教育を実践するためのスキルアップを図る「開発教育指導者研修」の実施（3 回実施）。
- ・ 全国の中学生・高校生を対象に、開発途上国の現状や開発途上国と日本との関係に関する理解を深め、国際社会の中で日本や個人がどのように行動すべきかを考える、国際協力中学生・高校生エッセイコンテストの開催（JICA 東北担当県より 3,164 作品応募。うち受賞 35 作品）。
- ・ 国際理解・開発教育教材（小冊子「ぼくらの地球調査隊」や授業で使える 10 分映像）の提供。

6.3.4 民間連携事業

JICA の民間連携事業は、日本の民間企業がもつ様々な分野の優れた製品・技術を活用して、開発途上国の社会的・経済的課題の解決への貢献と企業の海外展開、ひいては日本国内の活性化もかねて実現することをめざす事業として実施されている。本事業は、JICA が ODA を通じて実施し国際協力で築いてきた途上国政府とのネットワークや信頼関係、途上国事業のノウハウを活用して、日本企業の途上国への展開を支援するスキームである。「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を中心とした全体の支援メニューは、以下のとおりである。

- ・ 途上国の問題解決に貢献しうるビジネスの検討に必要な基礎情報の収集支援を行う「基礎調査」。
- ・ 途上国の課題解決に貢献し得る技術・製品・ノウハウなどを活用したビジネスアイデアや ODA 事業での活用可能性の検討、ビジネスモデルの策定を支援するための「案件化調査」。
- ・ 途上国の課題解決に貢献し得るビジネスの事業化に向けて、技術・製品・ノウハウなどの実証活動を含むビジネスモデルの検証、提案製品等への理解の促進、ODA 事業での活用可能性の検討などを通じた事業計画案の策定支援のための「普及・実証・ビジネス化事業」。

JICA が実施する民間連携事業全体の支援メニューを図 9 に示す。また、これまで東北地方で採択された案件は、農業や防災など東北地方の歩んできた軌跡と知見を反映させた内容が多い（表 26）。



出典: https://www.jica.go.jp/priv_partner/activities/index.html

図 9 民間連携事業

表 26 東北 6 県における民間連携事業採択企業リスト (県別)

県	年度 スキーム名	提案事業名	企業名	対象国	分野	2020年11月現在
						ステータス
青森	2016年度第1回 基礎調査	廃自動車等金属スクラップの処理と再資源化効率向上のための収集・運搬・加工に関する基礎調査	株式会社 青南商事	モンゴル	廃棄物 処理	終了
青森	2020年度第1回 基礎調査	安全運転教育ノウハウの導入による交通事故削減のための基礎調査	株式会社 ムジコ・ クリエイト	ミャンマー	その他	採択
青森	2020年度第1回 基礎調査	氷温熟成技術を活用したポストハーベストにおけるコーヒー豆品質と市場価格向上に関する基礎調査	大青工業 株式会社	ケニア	農業	採択
青森	2018年度第1回 案件化調査	イロコスノルテ州におけるニンニクの増産と黒ニンニク加工による生計向上のための案件化調査	株式会社 たから	フィリピン	農業	終了
岩手	2014年度第1回 中小企業連携促進 基礎調査	高品質米のバリューチェーン構築事業調査 (中小企業連携促進)	株式会社 西部開発 農産	ベトナム	農業・ 農村開 発	終了

県	年度 スキーム名	提案事業名	企業名	対象国	分野	ステータス
岩手	2017年度第2回 基礎調査	コンクリート構造物の長 寿命化に資するひび割 れ・劣化部補修事業に関 する基礎調査	株式会社 栄組	ブラジル	その他 (社会 インフ ラ・コ ンクリ ート構 造物の 補修)	終了
岩手	2014年度補正 案件化調査	カイメップ港の機能向上 に向けた物流サービス提 供のための案件化調査	白金運輸 株式会社	ベトナム	職業訓 練・産 業育成	終了
岩手	2017年度第1回 案件化調査	工業教育分野における開 発技術者及びものづくり 人材育成プログラムに係 る案件化調査	株式会社 モディー	ベトナム	職業訓 練・産 業育成	終了
岩手	2017年度第2回 案件化調査	スーパーウェルポイント 工法を活用した地盤改良 及び洪水対策案件化調査	株式会社 アサヒテ クノ	マレーシ ア	防災・ 災害対 策	終了
岩手	2019年度第1回 案件化調査	クアンチ省砂丘メロンの 流通事業化に係る案件化 調査	株式会社 西部開発 農産	ベトナム	農業	実施 中
岩手	2019年度第2回 案件化調査	圧力調整注入工法を活用 したコンクリート構造物 の補修及び長寿命化にか かる案件化調査	株式会社 栄組	ブラジル	その他 (社会 インフ ラ・コ ンクリ ート構 造物の 補修)	契約 交渉 中
岩手	2019年度第2回 普及・実証・ビ ジネス化事業	自動車産業における技術 者及び技能者育成プログ ラム普及・実証・ビジネ ス化事業	株式会社 モディー	ベトナム	職業訓 練・産 業育成	採択
岩手	2020年度第2回 普及・実証・ビ ジネス化事業	ルワンダ国 組織培養技 術を用いた高品質花き種 苗生産の普及・実証・ビ ジネス化事業	株式会社 R-gate 八 幡平	ルワンダ	農業	採択
宮城	2014年度第1回 中小企業連携促 進基礎調査	空気攪拌装置による温室 効果ガス排出削減事業に 向けた基礎調査(中小企 業連携促進)	空調企業 株式会社	インドネ シア	資源・ エネル ギー	終了
宮城	2014年度第1回 案件化調査	資源化ゴミの選別技術及 び再資源化事業創出によ るエコ・シティ・プラン 案件化調査	株式会社 ジェーエ ーシー	ベトナム	廃棄物 処理	終了
宮城	2014年度第1回 案件化調査	移動式飲料水製造システ ム導入案件化調査	株式会社 いちごホ ールディ ングス	ミクロネ シア	水の浄 化・水 処理	終了

県	年度 スキーム名	提案事業名	企業名	対象国	分野	ステータス
宮城	2014年度 案件化調査	農家の収入向上に向けた高付加価値農産物（シイタケ）の商品化にかかる案件化調査	株式会社 ヤッツコーポレーション	インド	農業	終了
宮城	2015年度第2回 案件化調査	効率的な鉄道線路保守作業の導入に係る案件化調査	東研工業株式会社	モンゴル	その他 (運輸・交通)	終了
宮城	2016年度第1回 案件化調査	水硬性固化材（ハイデガス）を活用した気候変動対策にかかる案件化調査	株式会社 ハシカン プラ	キリバス 共和国	防災・ 災害対策	終了
宮城	2016年度第1回 案件化調査	足こぎ車いすを導入したりリハビリプログラム導入 案件化調査	株式会社 TESS	タイ	福祉	終了
宮城	2016年度第2回 案件化調査	アスファルト廃棄物を活用した循環型舗装技術の 導入に関する案件化調査	株式会社 菅原工業	インドネ シア	その他	終了
宮城	2017年度第1回 案件化調査	タブレット型視機能訓練器による弱視の子どもたちの視力回復プロジェクト 案件化調査	ヤグチ電 子工業株 式会社	インド	保健医 療	終了
宮城	2017年度第1回 案件化調査	炭酸ハイブリッド塗装システムによる大気環境負荷低減促進への案件化調査	加美電 子工業株 式会社	中国	環境・ エネル ギー	終了
宮城	2018年度第2回 案件化調査	循環型肉用牛畜産システムの案件化調査	有限会社 うしちゃん ファーム	ベトナム	農業	終了
宮城	2018年度第2回 案件化調査	モンゴル国未活用森林資源の有効活用事業案件化調査	守屋木材 株式会社	モンゴル	環境・ エネル ギー	実施 中
宮城	2018年度第2回 案件化調査	野菜果物の通年生産を可能とする水耕栽培技術の 案件化事業	株式会社 GRA	ヨルダン	農業	実施 中
宮城	2020年度第1回 案件化調査	カキ養殖産業の振興に向けた生食用カキの養殖技術の移転に関する案件化調査	株式会社 ヤマナカ	ベトナム	産業振 興	採択
宮城	2020年度第2回 案件化調査	インド国地域の感染症医療サービス向上に向けた簡易PCR検査導入の取り組み案件化調査	株式会社 TBA	インド	保健医 療	採択
宮城	2013年度 普及・実証事業	野菜果物の通年生産を可能とする水耕栽培技術の普及・実証事業	株式会社 GRA	インド	農業	終了
宮城	2015年度 普及・実証事業	自然エネルギーを活用した「災害対応型ウォーター・ステーション」普及・実証事業	株式会社 いちごホ ールディ ングス	ミクロネ シア	水の浄 化・水 処理	終了

県	年度 スキーム名	提案事業名	企業名	対象国	分野	ステータス
宮城	2016年度第2回 普及・実証事業	農家の収入向上に向けた 高付加価値農産物（シイ タケ）の商品化にかかる 普及・実証事業	株式会社 ヤッツコ ーポレー ション	インド	農業	契約 交渉 中
宮城	2018年度第2回 普及・実証・ビ ジネス支援事業	インド国での弱視の子ど もたちの視力回復に向け た普及・実証・ビジネス 化事業	ヤグチ電 子工業株 式会社	インド	保健医 療	実施 中
宮城	2011年度BOP協 力準備調査	障がい者の社会復帰を目 指す足こぎ車いすBOP事 業準備調査(BOPビジネ ス連携促進)	株式会社 TESS、 一般社団 体法人日本 の夜明け 塾、日本 テピア株 式会社	ベトナム	福祉	終了
秋田	2014年度第1回 中小企業連携促 進基礎調査	粃殻ボード普及による粃 殻再利用促進に向けた事 業可能性調査（中小企業 連携促進）	株式会社 能代資源	ベトナム	農業・ 農村開 発	終了
秋田 高知 ※	2019年度第1回 案件化調査	「斜面災害予防ソリュー ション」に関する案件化 調査	奥山ボー リング株 式会社 株式会社 オサシ・ テクノス ※	ベトナム	防災・ 災害対 策	実施 中
秋田	2015年度民間技 術普及促進事業	稲作高付加価値化技術普 及促進事業	株式会社 大潟村あ きたこま ち生産者 協会	インドネ シア	農業	終了
山形	2014年度第2回 案件化調査	混合廃棄物処理システム 構築に係る案件化調査	株式会社 クリーン システム	ジョージ ア	廃棄物 処理	終了
山形	2016年度第1回 案件化調査	堆肥発酵促進剤を活用し た耕畜連携の案件化調査	有限会社 ワーコム 農業研究 所	モンゴル	農業	終了
山形	2016年度第2回 案件化調査	パラナ州における有機性 汚泥の乾燥処理技術に係 る案件化調査	東北クリ ーン開発 株式会社	ブラジル	廃棄物 処理	終了
山形	2018年度第2回 案件化調査	農作物の付加価値化を目 指した乾燥食品の製造・ 販売及び食品乾燥機製造 のための案件化調査	有限会社 サント電 業	キルギス	農業	辞退

県	年度 スキーム名	提案事業名	企業名	対象国	分野	ステ ータ ス
山形	2019年度第1回 案件化調査	腸内細菌叢に基づく早期大腸がん検出技術を用いた大腸がん診断の案件化調査 【途上国発イノベーション 枠】	株式会社 メタジェ ン	マレーシ ア	保健医 療	契約 交渉 中
山形	2019年度第1回 案件化調査	モルドバ共和国における 部分耕・不耕起播種機開 発のための案件化調査	株式会社 メタルプ ロダクツ 株式会社 石井製作 所	モルドバ 共和国	農業	実施 中
福島	2014年度第1回 中小企業連携促 進基礎調査	e-waste からの有価金属回 収事業調査（中小企業連 携促進）	株式会社 アサカ理 研	マレーシ ア	資源・ エネル ギー	終了
福島	2014年度第2回 中小企業連携促 進基礎調査	機能的野菜栽培・販売に 関する調査（中小企業連 携促進）	株式会社 トーヨー エネルギー ファーム	ベトナム	民間セ クター 開発 農業	終了
福島	2015年度 基礎調査	介護福祉機器製造販売事 業に関する基礎調査	株式会社 コスモテ ック	ベトナム	福祉	終了
福島	2019年度第1回 基礎調査	マチュピチュ地区での3 D測量技術による文化遺 産の保全と活用のための 基礎調査	株式会社 ふたば	ペルー	その他	実施 中
福島	2012年度 案件化調査	ベトナム社会主義共和国 における産業・医療廃棄 物処理問題に対する焼却 炉普及に向けた ODA 案 件調査	入三機材 株式会社	ベトナム	環境・ エネル ギー・ 廃棄物 処理	終了
福島	2014年度第2回 案件化調査	浄化槽維持・管理技術の 導入による生活排水処理 水準の向上に向けた案件 化調査	株式会社 環境分析 研究所	ベトナム	水の浄 化・水 処理	終了
福島	2015年度第2回 案件化調査	伝導性金属酸化物のガラ スコーティング技術を活 用した省エネ化・温暖化 抑止のための案件化調査	株式会社 フミン	タイ	環境・ エネル ギー	終了
福島	2017年度第1回 案件化調査	バトゥ市青果物のサプ ライチェーン再構築と福島 との共同ブランディング 事業案件化調査	株式会社 銀嶺食品	インドネ シア	農業	終了
福島	2018年度第2回 案件化調査	断熱塗料の活用による暖 房需要及び大気汚染の軽 減に関する案件化調査	株式会社 清水	モンゴル	環境・ エネル ギー	実施 中
福島	2019年度第1回 案件化調査	低コスト型短橋梁建設技 術に関する案件化調査	矢田工業 株式会社	ベトナム	その他	実施 中

県	年度 スキーム名	提案事業名	企業名	対象国	分野	ステータス
福島	2012年度補正 普及・実証事業	ハイフォン市における医療廃棄物処理システムの普及・実証事業	入三機材株式会社	ベトナム	環境・エネルギー・廃棄物処理	終了
福島	2016年度第2回 普及・実証事業	浄化槽の導入による分散型生活排水処理水準向上に関する普及・実証事業	株式会社環境分析研究所	ベトナム	水の浄化・水処理	実施中
福島	2016年度第2回 普及・実証事業	感染性医療廃棄物焼却処理普及・実証事業	株式会社 トーヨー エネルギー ファーム	スリランカ	廃棄物処理	契約交渉中

※：共同提案企業

・「中小企業連携促進基礎調査」は、名称変更により現在は「基礎調査」に含まれる

6.3.5 草の根技術協力事業

草の根技術協力事業は、国際協力を行う意志のある日本の NGO/CSO、地方公共団体、大学、民間企業等の団体が、これまでの活動を通じて蓄積した知見や経験に基づき、提案する国際協力活動を、JICA が提案団体に業務委託し JICA と団体の協力関係のもとに実施する共同事業である。本事業は、JICA が政府開発援助（ODA）の一環として行うもので、開発途上国の地域住民の経済・社会の開発または復興に寄与することを目的に、多様化する開発途上国のニーズに対応するため、草の根レベルでの協力を実施する。近年は、開発途上国への貢献に加え、草の根技術協力事業の実施を通じて培った経験により、日本の地域社会が直面する課題解決や、地域の活性化に役立つ取り組みが期待されている。以下に示す3つの事業形態があり（表 27）、JICA 東北管内で採択された案件の傾向は図 10 の通りである。なお、採択の傾向としては、災害リスク管理や農業などの分野が比較的多い。

表 27 草の根技術協力事業の区分

事業	対象	事業期間・規模（上限）
1. 草の根パートナー型	国際協力経験が豊富な NGO や大学等の団体（開発途上地域への2年以上の国際協力実績が必要）	・5年以内 ・総額1億円以内
2. 支援型	国際協力経験が少ない NGO 等の団体（国内外の2年以上の活動実績が必要）	・3年以内 ・総額1,000万円以内
3. 地域提案型／地域（経済）活性化特別枠	地方公共団体、または地方公共団体と連携する団体	・3年以内 ・総額6000万円以内

出典：JICA

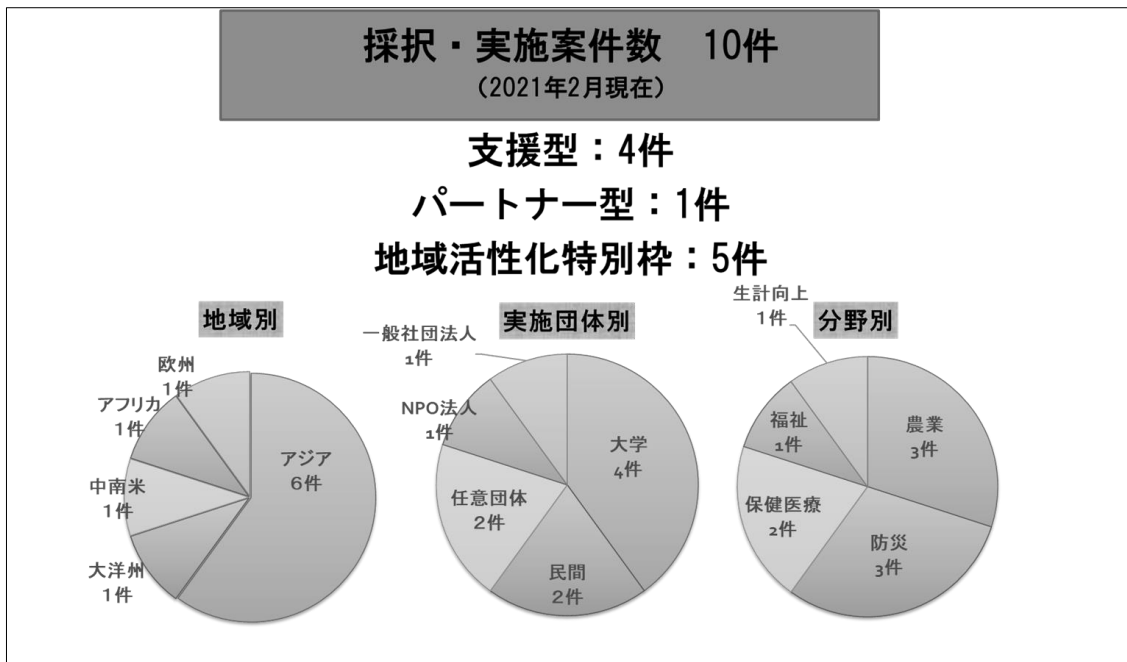


図 10 草の根技術協力事業 採択・実施案件数 (2021年2月現在)

6.3.6 JICA 海外協力隊事業

開発途上国のために、自分の持っている技術や経験を活かして貢献したい人を JICA 海外協力隊³¹として派遣する事業である。JICA 東北管内からは、青年海外協力隊を例にとると、1965 年度以降累計 76 カ国に合計 3,855 人 (2020 年 9 月時点) が参加している。JICA 東北では、応募のための広報活動や応募相談、帰国後の進路支援も提供している。帰国後の隊員は、地域社会の様々な場所で活躍している (表 28)

³¹ 「一般案件」として「青年海外協力隊」(対象 20～45 歳対象)、「海外協力隊」(対象 45～69 歳)がある。加えて「シニア案件」(一般案件に比較してより専門性の高く、一定以上の経験・技能等が必要な案件)として「シニア海外協力隊」(対象 20 歳～69 歳)などがある。

なお、中南米の日系社会を対象に特化した「日系社会青年海外協力隊」「日系社会海外協力隊」「日系社会シニア海外協力隊」があるほか、企業に在籍しながら「現職参加」として、JICA 海外協力隊に参加できる JICA 海外協力隊 (民間連携) という制度もある (対象年齢、案件区分などは上記に同じ)。URL=<https://www.jica.go.jp/volunteer/index.html> 参照

表 28 青年海外協力隊事業県別派遣実績

県名		派遣中	帰国	累計			
青森県	人数	9	(4)	456	(215)	465	(219)
	国数	9	(4)	73	(66)	73	(66)
岩手県	人数	6	(4)	501	(234)	507	(238)
	国数	6	(4)	76	(67)	76	(67)
宮城県	人数	11	(7)	799	(371)	810	(378)
	国数	10	(7)	79	(73)	79	(73)
秋田県	人数	3	(3)	417	(167)	420	(170)
	国数	3	(3)	72	(56)	72	(56)
山形県	人数	10	(9)	460	(209)	470	(218)
	国数	9	(9)	73	(60)	74	(61)
福島県	人数	13	(10)	720	(314)	733	(324)
	国数	10	(7)	76	(70)	76	(70)
	合計	99	(71)	3,802	(1,902)	3,855	(1,940)

() 内は女性隊員内数

出典：URL= <https://www.jica.go.jp/volunteer/outline/publication/results/jocv.html>

なお、JICA は、JICA 海外協力隊経験者の帰国後の社会還元活動をより一層促進することを目的として、2020 年 12 月に職業安定法第 33 条に基づく、「無料職業紹介事業」の許可を取得して、原則 2 年間の任期を満了し帰国した JICA 海外協力隊員に対する求人情報³²を、個別に紹介することが可能となった。

6.3.7 国際協力推進員

(1) 国際協力推進員

国際協力推進員は、「地域の JICA 窓口」として、地域国際化協会など地方公共団体が実施する国際協力事業の活動拠点に配置されている。国際協力推進員の役割は主として、JICA が実施する事業に対する支援、広報・啓発活動の推進、地方公共団体等が行う国際協力事業との連携促進等の業務などであり、これら業務を通じ、市民の国際協力に対する理解の促進、地域における市民による国際協力活動の促進、地域関係者との連携推進を図ることを目的としている。

国際協力推進員の業務内容は、以下のとおりである。

- ・ 地方公共団体、地域国際化協会等と連携した国際協力事業の広報・啓発活動の推進
- ・ 地方公共団体、地域国際化協会、大学、NGO、企業などが行う国際協力事業との連携推進
- ・ JICA の草の根技術協力事業の推進
- ・ JICA の民間連携事業の推進
- ・ JICA の開発教育（国際理解教育）支援業務の推進
- ・ JICA 海外協力隊事業への市民参加促進、応募相談、帰国隊員の活動の支援・推進

³² 外国人材の受け入れ等多文化共生や地方創生などに関する自治体、公的団体、NPO 等での仕事で、日本国内の求人元を対象としている。青年海外協力隊事務局が取り扱う。

- ・ 研修員受入先の開拓等の支援・推進

2021年3月現在、JICA 東北管内には、青森県、秋田県、岩手県、山形県、福島県、郡山市に各1名の国際協力推進員が配置されている。

(2) 国際協力推進員（外国人材・共生）

2021年1月から国際協力推進員（外国人材・共生）を JICA 東北に1名配置し、今後、次の業務を行う予定としている。

- ・ 外国人材受入れに関する JICA 事業との連携促進
- ・ 外国人材受入地域住民・企業における多文化共生の理解促進
- ・ 外国人材受入・多文化共生に関する成果知見のとりまとめ

第7章 課題解決に向けた JICA の支援・貢献メニューの検討

7.1 JICA による支援・貢献メニュー

7.1.1 外国人材受入れにかかる支援・貢献メニュー検討の方向性

1.5.2 (第一章) に示すように、本章 JICA の支援・貢献メニューの検討は、渡航前、日本到着後の定着、帰国後の3つの外国人材の受入れ段階の各フェーズにおける現状や課題を把握した提言を準備した。今回の調査においては、「多文化共生に関する(中略)検討等は、家族帯同の外国人材も視野に入れて行う」とされているため、滞在中の区分には、家族帯同の外国人材についても整理している³³。それぞれの提言の提示にあたり、短期的・中期的な取り組みが想定できるものは、その旨を示し、これらをリスト化して表 29 に示した。一部の取り組みは、JICA において先行事例としすでに実施済のものはその旨を示している。

なお、支援メニューの検討にあたり、内閣府の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(2020年度改訂)の概要³⁴」に示されている JICA の役割との関係も考慮した。同会議に示された JICA の役割は ODA 事業のうち、在外事業と国内事業に区分されるものが提示されている。そのため、本提言においてもその形式を意識した形で整理した。

また、本調査において支援メニューの検討にあたっては、ヒアリングをした地方公共団体が有する JICA への期待も踏まえ提案を形成・準備した。それらの中には、外国人材の受入事業者が一義的に責任を負う行うべき事項や、多様性や外国人材との共生を推進するための地方公共団体や地域社会が取り組むべき事項も含まれているため、実施にあたり十分な検討を要する内容である。

³³ 資格在留資格の分布状況など既存資料から、家族帯同の外国人材に該当する長期滞在の在留資格者は、その大部分を「永住者・定住者・配偶者」が占めている。基礎自治体である市町村での「外国人との共生」の対象者と、法務省が新たに整備した制度に基づく外国人材とでは、受入や生活・定着に関わる環境や支援の状況などには差異も存在しているようである。

³⁴ URL= https://www.kantei.go.jp/jp/singi/gaikokujinzai/kaigi/pdf/taiosaku_r02kaitei_gaiyou.pdf

表 29 外国人材の受入れフェーズ類型と各フェーズにおける支援メニュー（案）

区分	来日前	日本滞在中		帰国後
		短期滞在／家族 帯同無し	長期滞在／家族 帯同有り	
在 外 事 業	し送り 府国政出	③特定技能試験への支援、連携強化（悪質な仲介事業者排除）		来日前と同一 ②帰国後の再訓練の枠組み構築
	送り出し 機関等	①地域の魅力発信 ③特定技能制度の周知・利用の円滑化 ⑨職業訓練体系の整備支援（ビジネス人材育成支援） ³⁵ ⑩日本語カリキュラム・テスト作成（指導ノウハウ提供）等		来日前と同一
	対企業	②人材マッチング⑮送出国の技術・スキルレベルの紹介		②民間連携事業による帰国後の継続雇用の受け皿づくり支援
	対外国人材	①地域の魅力発信 ⑮在留資格・制度に関する正確な情報提供		②他の在留資格に対応するための補完的な職業訓練・日本語教育の提供
	対地方公共 地域社会	②県市との「草の根技術協力事業」による連携		②県市との「草の根技術協力事業」による連携（帰国後の雇用の受け皿づくり）
国 内 事 業	対外国人材		※⑥多言語対応 ※⑦日本語・技術・生活習慣等の問題発生時の支援（地方公共団体経由）	②自国での技能向上のためのフォローアップ ⑮帰国者ネットワーク形成支援
	対地方公共団体・地域社会（含企業）	※③人材受入体制構築 ※⑧多文化共生に対する意識向上支援（地方公共団体経由）	※⑦多文化共生に関する相談窓口（地方公共団体経由） ※⑤多様な情報伝達ルート・手段の確保 ⑩日系人向けに作成した日本語教材の提供、指導ノウハウの共有 ※⑬技能実習生、就労外国人の実態の把握 ※⑭交流や開発教育を通じた地域社会との接点づくり	②民間連携事業等を通じた企業進出の支援（民間のみ）
				※⑫県内留学生の県内での就職先確保 ⑨国際経験の豊かな人材・異文化理解ノウハウの提供（JICA 海外協力隊経験者の活用、可能な支援メニューの提示） ※⑰地域での外国人支援の担い手育成（日本語指導ボランティア等を含む）

①～⑮：5章に記載した「課題」に付番された番号に対応。本表には「区分」に応じ、実施が想定される支援内容の概略を記載した。※：一義的に地方公共団体や受入れ事業者が行う支援（JICAの役割は限定的）

出典：各所への聞き取りをもとに調査団作成

³⁵ JICAにおける先行事例として、9カ所の日本人材開発センター（通称：日本センター）において、ビジネスコース、日本語コースが実施されている。

7.2 外国人材の来日前に実施すべき支援の内容

7.2.1 在外事業として実施すべき支援

(1) 送り出し国政府を対象とする支援（課題③への対応）

近年、技能実習制度を通じて受け入れた外国人材に対する労働基準法違反や人権侵害に対する世論は厳しさを増している。雇用主や取引先の法令遵守は当然のこととして、サプライチェーンに関わる取引先企業も「ビジネスと人権原則」に基づいて、その社会的責任が問われる事案も増えている。また、送り出し国側の関係機関が果たすべき責任も不十分な事例も明らかになり、技能実習制度に対する風当りは厳しいものとなっている。

外国人材を送り出す各国政府において、日本の技能実習制度に対する理解とその評価は様々である。このことは、送り出し各国における運用が、本来日本側が意図した途上国への技術移転という制度設計の根本とのあいだに乖離が生じ、運用上の問題が生じる理由の一つとも考えられる。例えば、複数国で顕在化する送り出しビジネスに関わる仲介業者が、技能実習生に対し高額な手数料を徴収するなど、外国人材の福祉や保護に逆行する商慣行がある。技能実習は、一部の国で労働力輸出の機会と理解されており、重要な外貨獲得手段とされている。また別の国では、技術移転の手段として実習生の経験者の組織が存在し、一部は起業家・事業家として成功を収めている例がみられるなど、本来意図した運用がされている国もある。また、出国する自国人向けのデータベース整備、出国・帰国時のオリエンテーションや、滞在中の傷害保険を整備する国など、自国民の安全確保や福祉向上に取り組む国もある³⁶。

このような状況を是正するため、JICA の在外事務所や本部の主管部署は人材の送り出し国政府に対する技術協力や対話を通じ改善を促すことが必要と考えられる。一例として、被害者が通報することのできるホットライン³⁷開設などの支援を行い技能実習制度の透明化、健全化を図ることが期待される。本来、これらは送り出し国政府が取り組むべき事業であるが、JICA 本部や在外事務所が、専門家派遣や技術協力プロジェクトの実施を通じた支援を行うことが望まれる。また、一部の国において整備が進んでいる、出国した自国の人材の所在確認のための公的なデータベース構築³⁸を支援することを通じ、彼らの福祉や権利を守る取り組みに寄与することも、JICA 本部や在外事務所は検討すべきと考える。

³⁶ 例えばフィリピン、バングラデシュ。いずれも海外労働に出ている自国人のデータベースを保有、送り出し時の研修機会の提供、労災保険、帰国時の受け入れ研修などを実施している。また、両国は送り出しに必要な費用（日本語研修、技能習得など）は、受け入れ事業者負担となっており、外国人材の負担は実質的にないなど、各国の制度は大きく異なっている（他方、一部の国では実質的にブローカーが介在する状態が野放しの状態となっている）。

³⁷ 人材送り出し制度に関して、不当な手数料を徴収するなど、現地の法令等で規制されている非違行為や違法行為などについて、送り出し国政府により設置すべき、通報窓口を設置を想定する。技術協力の枠組みで設置を支援することを想定する（我が国においても、通報窓口が OTIT（外国人技能実習機構）内に設置されている）

³⁸ データベース構築について承前

(2) 送り出し機関・訓練機関等を対象とする支援（課題①、③、⑨と⑩への対応）

送り出し機関や訓練機関等へは幅広い支援の必要性が考えられる。まず、中長期的な取り組みとして、JICA の在外事務所や関係するポータルサイトの整備を通じ、東北各県の風土や地方企業の魅力などの情報発信を検討すべきである（課題①）。東北の気候・風土、生活費が安価であることなどの理解を通じ、東北地域での就職を希望する人材の人数を広げることは、日本が就職先として認知されるために重要なことと考える。

送り出し国政府への支援を通じ各機関等が法令を遵守すること（課題③）を支援することが求められる。また、一定期間日本で就労した外国人材が、帰国した後、再度国外に出ていく際に、補完的な教育機会を提供することができ、国内・国外でより恵まれた就職先を見つけることが可能となる。

そのための取り組みとして、日本センターや、現地政府などが運営する職業訓練機関等において、技能実習生の送り出し機関の教育・訓練を補完する支援（日本の資格認定制度を念頭においた人材育成支援等）を行う。具体的には、JICA が各国に設置する日本センターや協力関係にある先方政府の研修機関・職業訓練機関等との提携を強化して、中核的な産業人材育成プログラムへの支援を行う。

なお、多くの国で送り出し機関と訓練機関は実質的に親しい組織が運営している実態がある。そのため、特に優良な送り出し機関・訓練機関をモニターすることが重要と考えられ、JICA としても前節 (1) で提案した技術協力を通じで構築された新しい制度や措置の活用などを現地政府に提案することが考えられる。また、日本語教育は、国際交流基金との業務分担を図り、JICA の日系研修を通じた、日系社会に対する日本語やビジネスマナー等の講座開設、カリキュラムやテストの作成、講師派遣等の支援を行うことが考えられる。

(3) 企業を対象とする支援（課題②、⑮への対応）

日本への就職を希望する外国人材と（高度）外国人材の採用を希望する企業参加による、採用マッチングイベントの開催を検討すべきである。開発途上国でも民間企業が同様のマッチングイベントに参入済であることから、JICA が実施する場合は、東北各県地方公共団体の商工会や商工担当部局との公的な協力を図ることが望ましい。これら地方公共団体や関係機関が窓口になり、外国人採用を希望する企業の取りまとめを行う。JICA は、採用希望企業に対し、当該国の技術者の技術レベルなどに関する情報提供を行う。一方、外国人材は、採用を希望する企業の立地する地域に関し十分な情報を持たないことから、県や複数の地方公共団体が、その地域のプロモーションを行い、企業と人材双方に資する有益な情報を提供することができる。

なお、来日し企業で活動した外国人材が、帰国後も該当企業の海外展開を現地で担うことができれば、双方ともに望ましい姿となる。例として、宮城県の（株）菅原工業を紹介する。同社は、JICA 民間連携事業（6-3-4（第6章）参照）を活用して、インドネシアでの自社の海外事業展開を担う外国人材育成をめざす企業である（図 11）。



インドネシア国：アスファルト・コンクリート廃棄物を活用した循環型舗装技術の導入に関する案件化調査（C：人材開発・供給型）

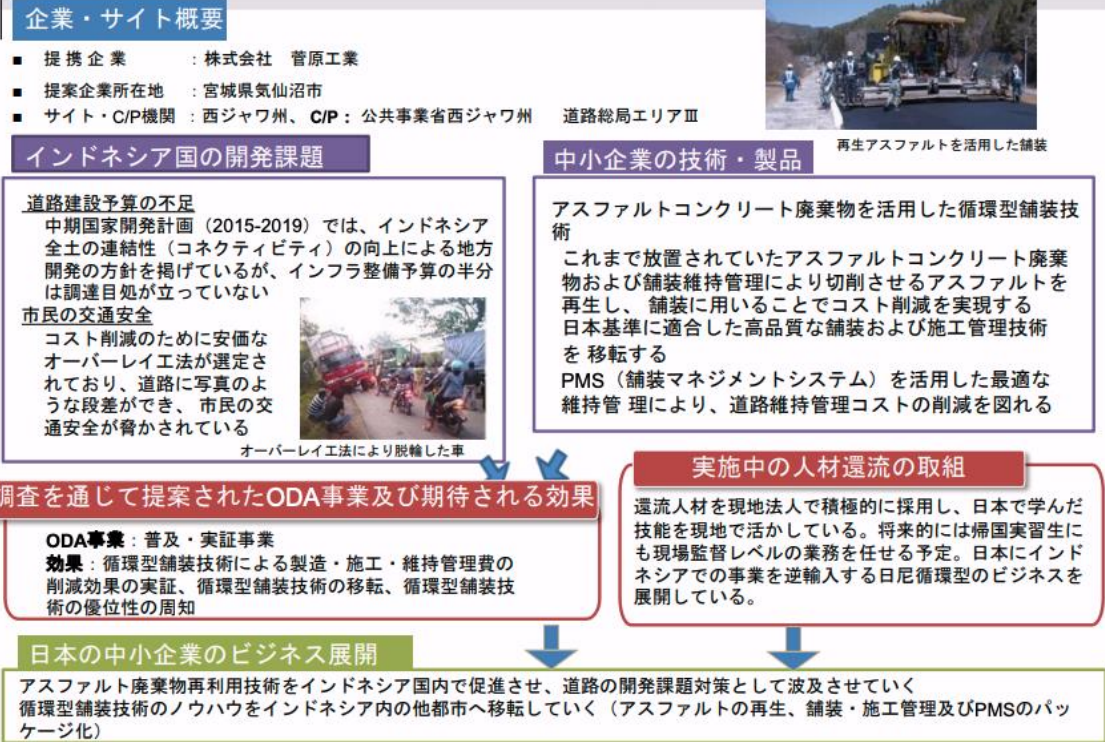


図 11 還流人材の活用事例：民間連携事業採択案件（気仙沼市 菅原工業）

(4) 外国人材を対象とする支援（課題①、⑮への対応）

JICA 本部や在外事務所による前節 (2) 在外事務所や日本センターでの活動の場や (3) に挙げた採用マッチングイベント等の機会を活用し、日本での就労を考える外国人に対し、就労可能な在留資格・制度に関する正確な情報提供を行うことができる。特に日本独自の在留資格制度や、それに基づく特定技能や技能実習制度への正確な情報を伝えることが重要である。その際には、各国の言語による解説動画やパンフレット（出入国在留管理庁等が作成したもの）を利用し、来日前の希望者に対し、正確かつ効果的な情報提供を行うことが望まれる。また、⑮に示す帰国者ネットワークへの支援は、帰国前の外国人材への情報提供など、国内拠点が一部を担うことが可能と考えられる。

(5) 地方公共団体・地域社会を対象とする支援（課題②への対応）

県や市と協働で行う草の根技術協力事業は、地方活性化や地域の課題の解決に有益なスキームと考えられる。このスキームの活用は、競争力の強化によって地域の産業立地としての魅力をかめたり、外国人材帰国後の就職の受け皿づくりを促進したりすることなど多面的な効果が期待される。

我が国の地方公共団体には、介護等の特定の産業セクターへの人材確保支援のため、外国人材に対する奨学金制度を整備している地方公共団体がある。参考例として、東北6県の介護人材確保にかかる補助制度を取りまとめた（添付資料 3. 訪問先リスト）。例えば神奈川県横浜市は、2025年には市内で約8,500人の介護人材の不足が見込まれるため、新たな介護人材の確保と将来の介護人材育成に直接乗り出している。同市は、介護人材確保のため海外からの介護人材の受入れ推進のため、ベトナム国フエ県ドンア大学と提携し、同大学の看護学生や卒業生等を対象とした、日本語等の渡航前研修を実施している³⁹（図12）。同市の取り組みは、地方公共団体が送り出し国側に働きかけ安定的な人材確保を支援する取り組みとして注目に値する。

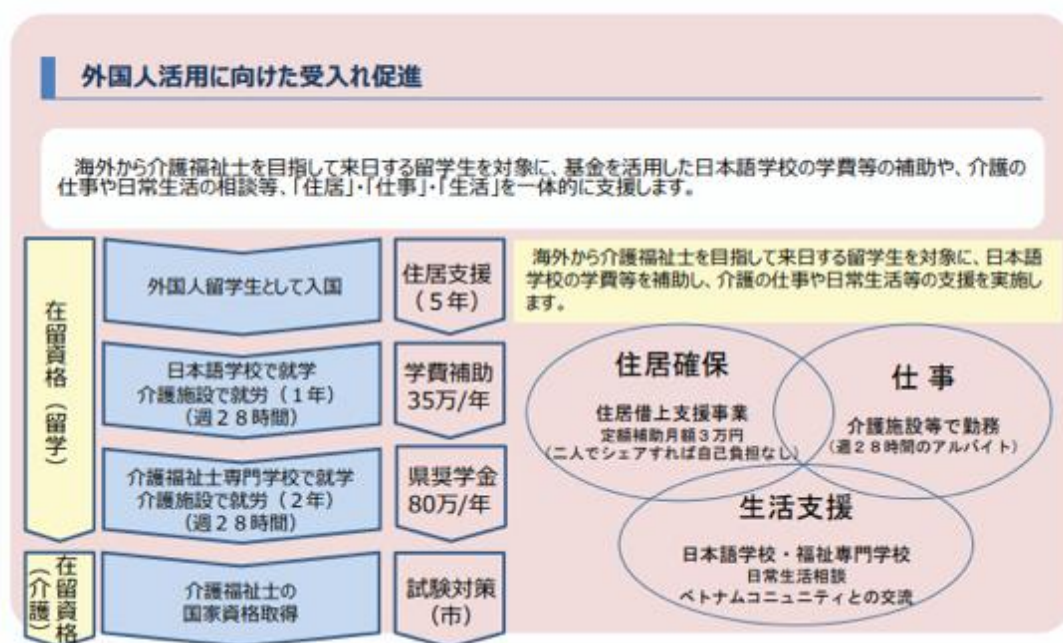


図12 介護分野の人材確保策（横浜市の事例）

本調査の提案として、一般に、優秀な人材確保を安定的に行うことは、どの事業者にも切実な問題で同市の取り組みは送り出し国側の事情・制度への情報は仲介する諸機関に依存している。

一般に、優秀な人材確保を安定的に得ることは、どの事業者にとっても切実な問題であるが、送り出し国側の事情・制度に関する情報は仲介する諸機関に依存しているため、常に不安感を拭えない状況にある。

本調査は、上記の横浜市での事例のような国内での外国人材受け入れにともなう支援を補完・促進するための取り組みとして、JICAの草の根技術協力事業の活用による人材送り出しに対する支援を提案する。この提案には、JICAが実施・検討しているモンゴル日本人材開発センター(MOJC)の制度活用が参考となる。近年モンゴルでは、介護分野の技能実習生の送り出しが開始され、日本語能力強化に対する需要が高まっている。MOJCは、送出機関の依頼を受けて技能実習候補生

³⁹ 横浜市健康福祉局高齢健康福祉課。「海外からの介護人材の受入を推進するため、ベトナムのドンア大学で「訪日前日本語等研修」を実施」 URL= <https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/press/kenko/2019/0716dongahounichimae.html>

への渡日前日本語教育を実施している⁴⁰。このコースでは、国際交流基金（JF）から MOJC に派遣されている日本語専門家により、介護士育成のための特別カリキュラムを開発し、短期間に日本語の基礎を築くとともに、介護現場に即した表現を学べるよう工夫した日本語習得のための授業を実施している。従来から MOJC で指導されている、「文化日本語講座」と併せて履修することにより、介護に必要なレベルの日本語能力に加えて日本文化も習得することができる。

本調査における提案は、県が窓口となり JICA の草の根技術協力事業を活用して、上記の日本センターの施策の活用も組み込み、現地の大学などの教育訓練機関と、日本の各県の介護福祉学校や人手不足に悩む介護事業者などと提携し、人材育成を図ることである。事業の基本的な流れは以下で、その概要を図 13「草の根技術協力事業を活用した介護人材の育成事業（案）」に示す（なお、本案は実際に草の根技術協力事業に応募採択された事例ではない）。

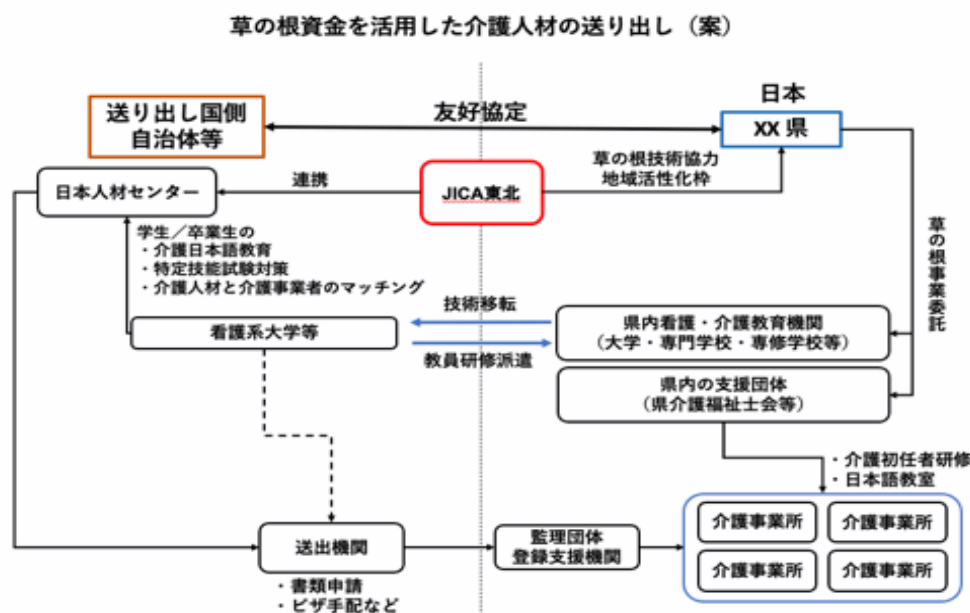


図 13 草の根技術協力事業を活用した介護人材の育成事業（案）

より詳細に述べると、地方公共団体は、草の根技術協力事業・地域活性化枠に採択された後、県内の教育・訓練機関に事業を委託する体制をとる。草の根技術協力事業・地域活性化枠では、現地の看護系大学等に対して日本の技術移転を行うことが主目的であるが、その一環として、同大学が教員などを日本の教育機関に送り研修などを行うことができる。こうしたスキームを活用

⁴⁰ モンゴル日本人材開発センター。「介護士をめざすモンゴルの若き看護師たち：日本センターの介護技能実習候補生への日本語教育」。URL= <https://mongol-japan-center.tumblr.com/post/178398723913/> %E4%BB%8B%E8%AD%B7%E5%A3%AB%E3%82%92%E3%82%81%E3%81%96%E3%81%99%E3%83%A2%E3%83%B3%E3%82%B4%E3%83%AB%E3%81%AE%E8%8B%A5%E3%81%8D%E7%9C%8B%E8%AD%B7%E5%B8%AB%E3%81%9F%E3%81%A1%E6%97%A5%E6%9C%AC%E3%82%BB%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%81%AE%E4%BB%8B%E8%AD%B7%E6%8A%80%E8%83%BD%E5%AE%9F%E7%BF%92%E5%80%99%E8%A3%9C%E7%94%9F%E3%81%B8%E3%81%AE%E6%97%A5%E6%9C%AC%E8%AA%9E%E6%95%99%E8%82%B2

して育成された現地の看護系大学の教員は、介護分野の日本での就学・就労を希望する学生の教育活動を行い、現地においては、人材育成の一環として、送出機関を通じて、日本での介護人材として活躍する能力を身に付けていく（草の根技術協力事業・地域活性化枠の目的や実施期間によっては、草の根技術協力事業の一環として日本での研修なども行う）。その後、正式に日本側で採用され、受け入れられた人材に対する支援策は、図 12 に示す横浜市が実施する受け入れ後の経済的な支援と類似した支援を地方公共団体などが実施することを提案する。

なお、参考資料として表 30 に、介護分野での「草の根技術協力（地域活性化特別枠・地域経済活性化特別枠）の実績」を示す（必ずしも上記、図 13 の内容にそった活動をしている訳ではない）。

表 30 草の根技術協力（地域活性化特別枠・地域経済活性化特別枠）実績

採択年度	国名	案件名	提案地方公共団体	実施団体	担当機関
2017 年度／ 2018 年度	ブラジル	サンパウロ市における音楽リハビリを活用した介護予防モデル構築	宮城県 (8000020040002)	株式会社ゆらり ズム (370001020122)	JICA 東北
2016 年度	フィリピン（実施中）	タルラック州カパス町における高齢者介護予防の普及と体制の構築	岡山県加賀郡吉備中央町 (5000020336815)	社会福祉法人もたらろう会 (5260005002614)	JICA 中国
2015 年度／ 2016 年度	タイ（終了）	バンコク都における介護予防推進プロジェクト	福岡県 (6000020400009)	麻生教育サービス株式会社 (4290001017564)	JICA 九州
2013 年度	フィリピン（終了）	タルラック州カパス町における高齢者介護予防の意識向上事業	吉備中央町	社会福祉法人もたらろう会	JICA 中国

7.2.2 国内事業として実施すべき支援

(1) 外国人材を対象とする支援

渡航前の外国人材に対する支援は、送り出し国の諸機関（例えば日本語学校や、送り出し機関等）が行うため、JICA が国内事業として実施する項目は見当たらない。

(2) 民間企業を含む地域社会と地方公共団体を対象とする支援（課題③、⑧に対応）

外国人材受入れは、一義的に地方公共団体や企業を含む地域社会が主導的に行うものとされている。外国人を採用することを検討する地域（企業等）では、受入側の地域社会や職場で、日本人と外国人がともに働くこととなる。例えば、聞き取り調査で得られた職場の声には、「外国人従業員への接し方が分からない」、「ともに働いているが、ささいなところで、仕事も人間関係もうまくいかないことがある」などの課題も明らかになっている。調査対象企業の多くも、人間関係の摩擦を経験しながら外国人材の受入を行っているなど、どのような組織でも類似の経験を有している。しかし、実際に外国人材を受け入れる企業において、海外における生活体験や異文化理解の経験を持つ人材は限られている。そのため、JICA が有する国際経験の豊かな人材等（例えば、JICA 海外協力隊経験者等）を派遣するなど、外国人材を受入れようとする地方公共団体や地域社会（含企業）が異文化対応能力を高める受入前研修（事前研修）の機会を提供することを提案する。

外国人を受け入れる地域社会や企業でも、日本人と外国人とが、相互に理解し、歩み寄ることが重要である。それを可能とするのが、相互の文化と様々な慣習に違いがあることを理解することである。JICA はこれまで海外に拠点を多数おいて様々なプロジェクトを実施してきた豊富な経験を有しており、このような研修機会を JICA の人材リソースを使って提供することが可能である。

7.3 外国人材の日本滞在中に実施すべき支援

7.3.1 在外事業として実施すべき支援

外国人材が日本滞在中に提供される支援のため、JICA が在外事業として行うべき項目は特段みあたらない。

7.3.2 国内事業として実施すべき支援

(1) 地方公共団体・地域社会を対象とする支援（課題⑤、⑥、⑦、⑩、⑬、⑭への対応）

平常時の支援ニーズに基づく地方公共団体からの要望は本調査のヒアリング範囲ではほとんど把握できなかった。おそらく、平常時は受け入れ事業者、県や市の関連団体（国際化協会等）、出身国在留者ネットワークや近隣住民の対応で生活上の諸問題はほぼ解決されてきたため、また、JICA による外国人材・共生への取り組みが周知されていないため、JICA への具体的な要望が挙げられなかったものと思われる。一方、特に、非常時・緊急時に地方公共団体や他の関連団体（国

際化協会等)の対応に関しては、特に特殊言語による、医療・診療時の通訳確保の問題、災害時の速やかな情報共有など、現在の体制では十分ではないので、JICAによる貢献が期待されている。JICAとしては、非常時の多言語対応強化のための要員に、JICA 海外協力隊経験者を紹介することに加え、要請に基づいて、JICA 海外協力隊経験者を短期ボランティアとしても派遣できる仕組み導入の検討も一案である。

なお、JICA 海外協力隊経験者活用に対する期待は高いものの、実際の地方公共団体での活用に踏み出すには、各県に配置されている国際協力推進員を通じ、人材紹介によるマッチングと JICA が運営している人材求人サイト (PARTNERS) の利用による採用の 2 つの方法の説明を行い、どちらかの方法をとることとなる。また、採用する団体等のニーズ (職務や必要とされる能力) を正確に把握し、適切な候補者に情報を伝えるなど、適材適所の人材活用へのサポートが求められる。

また、今後、本調査ではヒアリングを行っていない、外国人住民ネットワーク、外国人支援団体、町内会等が行う防災などの非常時への準備活動 (災害リスク・避難プランの周知や避難訓練の実施など) などのコミュニティレベルの活動への JICA による貢献ニーズと支援の可能性を探る余地があると考えられる。

7.4 外国人材の帰国後に実施すべき支援

7.4.1 在外事業として実施すべき支援

(1) 送り出し国政府を対象とする支援 (課題②、③への対応)

帰国者への聞き取りから、来日前の手続きに関する課題と改善のための提案をまとめ、政策対話や技術協力などを通じて、人材送り出しに関わる法制度や、監視の役割の強化をさらに効果的に支援することが期待される。また、帰国した外国人材への再定着 (帰国後に再度母国の社会に再定住するための生活支援)、再就職支援、再教育⁴¹、起業支援などが、制度化されていない、または不十分である場合には、これらの分野へ JICA が支援可能かどうかも要検討である。帰国後の支援を通じて、帰国した人材とのコミュニケーションと信頼関係を保つことが可能となり、継続的に優秀な人材を将来にわたり確保することや、帰国後の起業支援と、後述 (3) に示すような東北企業の海外展開に結びつけ、双方の地域振興に貢献する効果が期待される。

(2) 送り出し機関・訓練機関等を対象とする支援 (課題①、③、⑨、⑩への対応)

来日前と同じく、JICA 海外事務所、日本センター等の活動を通じた、幅広い支援が考えられる。

(3) 東北地方の企業を対象とする支援 (課題②への対応)

まずは、東北の企業による民間連携事業を通じた海外展開により、外国人材が日本で学んだ知識や技術で生計を立てる受け皿を作ることが考えられる。現在、進出した日本企業がまず求める、

⁴¹ 再教育訓練は、現在の職種では就職が難しいため、他の職種に就職 (転換) するために必要な職業能力を習得させるための教育を指す。

工場や事務所の立上げやマネージメントができる人材と、主に技術者・専門職である外国人材との間にギャップが存在し、今後、後述(4)の追加研修を行うこと等で解決すべき点である。一方、技能実習の経験をもつ外国人材が日本で経験の糧に母国で起業し成功する事例も存在している。JICAとしては日本で経験を積んだ外国人材による起業を含む母国の地域振興支援と東北企業の海外展開を結びつけ、さらには、国内での新たな外国人材の雇用も生み出すビジネスモデル(還流モデル)を図る案件を発掘し、支援することが望ましい。

(4) 外国人材を対象とする支援(課題②への対応)

多くの外国人材は、機会があれば、日本で学んだ知識・技能を活かして母国で起業、または、国外でさらに良い条件で就労したいと考えている。母国で起業する意思のある優秀な外国人材は、企業がその国への海外展開を行う際の人材やパートナーとして活用することが考えられるが、前述(3)のとおり、事業の立上げやマネージメントについての知識が十分ではないことがある。また、国外での就労は多くの開発途上地域において重要な外貨獲得の手段とみられており、多くの途上国政府が奨励している。過去の調査の知見でも、帰国後に再度国外に出稼ぎのために渡航するケースは少なくない。

そこで、外国人材が母国で起業するため、または良い条件で再度国外において就業するために必要なスキルアップを目的とした補完研修の実施への支援が望まれる(前述(3)の海外展開する東北の企業の現地または国内スタッフとしての就業が望ましい)。

(5) 地方公共団体・地域社会を対象とする支援(課題②への対応)

来日前と同様に、帰国後も草の根技術協力事業の活用を提案する。特に外国人材が日本で習得した知識や技術を母国で生かす受け皿づくりとしても有望と考えられる(7.2.1(5)参照)。

7.4.2 国内事業として実施すべき支援

(1) 外国人材を対象とする支援(課題②・⑮への対応)

技能実習は、制度が硬直的で習得できる技能・技術には、実習計画で承認された範囲に限られる。一方、海外に進出した(あるいは、進出を希望する)日系企業が求める人材像は、日本語や日本文化への知見・経験のみならず、中核的なリーダーとしてある程度複数のしごとができる人材である。この点が、給与レベルへの期待と並び、帰国後の人材が日系企業に採用されない理由の一つとなっている。帰国後の自国でのステップアップのため、例えばPC操作(エクセル)を学ぶなど、技能を向上するフォローアップ研修の機会が与えられれば、就職の機会の幅が広がると考えられる。

(2) 地方公共団体・地域社会を対象とする支援(課題②への対応)

民間連携事業等を活用して、地元企業の海外進出を支援する取り組みを継続する。特に人材還流に資する企業へ継続的に支援をすることが望ましい。

(3) 東北地方の企業を対象とする支援（課題②への対応）

長期間家族とともに在留した外国人材の東北地方または東北企業への定着には、優秀な人材を求める他国や国内の他の地域との競争に勝つための努力が必要である。JICA としては、外国人材のキャリアアップのための企業による活動、例えばマネージメント能力向上の追加研修や東北地方の企業によるキャリアアップセミナー開催への支援を検討できるであろう。

7.5 実施上の留意事項

7.5.1 外国人材受け入れ支援への JICA の強みと可能性

JICA は、開発途上地域で実施してきた技術協力などの ODA 事業で成果をあげ、外国人材を送り出し国の政府や住民から高い認知や信用を得ている。これらの事業実施のために、JICA は多くの在外事務所を有し、多くの職員、専門家、協力隊員などによって開発途上国との人的ネットワーク、現地の文化や制度への高い知見が培われてきた。さらに、JICA は国内にも多数の拠点事務所や研修施設を持つ。JICA には、新たに、外国人材の受け入れや共生への取り組みを支援するに際し、こうした日本国内外に有する豊富な拠点・施設や人的・知的資源を動員、することができる。

7.5.2 支援実施上の留意点

(1) JICA による貢献・支援メニューの地方公共団体への周知

本調査を通じ、特に財政規模の小さな地方公共団体では、外国人材との共生に係る政策の必要性は認識しているものの、課題の多くは、受け入れ事業者が対応すべきとし、政策上の優先事項に挙げるまでには至っていないことが判明した。そのため、現状では、専従の職員を配置している地方公共団体はまだ限られている。また、他の地方公共団体等による多文化共生に関する取り組み事例や、JICA が提供することのできる支援（人材活用や案件形成等）についても十分な情報を有していない。

今後、JICA が外国人材受け入れと共生を支援していくために、地方公共団体との連携を強化するには、JICA が外国人材受け入れと共生に積極的に貢献すること、そして、提供可能なサービスを具体的な事例と合わせて説明し、周知させていくことが望ましい。

地方公共団体への周知を進める具体策としては、地方公共団体、特に商工関係部署の担当者を対象としたセミナー等を開くほか、JICA の草の根技術協力事業や民間連携スキーム、JICA 海外協力隊経験者人材の活用などの地方公共団体向け支援メニューを集めたポータルサイトを、JICA の Web ページ上に設置することを検討することが望ましい。

(2) 民間連携スキームの強化

現在の JICA の中小企業・SDGs ビジネス支援事業（案件化調査、普及・実証ビジネス化事業）においては、自社の海外展開と対象国への貢献の実現のため、外国人材の受入れと帰国後の活躍

ができる提案内容の案件であることは、公示採択時の評価項目のひとつとされている。東北地方は、他の地域に比べて外国人材の活用はまだ途上にあるが、海外展開を検討している企業に、外国人材を積極的に採用・活用し、人材を還流させる仕組み導入を検討する機会を与える本スキームは、今後もさらに広く周知されることが必要と考えられる。

(3) 地方公共団体の経済部局との連携強化の必要性

多くの地方公共団体における国際化政策では、姉妹都市締結や JET プログラムなどを通じた国際交流、地方公共団体職員の協力交流事業、地域に在留する外国人への公的サービス提供の充実などによる多文化共生サポート、の以上 3 分野を主たる業務として取り扱って来た⁴²。現在、JICA の国内拠点（事務所）が地方公共団体と協力、提携する場合の主要窓口も、これらの国際交流事業や国際理解教育・多文化共生を所掌とする部局（例えば国際課などや、地方公共団体からそれら事業の実施を受託している国際交流協会）である。本調査で明らかになったことは、JICA が今後、地方公共団体と連携して外国人材受け入れと共生への支援を行う場合には、従来から協力関係にある現行窓口の国際課や国際交流協会等を今後も重視していくことに加え、外国人材の受け入れ事業者（民間企業等）を含む商工業や農林水産業を所掌する経済部局（例えば商工課など）との連携を図ることもまた必要である、ということである。その対応の一例として、JICA 東北は、2018 年 8 月に福島県郡山市との間に協定を締結し、同市役所内に JICA 郡山デスクを設置、国際協力推進員を配置して、民間企業が ODA を活用して海外展開する際の支援や地方公共団体等の国際協力事業を実施する際の支援等を通じた地場産業振興、地域活性化・国際化推進の受付窓口を担っている。

(4) 地方公共団体の意思決定や他の交付金・補助金制度への配慮

本調査が提案する JICA による支援メニューの実施の際には、県や基礎自治体（市町村）の内部調整や意思決定の制度を十分理解し尊重する必要がある。前段（3）で触れたように、外国人材の受け入れと共生の推進には、地域の国際化・国際理解活動だけではなく、市民サービスの充実、文化・教育事業、あるいは地域の産業振興などの事業を所掌する多くの部局が関わる必要がある。そのため、実施決定や予算配分手続も複雑で時間を要する。また、各支援案件については、JICA による支援を検討する前に、他の省庁や地方公共団体による交付金や補助制度による支援対象となるかどうか、確認と調整を行い、各支援制度との効果的な役割分担と予算の有効活用への配慮も必要である。

(5) 国際協力推進員のさらなる活用

JICA が今後外国人材受け入れと共生への支援を進めて行くためには、「国際協力推進員」と新たに配属された「国際協力推進員（外国人材・共生）」（以下、推進員）の役割強化が求められる。上述のように、地方公共団体との協力や連携の幅を文化・国際交流関連部局から商工部局に拡大することも、その一つである。商工部局と協力することにより、外国人材の受け入れや活用

⁴² 総務省. 地域力の想像・地方の再生. URL= https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/index.html

に積極的な分野の民間企業や業界団体へ、JICA による取り組みや支援メニューの説明と周知が容易となることが考えられる。想定される業界は、現在、東北地方で主な受け入れ先である、繊維・衣服関連、農林水産業などに加えて、介護、自動車修理業などがある。特に、今後、高齢化社会の中で需要が確実に高まり、かつ他の地域との競争も激化する介護人材の確保に関しては、各県とも様々な支援策（事業者向け補助金、介護学生向け奨学金や学生ローン）を整備・充実しつつある。これら、地方公共団体が提供する既存の支援制度と、JICA の支援メニューとの連携強化により、外国人材受け入れと共生支援案件の発掘と事業化促進が必要となる。その実現のため、JICA 東北の事業担当者、地方公共団体担当者、民間事業者のさらなる連携強化のため、これら関係者間の調整役としての役割を、推進員が果たすことが期待されている。

以上

添付資料

1. 使用した統計資料
2. 質問票
3. ヒアリング先リスト

添付資料 1. 使用した統計資料

日本銀行仙台支店. 経済のうごき. 2020 年 9 月 18 日

URL= https://www3.boj.or.jp/sendai/_userdata/siryou/2020/bun2009.pdf

岩手県多文化共生推進プラン（2020～2024）URL=

https://www.pref.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/025/446/soan3.pdf

第 3 期宮城県多文化共生社会推進計画

URL= <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ftp-kokusai/thirdplan-multi.html>

在留外国人統計（旧登録外国人統計）

URL= [https://www.e-stat.go.jp/stat-](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20200&month=12040606&tclass1=000001060399)

[search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20200&month=12040606&tclass1=000001060399](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00250012&tstat=000001018034&cycle=1&year=20200&month=12040606&tclass1=000001060399)

厚生労働省 外国人雇用状況の届出状況について（報道発表）

URL= https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/gaikokujin-koyou/06.html

厚生労働省 「外国人雇用状況」の届出状況のまとめ

（本文中利用した統計は、該当年の各地労働局 HP から入手）

青森労働局 URL= <https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>

岩手労働局 URL= <https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/home.html>

宮城労働局 URL= <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1.html>

秋田労働局 URL= <https://jsite.mhlw.go.jp/akita-roudoukyoku/home.html>

山形労働局 URL= <https://jsite.mhlw.go.jp/yamagata-roudoukyoku/home.html>

福島労働局 URL= <https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/home.html>

県別の域内総生産（RGDP）

内閣府 県民経済計算

URL= https://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html

独立行政法人国際協力機構（JICA）
東北における外国人材の現状・課題等に関する調査
質問票

<本調査の目的>

東北 6 県（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）では少子高齢化の影響を受け、地域の中小企業を中心に人材不足は深刻な状況にあり、これを補う人手として外国人材の受入は必要不可欠な状況にあります。2019 年 4 月「改正出入国管理法」の施行により、人材確保が困難な 14 の特定産業分野において、在留資格「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。外国人材の受入れについては、これまで、技能実習生を中心に制度、送出国、受入企業など様々な側面から課題が指摘されています。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は国内外の人的・組織的ネットワークを活かし、東北 6 県の関係機関と連携して外国人材の課題解決及び活用への寄与することを期待されています。また、地域の外国人材受入れや共生に関する現状・課題の多くは、非常に多様でそのすべてを十分に把握することは容易なことではないと認識しています。

<主要な調査項目>

このような状況のもと、外国人材に関する各県や基礎自治体における現状や、将来発生しうる課題等について、正確に把握し、外国人材受入と多文化共生の促進を図るための連携先を検討するとともに、既存の制度の枠組みにとらわれることなく、JICA の支援・貢献メニューを検討することを目的に本調査を実施しています。

<本調査の利用先>

国際協力機構（JICA）における検討資料として実施しています。調査結果の利用にあたり、個人情報の取扱には十分配慮して行います。

<お尋ねする組織・機関>

- （東北 6 県）県庁の関係部署（国際化担当、あるいは商工担当部署等）
- 市町村
- 各地域の国際化協会、国際交流協会等
- 民間企業等

<ヒアリング項目一覧>

調査項目 1 現時点で居住している外国人について

- ① 現在、居住している外国人の在留資格、国籍、単身か家族帯同か（人数をご記入ください）
- ② 外国人材の現状
- ③ 外国人の就労にあたっての課題

調査項目 2 多文化共生社会推進の取り組みについて

- ① 多文化共生に取り組み始められた年
- ② 近年開始した新たな取り組み
- ③ 外国人が安心して生活できるために行われている取組
- ④ 外国人住民支援にあたって特に配慮している事項
- ⑤ 多文化共生社会推進・外国人住民の支援にあたって協力している外部の組織・団体
- ⑥ 多文化共生社会推進にあたっての課題
- ⑦ 多文化共生社会推進にあたって「今後、政府、県などの公的機関や業界団体など外部の組織・団体」に期待する役割

添付資料 2. 質問表（自治体・国際協力協会用）

調査項目 1 現在居住している外国人について

① 現在、貴自治体に居住（登録）している外国人の在留資格と国籍（男女別の人数をご記入ください。なお性別不明の場合には合計人数をご記入の上「男女合計人数」と欄外にご記入ください。）

	ベトナム		中国		フィリピン		インドネシア		その他（注）	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
技能実習										
資格外活動										
留学										
上記以外										
専門的・技術的分野の在留資格										
技術・人文										
知識・国際										
上記以外										
身分に基づく在留資格										
永住者										
日本人の配偶者										
永住者の配偶者										
定住者										
特定活動										
不明										

（注）「その他」の場合には、国籍を欄外にご記入ください。

② 貴自治体に就労している外国人について教えてください。主要な業種につきまして、該当するところに☑をご記入ください。

	既に外国人が就労している分野	外国人を受け入れたいという相談があった分野	今後外国人材が必要となってくるであろう分野	特徴的・先進的な取組を行っている企業・団体等があれば教えてください。
① 農業関係				
耕種農業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
畜産農業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				

添付資料 2. 質問表（自治体・国際協力協会用）

	既に外国人が就労 している分野	外国人を受け入れ たいという相談があ った分野	今後外国人材が必 要となってくるであ ろう分野	特徴的・先進的な 取組を行っている企 業・団体等があれば 教えてください。
② 漁業関係				
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				
③ 建設関係				
とび	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
鉄筋施行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
型枠施行	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
()				
現在の課題				
今後予想される課題				
④ 食品製造関係				
食鳥処理加工業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
加熱性水産加工 食品製造業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
非加熱性水産加 工 食品製造業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
そう菜製造業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				
⑤ 繊維・衣服関係				
婦人子供服製造	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				
⑥ 機械・金属関係				
電子機器組立て	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

添付資料 2. 質問表（自治体・国際協力協会用）

	既に外国人が就労している分野	外国人を受け入れたいという相談があった分野	今後外国人材が必要となってくるであろう分野	特徴的・先進的な取組を行っている企業・団体等があれば教えてください。
機械加工	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				
⑦ その他				
プラスチック成形	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
溶接	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
塗装	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
()				
現在の課題				
今後予想される課題				
⑧ 情報通信業				
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				
⑨ 卸売業、小売業				
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				
⑩ 宿泊業、飲食サービス業				
飲食サービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
宿泊	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				
⑪ 教育、学習支援業				

添付資料 2. 質問表（自治体・国際協力協会用）

	既に外国人が就労している分野	外国人を受け入れたいという相談があった分野	今後外国人材が必要となってくるであろう分野	特徴的・先進的な取組を行っている企業・団体等があれば教えてください。
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				
⑫ 医療、福祉				
介護	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				
⑬ 上記以外				
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
現在の課題				
今後予想される課題				

③ 外国人の就労支援にあたって貴自治体（組織）において取り組まれていること

自由記載欄

④ 外国人の就労にあたって貴自治体（組織）において現在直面している課題を教えてください。

自由記載欄

調査項目 2 多文化共生社会の推進：外国人住民に対する支援の取り組みについて

① 貴自治体では、何年ごろから多文化共生に取り組んでこられましたか？

・ () 年

② 近年（直近、3-4年）でどのような支援の取組をしていますか？代表的なものをご教示ください。

添付資料 2. 質問表（自治体・国際協力協会用）

自由記載欄

③ 外国人が安心して生活できるために行われている支援の取組について、該当するものに☑マークをご記入ください。

	「現在」行っている 取組		「今後」強化したい 取組		連携先名称
	単独	外部と 連携	単独	外部と 連携	
1) 生活の拠点作り支援					
住居の確保（住居の提供）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
住宅の賃貸契約（保証人、敷金、礼金、契約行為支援等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
銀行口座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
携帯電話	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
移動手段の支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
買い物の支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
休暇の過ごし方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上述のサービスについてどのように広報していますか	行政の ホームペ ージ	フェイ ズブック	国際交 流センタ ー	その他	
上記を推進するための政策・予算措置に関するお尋ね					
支援実施の根拠となる事業名					
上記の予算・執行状況等					
2) 日本への適応支援					
日本語の習得	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域交流イベント（祭りなど）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
日本文化の紹介	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
母国文化の紹介	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

添付資料 2. 質問表（自治体・国際協力協会用）

	「現在」行っている 取組		「今後」強化したい 取組		連携先名称
	単独	外部と 連携	単独	外部と 連携	
地域の留学生や国際交流員 などの地元での就職支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上述のサービスについてど のように広報していますか	行政の ホームペ ージ	フェイ ズブック	国際交 流センタ ー	その他	

上記を推進するための政策・予算措置に関するお尋ね

支援実施の根拠となる事業名	
上記の予算・執行状況等	

3) 問題が発生した際の支援

	単独	外部と 連携	単独	外部と 連携	
医療（病気、けが、出産な ど）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
災害時（常時の対策周知な どを含む）における支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
行政手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ビザ更新・変更	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上述のサービスについてど のように広報していますか	行政の ホームペ ージ	フェイ ズブック	国際交 流センタ ー	その他	

上記を推進するための政策・予算措置に関するお尋ね

支援実施の根拠となる事業名	
上記の予算・執行状況等（金額 等）	

4) 家族への支援

	単独	外部と 連携	単独	外部と 連携	
育児、子育て	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
就学	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
語学教育（日本語）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

添付資料 2. 質問表（自治体・国際協力協会用）

	「現在」行っている 取組		「今後」強化したい 取組		連携先名称
	単独	外部と 連携	単独	外部と 連携	
語学教育（母国語）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
子ども同士の交流	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
親同士の交流	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
上述のサービスについてど のように広報していますか	行政の ホームペ ージ	フェイ ズブック	国際交 流センタ ー	その他	

上記を推進するための政策・予算措置に関するお尋ね

支援実施の根拠となる事業 名	
上記の予算・執行状況等（金額 等）	

5) その他の支援

()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
-----	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--

上記を推進するための政策・予算措置に関するお尋ね

支援実施の根拠となる事業名	
上記の予算・執行状況等（金額 等）	

④ 外国人住民支援にあたって特に配慮している事項

(ア) 単身の場合

<ul style="list-style-type: none"> ・ (自由記述) ・ ・
--

(イ) 家族帯同の場合

<ul style="list-style-type: none"> ・ (自由記述) ・

添付資料 2. 質問表（自治体・国際協力協会用）

⑤ 現在、多文化共生社会推進・外国人住民の支援にあたって、貴自治体（組織）が協力している外部の組織・団体について教えてください。

種類	名称	役割
受入組合		
送出機関		
日本語学校 (国内)		
教育機関（大 学等）		
業界団体		
地方自治体		
市民団体 (NPO 等)		
その他		

⑥ 多文化共生社会推進にあたっての課題はなにか教えてください。

(自由記述)

⑦ 多文化共生社会推進にあたって「今後、政府、県などの公的機関や業界団体など外部の組織・団体に期待する役割について教えてください。

→日本国内の外部の組織・団体に期待する役割（組織名称と役割についてご回答ください）

組織名称	期待する役割

→日本国外の外部の組織・団体に期待する役割（組織名称と役割についてご回答ください）

組織名称	期待する役割

独立行政法人国際協力機構（JICA）
東北における外国人材の現状・課題等に関する調査
質問票

<本調査の目的>

東北 6 県（青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島）では少子高齢化の影響を受け、地域の中小企業を中心に人材不足は深刻な状況にあり、これを補う人手として外国人材の受入は必要不可欠な状況にあります。2019 年 4 月「改正出入国管理法」の施行により、人材確保が困難な 14 の特定産業分野において、在留資格「特定技能」での新たな外国人材の受入れが可能となりました。外国人材の受入れについては、これまで、技能実習生を中心に制度、送出国、受入企業など様々な側面から課題が指摘されています。

独立行政法人国際協力機構（JICA）は国内外の人的・組織的ネットワークを活かし、東北 6 県の関係機関と連携して外国人材の課題解決及び活用への寄与することを期待されています。また、地域の外国人材受入れや共生に関する現状・課題の多くは、非常に多様でそのすべてを十分に把握することは容易なことではないと認識しています。

<主要な調査項目>

このような状況のもと、外国人材に関する各県や基礎自治体における現状や、将来発生しうる課題等について、正確に把握し、外国人材受入と多文化共生の促進を図るための連携先を検討するとともに、既存の制度の枠組みにとらわれることなく、JICA の支援・貢献メニューを検討することを目的に本調査を実施しています。

<お尋ねする組織・機関>

- （東北 6 県）県庁の関係部署（国際化担当、あるいは商工担当部署等）
- 市町村
- 各地域の国際化協会、国際交流協会等
- 民間企業等

本調査の結果は、国際協力機構（JICA）が外国人支援を検討する資料として利用いたします。一部公開される場合がありますが、既知の情報を除き、調査先の個人情報、個別の事情等が外部に公表されることはありません。

添付資料 2. 質問表（企業用）

<ヒアリング項目一覧>

調査項目 1 JICA 民間連携事業に関する質問

（この項目は、JICA 民間連携事業採択企業様向けです。該当しない場合は、調査項目 2 にお進みください。）

- ① 実施状況
- ② 現在の状況や事業のインパクト（採択事業の現在の状況について、概略をご説明ください。）
- ③ 今後の見通し
- ④ 外国人材の活用状況（国内・国外）

・

調査項目 2 現時点で受け入れている外国人材について

- ④ 外国人材の受入れを開始した年
- ⑤ 現在、受け入れている外国人材の在留資格、国籍（人数をご記入ください）
- ⑥ 受け入れている外国人材は単身者か家族帯同者か（人数をご記入ください）
- ⑦ 従事している業務の内容
- ⑧ 現状の外国人材の平均在籍期間
- ⑨ 現状の外国人材に依頼している業務の難易度
- ⑩ 外国人材の待遇について特に配慮している事項
- ⑪ 今後期待する外国人材へのニーズ

調査項目 3 外国人材の受入支援の取り組みについて

- ① 外国人材を円滑に受け入れるために貴社で行われている取組
- ② 現在、外国人材の受入にあたって協力している外部の組織・団体
- ③ 外国人材を円滑に受け入れるために「今後、自治体などの公的機関や業界団体など外部の組織・団体」に期待する役割

添付資料 2. 質問表（企業用）

調査項目 1 JICA 民間連携事業に関する質問

（この質問は、JICA 民間連携事業採択企業様向けです。該当しない場合は、下記 調査項目 2 にお進みください。）

採択事業名（国名・年度）	
支援コンサルタント名称	
実施状況	交渉中 ・ 実施中 ・ 完了 （完了された場合、） 次の民間連携事業について計画中 ・ 自社事業として計画中 ・ 撤退 ・ 他の事業者へ売却 その他
現在の状況や事業のインパクト（採択事業の現在の状況について、概略をご説明ください。）	（自由記述）
今後の見通し	（自由記述）
外国人材の活用状況（日本国内）	（自由記述）
外国人材の活用状況（現地事業）	（自由記述）
海外進出における外国人材活用の教訓等	（自由記述）

調査項目 2 現時点で受け入れている外国人材について

⑤ 外国人材の受入を開始した年 平成（西暦） 年～

⑥ 現在、受け入れている外国人材の在留資格と国籍（男女別の人数をご記入ください）

添付資料 2. 質問表（企業用）

	ベトナム		中国		フィリピン		インドネシア		その他（注）	
技能実習	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
資格外活動										
留学	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
上記以外	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
専門的・技術的分野の在留資格										
技術・人文 知識・国際	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
上記以外	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
身分に基づく在留資格										
永住者	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
日本人の配 偶者	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
永住者の配 偶者	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
定住者	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
特定活動	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
不明	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)

（注）「その他」の場合には、国籍を欄外にご記入ください。

⑦ 単身か、家族帯同の別（人数をご記入ください）

単身者 人

家族帯同者 人

⑧ 従事している業務の内容（男女別の人数をご記入ください）

なお、①～⑦は技能実習の職種分類に基づき作成しておりますが、技能実習以外の在留資格でも業務内容にもとづき当該欄①～⑦もご活用ください。

	技能実習		資格外活動		専門的・技術 的分野の在留資 格		身分に基づく 在留資格		その他	
(1) 農業関係										
耕種農業	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
畜産農業	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
(2) 漁業関係										
()	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)

添付資料 2. 質問表（企業用）

	技能実習		資格外活動		専門的・技術的分野の在留資格		身分に基づく在留資格		その他	
(3) 建設関係										
とび	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
鉄筋施行	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
型枠施行	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
()										
(4) 食品製造関係										
食鳥処理加工業	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
加熱性水産加工	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
食品製造業										
非加熱性水産加工	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
食品製造業										
そう菜製造業	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
()										
(5) 繊維・衣服関係										
婦人子供服製造	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
()										
(6) 機械・金属関係										
電子機器組立て	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
機械加工	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
()										
(7) その他										
プラスチック成形	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
溶接	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
塗装	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
()										
(8) 情報通信業										

添付資料 2. 質問表（企業用）

	技能実習		資格外活動		専門的・技術的分野の在留資格		身分に基づく在留資格		その他	
	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)	(男)	(女)
()										
(9) 卸売業、小売業										
()										
(10) 宿泊業、飲食サービス業										
()										
(11) 教育、学習支援業										
()										
(12) 医療、福祉										
()										
(13) 上記以外										
()										

⑨ 現状の外国人材の平均在籍期間

- ・ 6ヵ月以内
- ・ 6ヵ月超～1年以内
- ・ 1年超～3年以内
- ・ 3年超～5年以内
- 5年超～10年以内
- 10年超～

⑩ 現状の外国人材に依頼している業務の難易度

- ・ 比較的単純な作業であり職歴の浅いアルバイトでも代替可能
- ・ アルバイトでも可能であるが、当該業種に関する一定の業務経験が必要
- ・ 一定の業務スキルが必要であり、日本人の場合には正社員として採用した人材に任せる業務
- ・ 特定の業務スキルが必要であり、同等のスキルを有する日本人を採用するのも比較的困難な業務

添付資料 2. 質問表（企業用）

⑪ 外国人材の待遇について特に配慮している事項

- 報酬を同等のスキルを持つ日本人と同等に設定している
- 報酬を同等のスキルを持つ日本人よりも高めに設定している
- 文化・宗教的なバックグラウンドに配慮した就労環境を整えている
- 定期的に母国に帰国することができるように休暇スケジュールに配慮している

その他・補足情報があればご記入ください（自由記述）

⑫ 今後期待する外国人材へのニーズについて

- 現時点の受入状況（人数・スキルレベル・在籍期間）を維持する見込み
- 現時点のスキルレベル・在籍期間は変更なく、受入人数を拡大したい
- 現時点のスキルレベル・人数は変更なく、在籍期間を延長したい
- 現時点のスキルレベルよりも、より難易度の高いスキルを有する人材を受け入れたい

上記のご回答につきまして、採用の方針などをお聞かせください。

調査項目 3 外国人材の受入支援の取り組みについて

⑧ 外国人材を円滑に受け入れるために貴社で行われている取組につき、該当するものに☑マークをご記入ください。

	「現在」行っている取組		「今後」強化したい取組		連携先の名称
	自社単独	外部と連携	自社単独	外部と連携	
(1) 生活の拠点作り					
住居の提供	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
契約支援（ ）					
銀行口座	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
携帯電話	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
移動手段の支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

添付資料 2. 質問表（企業用）

	「現在」行っている取組		「今後」強化したい 取り組み		連携先の名称
	自社	外部	自社	外部	
	単独	と連携	単独	と連携	
買い物の支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
休暇の過ごし方	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(2) 日本への適応支援					
日本語の習得	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
社内交流イベント	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
地域交流イベント（祭りなど）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
日本文化の紹介	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
母国文化の紹介	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(3) 問題が発生した際の支援					
医療（病気・ケガ・出産等）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
災害	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
行政手続き	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
ビザ更新	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 子どもの支援					
育児支援・保育園	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
就学	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
語学教育（日本語）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
語学教育（母国語）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
子ども同士の交流	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
親同士の交流	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
その他 ()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) その他の支援					
()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

添付資料 2. 質問表（企業用）

⑨ 現在、外国人材の受入にあたって協力している外部の組織・団体について教えてください。

種類	名称	役割
受入組合		
送出機関		
日本語学校 (国内)		
教育機関 (大学等)		
業界団体		
地方自治体		
市民団体 (NPO 等)		
その他		

⑩ 外国人材を円滑に受け入れるために「今後、自治体などの公的機関や業界団体など外部の組織・団体」に期待する役割について教えてください。

→日本国内の外部の組織・団体に期待する役割（市町村や、民間を問わず、組織名称と役割についてご回答ください）

組織名称	期待する役割

→日本国外（海外）の外部の組織・団体に期待する役割（民間・公的なもの、組織名称と役割についてご回答ください）

組織名称	期待する役割

ご協力ありがとうございました。

添付資料3. ヒアリング先リスト

No.	調査 県	訪問先名称	訪問先担当部署	ヒアリング形態
1	青森	青森県	観光国際戦略局 誘客交流課・企画調整課	質問表への回答
2	青森	八戸市	総合政策部 市民連携推進課	Web 面談
3	青森	弘前市	観光部 文化振興課	訪問済
4	青森	青森市	経済部 交流推進課 国際交流推進チーム	質問表受領済
5	青森	青森県国際交流協会		訪問
6	青森	(株) たから		Web 面談
7	青森	(株) 青南商事		訪問
8	岩手	岩手県	ふるさと振興部 国際室	質問表への回答
9	岩手	陸前高田市	地域振興部 商政課/地域振興部 観光交流課 定住交流係・観光係	訪問
10	岩手	大船渡市	企画政策部企画調整課・商工課	Web 面談
11	岩手	北上市	まちづくり部 生涯学習文化課 生涯学習係	訪問
12	岩手	盛岡市	交流推進部 文化国際課	Web 面談
13	岩手	遠野市	遠野市生涯学習スポーツ課	質問表への回答
14	岩手	釜石市	文化スポーツ部 国際交流課	Web 面談
15	岩手	(株) 西部開発農産		訪問
16	岩手	(株) アサヒテクノ		質問表への回答
17	岩手	(株) サイバーコア		質問表への回答
18	宮城	宮城県	経済商工観光局国際企画課	訪問
19	宮城	仙台市	文化観光局交流企画課	訪問
20	宮城	気仙沼市	地域づくり推進課	訪問
21	宮城	石巻市	地域振興課	Web 面談
22	宮城	宮城県国際化協会		訪問
23	宮城	さくら事業共同組合		訪問
24	宮城	(有) うしちゃんファーム		Web 面談
25	宮城	(株) ヤマナカ		Web 面談
26	秋田	秋田県	企画振興部 国際課	訪問
27	秋田	秋田市	都市間調整交流担当課	Web 面談
28	秋田	にかほ市	まちづくり推進課	質問表への回答
29	秋田	大仙市	経済産業部交流課	Web 面談
30	秋田	のしろ日本語学習会		Web 面談
31	秋田	三和精鋼(株)		質問表への回答
32	秋田	奥山ボーリング(株)		Web 面談
33	山形	山形県	みらい企画創造部 国際人材活躍支援課	Web 面談

添付資料 3. ヒアリング先リスト

No.	調査 県	訪問先名称	訪問先担当部署	ヒアリング形態
34	山形	小国町	産業振興課	Web 面談
35	山形	新庄市	商工観光課	Web 面談
36	山形	鶴岡市	食文化創造都市推進課・商工課	Web 面談
37	山形	寒河江市	企画創成課 政策調整係	Web 面談
38	山形	米沢市	企画調整部	質問表への回答
39	山形	山形県国際交流協会		Web 面談
40	山形	山形市総務部国際交流センター		Web 面談
41	山形	出羽庄内国際交流財団		Web 面談
42	福島	福島県	生活環境部国際課・雇用労政課	Web 面談
43	福島	福島市	定住交流課 都市間交流係	質問表への回答
44	福島	田村市	観光交流課	質問表への回答
45	福島	いわき市	観光交流課	質問表への回答
46	福島	郡山市	産業観光部	質問表への回答
47	福島	福島県国際交流協会		Web 面談
48	福島	矢田工業(株)		Web 面談
49	福島	(株) アルコップ		Web 面談
50	福島	(株) エージェンシー		Web 面談